



平成 25 年度年次報告 (案)

平成 26 年 4 月

電気通信紛争処理委員会

(参考) 電気通信紛争処理委員会の年次報告に関する参考条文

○ 電気通信紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）

（あっせん及び仲裁の状況の報告）

第十四条 委員会は、総務大臣に対し、総務省令で定めるところにより、
あっせん及び仲裁の状況について報告しなければならない。

○ 電気通信紛争処理委員会手続規則（平成13年総務省令第155号）

（あっせん及び仲裁の状況の報告）

第三条 令第十四条の規定による報告は、国の会計年度経過後一月以内に、
当該会計年度中における次に掲げる事項についてするものとする。

- 一 あっせん及び仲裁の申請件数
- 二 あっせんをしないものとした事件及びあっせんを打ち切った事件の
件数
- 三 あっせんにより解決した事件の件数
- 四 仲裁判断をした事件の件数
- 五 その他電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）の事務に
関し重要な事項

はじめに

本報告書は、電気通信紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）第14条の規定に基づき、平成25年度における電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）の活動状況を総務大臣に報告するものである。

平成25年度においては、平成25年12月3日に委員5名が、同年11月30日に特別委員8名が任命され、委員会は第5期目の活動を開始した。委員会においては、これまでの実績を踏まえ、委員の専門的な知見を活かし、適正かつ迅速な紛争解決に向けて、円滑な紛争処理活動に取り組んで参る所存である。

また、平成23年度から委員会が扱う紛争対象として追加されたケーブルテレビ事業者等による地上テレビジョン放送の再放送同意に関する紛争について、答申1件を行うとともに、あっせん2件が処理終了となった。

その他、卸電気通信役務の提供に係る料金等に関する事案1件のあっせんを行ったほか、事業者相談窓口における相談対応を9件行った。

さらに、我が国における紛争処理等を行う際の基礎資料とするため、諸外国の制度や紛争処理事例等の情報収集を行うとともに、関係事業分野の動向把握や、委員会の周知活動等にも取り組んだ。

本報告書では、第Ⅰ部に委員会の運営状況を、第Ⅱ部に紛争処理の状況を、第Ⅲ部に委員会のその他の活動状況等を取りまとめている。

平成26年4月2※日
電気通信紛争処理委員会

目 次

はじめに

第Ⅰ部 委員会の運営状況 ······ 1

 第1章 委員及び特別委員の任命状況 ······ 1

 第2章 委員会の開催状況 ······ 4

第Ⅱ部 紛争処理の状況 ······ 6

 第1章 紛争処理の概況 ······ 6

 第2章 あっせん終了事案の概要 ······ 8

 第3章 審議・答申事案の概要 ······ 12

第Ⅲ部 委員会のその他の活動状況等 ······ 38

 第1章 政策担当者からのヒアリング等 ······ 38

 第2章 周知広報、利便性向上のための取組 ······ 44

【資料編】

資料1 電気通信紛争処理委員会の概要 ······ 45

資料2 これまでの紛争処理の概況 ······ 48

資料3 これまでの紛争処理終了事案の一覧 ······ 49

資料4 電気通信事業等に関する動向 ······ 57

第Ⅰ部 委員会の運営状況

第1章 委員及び特別委員の任命状況

1 委員の任命

電気通信紛争処理委員会は、電気通信事業、電波の利用又は放送の業務に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する委員5名をもって組織される（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第145条及び第147条）。

平成25年度においては、委員の任期（3年）が満了したことに伴い、平成25年12月3日に総務大臣より以下の5名の委員が任命された（注）。5名のうち3名の委員は新任、2名の委員は再任である。

また、平成25年12月10日に開催した第138回委員会において、委員の互選により中山委員が委員長に、荒川委員が委員長代理に選任され、委員会は新たな体制で5期目の活動を開始した。

【委員】

平成26年3月31日現在

氏名	役職等	任命日
なか やま たか お 中山 隆夫 (委員長)	元福岡高等裁判所長官	平成25年12月3日新任
あら かわ かおる 荒川 薫 (委員長代理)	明治大学総合数理学部 先端メディアサイエンス学科 教授	平成25年12月3日再任 (第1期：平成25年4月1日 ～平成25年12月2日)
お の たけ み 小野 武美	東京経済大学経営学部教授	平成25年12月3日新任
ひら さわ いく こ 平沢 郁子	弁護士	平成25年12月3日新任
やま もと かずひこ 山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科 教授	平成25年12月3日再任 (第1期：平成22年12月3日 ～平成25年12月2日)

注：本任命は、第185回国会において、平成25年11月8日の衆議院本会議及び参議院本会議での、同意の議決を得て行われた。

(退任した委員)

氏名	役職等	退任日
さかにわ こういち 坂庭好一 (委員長)	東京工業大学大学院理工学 研究科教授	平成25年12月2日退任 (第1期:平成19年11月30日 ～平成22年11月29日) (第2期:平成22年12月3日 ～平成25年12月2日)
ふちがみ れいこ 渕上玲子 (委員長代理)	弁護士	平成25年12月2日退任 (第1期:平成19年11月30日 ～平成22年11月29日) (第2期:平成22年12月3日 ～平成25年12月2日)
おばた ひろし 尾畠 裕	一橋大学大学院商学研究科 教授	平成25年12月2日退任 (第1期:平成19年11月30日 ～平成22年11月29日) (第2期:平成22年12月3日 ～平成25年12月2日)

※役職等については、退任時のものである。

2 特別委員の任命

委員会には、委員のほか、あっせん若しくは仲裁に参与させ、又は特別の事項を調査審議させるため、総務大臣が任命する特別委員を置いている（電気通信紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）第1条）。

平成25年度においては、特別委員の任期（2年）が満了したことに伴い、平成25年11月30日に総務大臣から8名の特別委員が任命された。8名のうち、1名の特別委員は新任、7名の特別委員は再任である。

【特別委員】

平成26年3月31日現在(五十音順)

氏名	役職等	任命日
あら い こう 荒井 耕	一橋大学大学院商学研究科 教授	平成25年11月30日新任
かとう ねい 加藤 寧	東北大学大学院情報科学 研究科教授	平成25年11月30日再任 (第1期:平成21年11月30日 ～平成23年11月29日) (第2期:平成23年11月30日 ～平成25年11月29日)

こづか そういちろう 小塚 莊一郎	学習院大学法学部教授	平成 25 年 11 月 30 日再任 (第 1 期 : 平成 23 年 11 月 30 日 ～平成 25 年 11 月 29 日)
こんどう なつ 近藤 夏	弁護士	平成 25 年 11 月 30 日再任 (第 1 期 : 平成 23 年 11 月 30 日 ～平成 25 年 11 月 29 日)
しらい ひろし 白井 宏	中央大学理工学部教授	平成 25 年 11 月 30 日再任 (第 1 期 : 平成 19 年 11 月 30 日 ～平成 21 年 11 月 29 日) (第 2 期 : 平成 21 年 11 月 30 日 ～平成 23 年 11 月 29 日) (第 3 期 : 平成 23 年 11 月 30 日 ～平成 25 年 11 月 29 日)
もり ゆみこ 森 由美子	関東学園大学経済学部教授	平成 25 年 11 月 30 日再任 (第 1 期 : 平成 19 年 11 月 30 日 ～平成 21 年 11 月 29 日) (第 2 期 : 平成 21 年 11 月 30 日 ～平成 23 年 11 月 29 日) (第 3 期 : 平成 23 年 11 月 30 日 ～平成 25 年 11 月 29 日)
わかばやし ありさ 若林 亜理砂	駒澤大学大学院法曹養成 研究科教授	平成 25 年 11 月 30 日再任 (第 1 期 : 平成 19 年 11 月 30 日 ～平成 21 年 11 月 29 日) (第 2 期 : 平成 21 年 11 月 30 日 ～平成 23 年 11 月 29 日) (第 3 期 : 平成 23 年 11 月 30 日 ～平成 25 年 11 月 29 日)
わかばやし かずこ 若林 和子	公認会計士	平成 25 年 11 月 30 日再任 (第 1 期 : 平成 23 年 11 月 30 日 ～平成 25 年 11 月 29 日)

(退任した特別委員)

氏名	役職等	退任日
おの たけみ 小野 武美	東京経済大学経営学部教授	平成 25 年 11 月 29 日退任 (第 1 期 : 平成 19 年 11 月 30 日 ～平成 21 年 11 月 29 日) (第 2 期 : 平成 21 年 11 月 30 日 ～平成 23 年 11 月 29 日) (第 3 期 : 平成 23 年 11 月 30 日 ～平成 25 年 11 月 29 日)

注：小野特別委員は、平成 25 年 12 月 3 日に電気通信紛争処理委員会委員に任命された。

第2章 委員会の開催状況

平成25年度は、次のとおり11回の委員会を開催した。

会合	日付	議事等
第130回	平成25年 4月2日	1 あっせん委員及び仲裁委員対象者の指定 2 平成24年度年次報告（案）の審議 3 無線LANビジネスの健全な発展に向けた取組について  
第131回	平成25年 4月15日	1 株式会社ひのきから申請された再放送同意の裁定に係る総務大臣からの諮問に関する審議
第132回	平成25年 4月19日 ～23日	1 平成24年度年次報告の決定及び総務大臣に対する報告 ※文書による審議（注）
第133回	平成25年 5月15日	1 株式会社ひのきから申請された再放送同意の裁定に係る総務大臣からの諮問に関する審議
第134回	平成25年 5月27日	1 株式会社ひのきから申請された再放送同意の裁定に係る総務大臣からの諮問に関する審議
第135回	平成25年 6月26日	1 株式会社ひのきから申請された再放送同意の裁定に係る総務大臣からの諮問に関する審議
第136回	平成25年 8月5日	1 日本放送協会及び日本テレビ放送網株式会社の放送用施設の現場視察
第137回	平成25年 11月15日 ～19日	1 あっせん委員の指名 ※文書による審議（注）

会合	日付	議事等
第 138 回	平成 25 年 12月 10 日	<p>1 委員長及び委員長代理の選任 2 上川総務副大臣の挨拶 3 新委員長の挨拶 4 あっせん委員及び仲裁委員対象者の指定 5 電気通信事業分野における競争状況の評価について 6 あっせん事案について</p>   <p>委員会の模様（2）</p> <p>委員会の模様（上川副大臣挨拶）（1）</p>
第 139 回	平成 26 年 2月 27 日	<p>1 再放送同意に係る大臣裁定制度について 2 相互接続の概要 3 事業者間協議の状況について 4 あっせん終了案件についての報告</p>
第 140 回	平成 26 年 3月 27 日	<p>1 電気通信・放送業における費用効率性・通話需要に関する計測結果について 2 「電気通信紛争処理マニュアル」の改訂について 3 平成 25 年度年次報告（案）の審議 4 MVNO の現況と課題について</p>

注：「文書による審議」とは、電気通信紛争処理委員会運営規程第 2 条第 2 項に基づく審議（招集せずに行う委員会）をいう。

第Ⅱ部 紛争処理の状況

第1章 紛争処理の概況

委員会は、次の3つの機能を有している。

- ① 電気通信事業者間、電気通信事業者とコンテンツ配信事業者等との間、ケーブルテレビ事業者等と地上テレビジョン放送事業者との間等の紛争に対し、「あっせん」や「仲裁」を実施すること
- ② 総務大臣が、接続協定等の細目の裁定、業務改善命令等を行う際、総務大臣から諮問を受け、審議・答申を行うこと
- ③ あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、競争ルールの改善等について意見があれば、総務大臣に対し勧告を行うこと

また、事務局に事業者相談窓口を設けて、事業者間の紛争に関する問合せ・相談等に対応している。

平成25年度に行ったこれらの紛争処理の状況は、次のとおりである。

なお、委員会設置時からこれまでの紛争処理の概況については、【資料2】のとおり。

1 あっせん・仲裁の処理件数

平成24年度に申請があったあっせん2件について、平成25年度に処理終了となった。平成25年度中、あっせん1件の申請があり、処理終了となった。仲裁の申請はなかった。

あっせん・仲裁の処理件数（平成25年度）

あっせん申請	処理終了	処理中
1	3 (注) (解決 3) (合意に至らず取下げ 0) (あっせん打切り 0) (あっせん不実行 0)	0

注：うち2件の申請は平成24年度中

仲裁申請	処理終了	処理中
0	0 (仲裁判断 0)	0

2 審議・答申

平成24年度にあった地上テレビジョン放送の再放送同意の裁定に係る総務大臣からの諮問1件について、平成25年度中に総務大臣への答申を行った。

事 案	諮 問	答 申
諮問第9号	平成25年1月30日	平成25年6月26日

3 励告

平成25年度中、総務大臣への勧告は行わなかった。

4 事業者相談窓口における相談

事業者相談窓口において、10件の相談・問い合わせ等を受けた。相談内容ごとの受付件数は、次のとおりである。

相 談 内 容	受 付 件 数
① 卸電気通信役務の提供 (卸電気通信役務の料金に関する相談等)	6件
② 地上テレビジョン放送の再放送に関する同意 (あっせんの制度・手続に関する相談等)	1件
③ その他	3件
計	10件

注：同一案件に係る複数回の相談を含む。

第2章 あっせん終了事案の概要

平成25年度に処理終了となったあっせん事案の概要については、以下のとおりである。

なお、委員会設置時からこれまでの紛争処理終了事案の一覧については、【資料3】のとおり。

1 平成24年9月3日申請（平成24年（争）第1号）（地上テレビジョン放送の再放送の同意）

（1）経過

平成24年	
9月 3日	A組合から、あっせんの申請（平成24年（争）第1号）。 （⇒（2））
10月 16日	委員会から、B放送局に対し、あっせんの申請があつた旨の通知。
11月 1日	あっせん委員（渕上委員長代理、加藤特別委員、小塚特別委員及び若林（亜）特別委員）の指名。
12月 4日	B放送局から、答弁書の提出。（⇒（3））
12月 26日	両当事者から意見の聴取。
平成25年	
1月 21日	B放送局から、あっせん委員からの質問（1月11日付け）に対する回答の提出。
2月 20日	A組合から、B放送局からの答弁書（12月4日付け）に対する回答（一部）及びあっせん委員からの質問（1月1日付け）に対する回答の提出。
5月 9日	A組合から、B放送局からの答弁書（12月4日付け）に対する回答（一部）の提出
10月 28日	B放送局から、委員会に対し、合意が成立した旨の報告。 （⇒（4））
10月 31日	A組合から、委員会に対し、合意が成立した旨の報告。（⇒（4）） あっせん終了。

(2) 申請の概要

A組合は、B放送局の地上アナログ放送の同時再放送を実施しており、平成23年7月24日のアナログ放送終了後も、地上デジタル放送の同時再放送の実施を希望してB放送局との間で協議したが、協議が調わなかった。

そのため、A組合の業務区域におけるB放送局のデジタル放送の同時再放送について、恒久的な同意を求めて、あっせんを申請。

(3) 答弁書の概要

B放送局は、A組合の希望に対し、以下の点を理由に、同時再放送の同意はできないと回答した。ただし、A組合との間で実質1回だけしか協議しておらず、B放送局としては、あっせん手続と並行して当事者間での協議を継続したいと考えている。

- A組合の業務区域である甲地域にはB放送局の系列局はないものの、B放送局の主な番組は甲地域内の民放局が購入して放送されており、甲地域内で視聴可能である。したがって、甲地域のケーブルテレビ・共同受信施設において、B放送局の番組を同時再放送する必要性は認められない。

(4) 合意の内容

A組合とB放送局は、あっせん手続と並行して誠実に協議を重ね、当事者間で解決することに合意した。

2 平成24年9月4日申請（平成24年（争）第2号（地上テレビジョン放送の再放送に関する同意）

(1) 経過

平成24年	
9月 4日	A組合から、あっせんの申請（平成24年（争）第2号）。 （⇒（2））
10月 16日	委員会から、B放送局に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
11月 1日	あっせん委員（渕上委員長代理、加藤特別委員、小塚特別委員及び若林（亞）特別委員）の指名。
12月 4日	B放送局から、答弁書の提出。（⇒（3））
12月 26日	両当事者から意見の聴取。

平成25年	
1月21日	B放送局から、あっせん委員からの質問（1月11日付け）に対する回答の提出。
2月20日	A組合から、B放送局からの答弁書（12月4日付け）に対する回答（一部）及びあっせん委員からの質問（1月11日付け）に対する回答の提出。
5月 9日	A組合から、B放送局からの答弁書（12月4日付け）に対する回答（一部）の提出
10月28日	B放送局から、委員会に対し、合意が成立した旨の報告。 （⇒（4））
10月31日	A組合から、委員会に対し、合意が成立した旨の報告。（⇒（4）） あっせん終了。

（2）申請の概要

A組合は、B放送局の地上アナログ放送の同時再放送を実施しており、平成23年7月24日のアナログ放送終了後も、地上デジタル放送の同時再放送の実施を希望してB放送局との間で協議したが、協議が調わなかった。

そのため、A組合の業務区域におけるB放送局のデジタル放送の同時再放送について、恒久的な同意を求めて、あっせんを申請。

（3）答弁書の概要

B放送局は、A組合の希望に対し、以下の点を理由に、同時再放送の同意はできないと回答した。ただし、A組合との間で実質1回だけしか協議しておらず、B放送局としては、あっせん手続と並行して当事者間での協議を継続したいと考えている。

- ・ A組合の業務区域である甲地域にはB放送局の系列局はないものの、B放送局の主な番組は甲地域内の民放局が購入して放送されており、甲地域内で視聴可能である。したがって、甲地域のケーブルテレビ・共同受信施設において、B放送局の番組を同時再放送する必要性は認められない。

（4）合意の内容

A組合とB放送局は、あっせん手続と並行して誠実に協議を重ね、当事者間で解決することに合意した。

3 平成25年10月30日申請（平成25年（争）第1号）（卸電気通信役務の提供に係る料金等の見直し）

経過

平成25年	
10月30日	A社から、あっせんの申請（平成25年（争）第1号）。
31日	委員会から、B社に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
11月11日	B社から答弁書の提出
19日	あっせん委員（荒川委員、小野特別委員、近藤特別委員）の指名。
26日	両当事者から意見の聴取。
29日	あっせん委員から、A社及びB社に対し、質問を送付。
12月 4日	B社から、あっせん委員からの質問（11月29日付け）に対する回答。
6日	A社から、あっせん委員からの質問（11月29日付け）に対する回答。
13日	あっせん委員から、A社及びB社に対し、質問を送付。
19日	A社から、あっせん委員からの質問（12月13日付け）に対する回答
20日	B社から、あっせん委員からの質問（12月13日付け）に対する回答
平成26年	
1月14日	両当事者から意見の聴取。
16日	あっせん委員から、A社に対し、検討依頼を送付。
21日	A社から、あっせん委員からの検討依頼（1月16日付け）に対する回答
23日	あっせん委員から、B社に対し、検討依頼を送付。
29日	B社から、あっせん委員からの検討依頼（1月29日付け）に対する回答
2月6日	両当事者から意見の聴取。 あっせん委員から、あっせん案の提示。
12日	B社があっせん案を受諾。
13日	A社があっせん案を受諾。あっせん終了。

第3章 審議・答申事案の概要

1 平成25年1月30日諮詢（平成25年諮詢第9号）（地上テレビジョン放送の再放送同意に関する裁定）

（1）経過

平成23年	
6月21日	株式会社ひのき（以下、「ひのき」という。）から、裁定の申請。（⇒（2））
10月20日	総務大臣が、申請について拒否処分。
11月 7日	ひのきが、総務大臣に対し、拒否処分についての異議申立て。
12月 9日	総務大臣が電波監理審議会に付議。
平成24年	
11月28日	電波監理審議会が、裁定手続に入る旨の決定案を議決。
12月 5日	総務大臣から、ひのきに対し、裁定手続に入る旨の通知。 総務大臣から、讀賣テレビ放送株式会社（以下「讀賣テレビ」という。）に対し、裁定の申請があった旨の通知。
平成25年	
1月 9日	讀賣テレビから、意見書の提出。（⇒（3））
1月30日	総務大臣から、委員会に諮詢（諮詢第9号）。（⇒（4）） 両当事者から意見の聴取。
3月26日	両当事者に対し、書面による意見の聴取の依頼。
4月 8日	両当事者から、意見の聴取の依頼について回答の提出。
5月15日	両当事者から意見の聴取。
6月 5日	ひのきから、申請書に係る補正書の提出。
6月26日	委員会から、総務大臣に答申（電委第54号）。（⇒（5））
7月23日	総務大臣から、両当事者に対し、裁定について通知。（⇒（6））

（2）申請における主な主張

① 申請に係る再放送の概要

（ア）再放送しようとするテレビジョン放送

讀賣テレビに係る大阪放送局のデジタルテレビジョン放送

(イ) 再放送の業務を行おうとする区域

徳島県板野郡松茂町、北島町の各全域並びに上板町の一部の区域（詳細は、答申書の別添を参照。）

(ウ) 再放送の実施の方法

同時再放送による放送

(エ) 申請者が希望する再放送の開始日

裁定あり次第速やかに

② 申請の理由等

ひのきは、昭和62年12月2日に北島CATV管理組合として業務を開始した当初から、讀賣テレビの同意を得て、アナログ放送を再放送してきた。

平成18年9月25日に讀賣テレビに対し、直接面談してデジタル放送の再放送同意につき協議を申し入れて以来、現在まで約4年9か月、総務省が「有線テレビジョン放送事業者による基幹放送事業者の地上基幹放送（テレビジョン放送に限る。）の再放送の同意に係る協議手続及び裁定における『正当な理由』の解釈に関するガイドライン」（以下「再放送ガイドライン」という。）を公表してからでも約3年以上もの長期にわたり協議を重ねてきた。

しかし、讀賣テレビは、地元の地上基幹放送事業者が同意しない限り再放送には応じない旨の主張に固執し、デジタル放送の再放送に同意しなかった。この讀賣テレビの主張は、再放送ガイドラインに反する不当なものである。

最終的に、讀賣テレビは、平成23年6月20日にひのきに対し、再放送に同意しない旨を明らかにした。その結果、ひのきと讀賣テレビは、同日、本件につき歩み寄る余地がないと相互に確認するに至った。

(3) 讀賣テレビの主な主張

(5) 答申中、第1 本件の経緯 2 申請に係る基幹放送事業者の意見の概要 (1) 意見書における主張の概要を参照。

(4) 諒問

平成25年1月30日諒問第9号（次のとおり）

諮詢書

平成23年6月21日付けで、株式会社ひのきから、放送法（昭和25年法律第132号）第144条第1項の協議が不調にあたるものとして総務大臣の裁定の申請があった。

当該申請は、同条第1項の裁定申請の要件を満たすものと認められるところから、同条第5項の規定に基づき、当該裁定について諮詢する。

（5）答申

平成25年6月26日電委第54号（次のとおり）

答申書

平成25年1月30日付け諮詢第9号をもって諮詢された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。なお、その理由は、別紙のとおりである。

記

株式会社ひのきの再放送同意裁定申請については、以下のとおり裁定することが適当である。

1 讀賣テレビ放送株式会社は、以下に定めるところにより、同社のテレビジョン放送を株式会社ひのきが再放送することに同意しなければならない。

(1) 再放送しようとするテレビジョン放送

大阪放送局のデジタルテレビジョン放送

(2) 再放送の業務を行おうとする区域

徳島県板野郡松茂町及び北島町の各全域

(3) 再放送の実施の方法

上記(1)のテレビジョン放送の全ての放送番組に変更を加えないで同時に再放送するとともに、再放送に利用するチャンネルは一定のチャンネルとし、空き時間であっても他の用途に利用しないこと。

なお、上記(1)のテレビジョン放送の再放送は区域外再放送となるため、株式会社ひのきは、受信者が視聴する際に混乱が生じないよう再放送に利用するチャンネルの配置等について配慮すること。

2 讀賣テレビ放送株式会社は、株式会社ひのきが再放送の業務を行おうとする区域のうち徳島県板野郡上板町の区域（別添のとおり）については、同社のテレビジョン放送を株式会社ひのきが再放送することに同意しなければならないとは認められない。

ただし、「受信者の利益」を適切に保護する観点から、同意をしないこととする場合においても、讀賣テレビ放送株式会社が一定期間の経過措置（激変緩和措置）を講ずる必要があり、総務大臣においては、裁定を行うに当たり、適切な経過措置の期間を定めたうえで当該経過措置が講じられることを確保すべきであることを付言する。

別紙

第1 本件の経緯

1 申請の概要等

申請者（株式会社ひのき）は、平成4年5月6日付けで郵政大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可を得て、徳島県板野郡松茂町及び北島町の各全域並びに上板町の一部の区域においてケーブルテレビ事業を行っている者であるところ、大阪府大阪市所在の申請に係る地上基幹放送事業者である讀賣テレビ放送株式会社（以下「讀賣テレビ」という。）のデジタルテレビジョン放送の再放送を希望し協議を求めたが、協議が調わなかったとして、平成23年6月21日付けで本件申請を行った。

申請の概要は、下述のとおりである。

(1) 申請に係る再放送の概要

ア 再放送しようとするテレビジョン放送

大阪放送局のデジタルテレビジョン放送

イ 再放送の業務を行おうとする区域

徳島県板野郡松茂町及び北島町の各全域並びに上板町の一部の区域
(別添のとおり)

ウ 再放送の実施の方法

同時再放送による放送

エ 申請者が希望する再放送の開始日

裁定あり次第速やかに

(2) 協議の経過

申請者は、昭和 62 年 12 月 2 日に北島 C A T V 管理組合として業務を開始した当初から、讀賣テレビの同意を得て、アナログ放送を再放送してきた。

讀賣テレビは、平成 14 年 7 月 25 日に再放送同意（更新）をした際に、申請者に対し、デジタル化に備えチャンネルを空けておくよう条件を付した。これは、讀賣テレビの放送がデジタル化された場合にも、アナログと同様に再放送同意を行うことを前提とするものであった。

申請者は、讀賣テレビの放送を、過去 20 年以上もの長きにわたって再放送してきた。そして、デジタル放送についても再放送することを前提に、費用を投じて設備の整備等を行ってきた。

平成 18 年 9 月 25 日に讀賣テレビに対し、直接面談してデジタル放送の再放送同意につき協議を申し入れて以来、現在まで約 4 年 9 か月、総務省が「有線テレビジョン放送事業者による基幹放送事業者の地上基幹放送（テレビジョン放送に限る。）の再放送の同意に係る協議手続及び裁定における『正当な理由』の解釈に関するガイドライン」（以下「再放送ガイドライン」という。）を公表してからでも約 3 年以上もの長期にわたり協議を重ねてきた。

しかし、讀賣テレビは、地元の地上基幹放送事業者が同意しない限り再放送には応じない旨の主張に固執し、デジタル放送の再放送に同意しなかった。この讀賣テレビの主張は、再放送ガイドラインに反する不当なものである。

最終的に、讀賣テレビは、平成 23 年 6 月 20 日に申請者に対し、再放送に同意しない旨を明らかにした。その結果、申請者と相手方は、同日、本件につき歩み寄る余地がないと相互に確認するに至った。

(3) 第 1 回意見聴取及び平成 25 年 4 月 8 日付文書による申請者の主張の概要

ア 放送の地域性に係る意図

近畿広域圏（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の 6 府県）の地上基幹放送事業者は、事実上の放送対象地域に徳島県を含めており、現に、徳島県内の視聴者を念頭に、徳島県の出来事や天気など徳島に関する情報を放送している。それは、讀賣テレビの場合も同じである。

近畿広域圏の地上基幹放送事業者は、徳島県もCMの放送対象地域としてスポンサーに売り込んできたのであり、当然、その放送（番組及びCM）が徳島県内で放送されることを当然の番組編集上の意図としてきたこと（仮に、徳島県内で放送されなければ、スポンサーに対するCM放送契約違反になる。）。このことは、讀賣テレビにおいても、全く同様である。

イ 通勤・通学等人の移動状況

徳島県への転入者および徳島県からの転出者の約3割を近畿地方が占めている。

徳島県民で他県において就業・通学する者の2割を近畿地方が占める。

徳島県は、関西広域連合、近畿ブロック知事会、関西地域振興財団、近畿高等学校総合文化祭など、関西（近畿）2府8県の一員として広域行政を推進し、文化的にも密接な関係にある。

徳島県から神戸・大阪へは約1時間半～2時間程度で移動可能であり、両地域を結ぶ高速バス・フェリーなど公共交通機関も発達し、年間約200万人もの人の移動がある。

徳島県と淡路島（兵庫県）の間では、「島内路線」の一環として「淡路徳島線」が運行されており、頻繁に人の移動が行われている。

徳島県から京都・大阪・兵庫への自動車による旅客輸送人員は、100万人を超え、逆路線でも150万人を超えるなど、両地域間で活発な人の移動が行われている。

神戸淡路鳴門自動車道の全線開通から15年を迎えて、徳島県と関西を結ぶ高速バス路線が定着し、両地域間で活発な人の移動が行われ、ストロー現象という形で、徳島県から関西へ買い物等に出かける人も多数に上っている。

徳島県住民の移動先は転出・転入ともに関西が一番多く、全体の30%程度を占めていること。その結果、京阪神地方を中心に、約130万人の徳島県出身者が居住している。

徳島県内の高校卒業者の約45%が関西に進学し、その県外就職先の約38%が関西である。

関西方面へは、高速バスが1日131往復し、年間約200万人の人間が往々來している。

ウ 両地域間の経済的取引状況

徳島県産の農産物は販売額の約5割が京阪神市場に出荷されるな

ど、両地域には大きな経済的取引がある。

徳島県産の農産物は、約520億円分（販売金額の約50%）が京阪神市場に出荷され、大阪中央卸売市場での全入荷量の4位を占めるなど、両地域には、大きな経済的取引がある。

徳島県からの貨物は、約4割が関西向けで、その量は年間約420万トンに達する。

徳島県と関西とは古くから経済的結びつきが強く、京阪神地域は、徳島県の一次産品の最大の消費地である。

製造品出荷額の約27%、原材料・燃料購入額の約25%は関西である上、徳島県は、関西への電力供給地ともなっており、また、関西国際空港の整備費用も負担している。

徳島県民は、大阪市内や神戸市内の百貨店など、関西方面へ多数買物に出かけている。四国放送株式会社（以下「四国放送」という。）も、アナウンサーと一緒に行く買物ツアーを企画している。

徳島県の企業（銀行、量販店、建設業者等）は、関西に支店、営業所を設置し、人員を派遣したり、店舗を設けたり、出向いたりして営業対象地域とするなど、関西と活発に経済的取引をしている。

エ 電波のスpillオーバーの状況

申請者の業務区域である徳島県板野郡松茂町、北島町及び上板町では、地上波テレビジョン放送のデジタル化以後も讀賣テレビの放送がアンテナで良好に受信可能であり、現に一部の世帯ではケーブルテレビに加入せずデジタル放送を受信している。

申請者の業務区域では、デジタル化後も讀賣テレビの放送がアンテナで良好に受信でき、現に、25～40%の世帯は、ケーブルテレビに加入することなく、アンテナで直接受信して讀賣テレビの放送を視聴している。

オ 両地域の関係を巡る歴史的経緯

江戸時代、現在の徳島県と淡路島（兵庫県）は、阿波蜂須賀藩が治めており、両地域間で盛んに人的・経済的交流が行われ、現在に至るまで、ほとんど一体というべき極めて密接な地域的関連性がある。

カ 再放送に関する視聴実態、視聴習慣

徳島県では、四国放送のテレビジョン放送開始より前の昭和30年代から現在まで半世紀以上にわたり、讀賣テレビを含む近畿広域圏のテレビジョン放送が視聴されてきている。

讀賣テレビがデジタル化以降視聴できなくなったため、県民からは多数の意見、不満の声があり、同社のテレビジョン放送の視聴は県民の強い要望である。

近畿広域圏の地上基幹放送事業者は、事実上の放送対象地域に徳島県を含めており、現に徳島県内の視聴者を念頭に、徳島県の出来事や天気予報など、徳島に関する情報を放送している。

讀賣テレビ以外の関西広域民放及び県域局はすべてデジタル放送の再放送同意済みである。

徳島では、現在も、近畿広域圏のテレビジョン放送及び近畿の県域のテレビジョン放送がアンテナで受信され、かつ、讀賣テレビの放送以外は再放送同意もなされ、広く徳島県民の視聴の対象となっている。それゆえ、これらのテレビジョン放送は、県民の文化生活に欠かせないものであって、讀賣テレビの同意拒否は、極めて異例で理由のない対応である。

キ 地元基幹放送事業者への影響

申請者の再放送同意申込みに対して、讀賣テレビが当初から主張してきた「系列局である四国放送との兼ね合いがある」という点については、地元基幹放送事業者の同意、経営問題等の有無は、不同意となる正当な理由には当たらない。

(4) 第2回意見聴取における申請者の主張の概要

ア 総務省が行ったスピルオーバー調査結果について

電界強度という表面的で単純な数値だけをもって、区域外再放送が受信できるか否かを判断するのは、そもそも無理がある。

調査地点 52箇所中、合計 41箇所（約 79%）で受信が可能であるから問題ない。

全国デジタル放送推進協議会の「地上デジタル放送難視地区対策計画」（平成 21 年 8 月）の調査結果によると、調査ポイントの設定、地区的範囲など不明確な部分もあるものの、少なくとも、半数程度の地区では、讀賣テレビのデジタル放送が受信可能であることが認められる。

調査結果は、地上テレビジョン放送のデジタル化に向けた取組において、「徳島県では、県内の民放が一社のため県外アナログ放送受信者が多数存在」、「区域外波の安定受信のためには、ケーブルテレビへの加入を基本に対策を促進」との総務省自身の方針に反する。

徳島県では、アナログ放送の時代から約半世紀にわたり讀賣テレビ

が広く視聴されてきたにも関わらず、デジタル化以降突然再放送を拒まれていることが本質的な問題であり、これに対し、ブースターの有無や画質評価などは、本質から離れた問題にすぎない。

イ 両地域間の経済的取引状況を示す資料について

徳島県は、「関西大商圈」に含まれている。関西方面へ多数買物に出かけており、年間消費流出規模は32億円（13.7%）である。

「『中小小売店支援のための1万人アンケート』調査結果報告書」（徳島県・（財）とくしま産業振興機構、平成14年3月）（以下「徳島県アンケート」という。）は、12年前でさえ密接な経済的取引があったことを示すが、若年単身者等の動向を反映していないなど、資料として不十分な点もある。若年単身者の動向を適切に反映させ、かつ、その後の時間の経過を考慮すれば、現在では、より一層、活発な経済的取引が行われていると見るべきである。

ウ その他

讀賣テレビは、徳島県内で発行される新聞に、自社の番組の広告を掲載しており、今も、徳島県を事実上の放送対象地域として重視している。

再放送ガイドラインの「放送の地域性に係る意図」は、「正当な理由」に当たらない。再放送ガイドラインではなく、昭和61年の国会答弁に示された5基準に照らして、速やかに同意裁定をすべきである。

万一、再放送ガイドラインによったとしても、「放送の地域性に係る意図」を侵害しないことが優に認められるから、速やかに同意裁定をすべきである。

2 申請に係る基幹放送事業者の意見の概要

(1) 意見書における主張の概要

ア 讀賣テレビが「同意をしない」理由とその正当性

讀賣テレビがその放送対象地域に放送することを前提として制作した番組放送の意図が侵害されるだけでなく、放送法及び基幹放送普及計画に基づく現在の放送秩序及び放送文化が損なわれる。

徳島県唯一の地上基幹放送事業者である四国放送の経営基盤が脅かされ、ひいては地元受信者に不利益がもたらされる。

イ 「正当な理由」の解釈

(ア) 再放送ガイドラインの適用のあり方

放送法第11条の解釈として、再放送同意制度の趣旨は「放送事業者の利益保護」と「放送秩序の維持」の両方にあり、これを「放送事業者の利益保護」だけに限定する再放送ガイドラインは、放送法を適切に解釈したものとはいえず、再放送ガイドラインの「正当な理由」の考え方のみを重視することは適切ではない。

再放送同意制度の解釈としては、地元基幹放送事業者の経営基盤の確保ということも重要な検討要素とされるべきであって、これを考慮しない再放送ガイドラインの「正当な理由」の考え方のみを重視することは適切ではない。

ケーブルテレビ事業も確固たる基盤を築いて大規模化が進み、過剰な保護を与える必要がない状況となっており、「正当な理由」の解釈にあたっても、このような立法事実の変化を反映させて、可及的に、例外的措置である同意裁定の発動を抑制すべきである。

(イ) 受信者の利益

区域外再放送で得られる受信者の利益とは、区域外再放送によってしか取得できない受信者の生活等に必要な地域情報の取得であり、区域外再放送によってしか取得できないか否かを判断する「地元基幹放送事業者による情報発信・情報提供の有無」、すなわち「番組の同調率」も考慮すべきである。

四国放送の讀賣テレビとの番組同調率は82%強になっており、徳島県全域の視聴者は、讀賣テレビの番組のほとんどを四国放送を通じて視聴することができ、讀賣テレビの区域外再放送によってしか得られない生活等に必要な地域情報というものはほとんど考えられず、受信者の利益を保護するためにやむにやまれぬ事情は認められない。

区域外再放送という手段を通じて情報需要者に取得させなくても、インターネットや携帯電話等が普及するなど情報収集手段が多様化している今日、地上基幹放送事業者の表現の自由や放送秩序の維持を制限することのない代替手段により情報を取得することは十分に可能である。

(ウ) 地上基幹放送事業者の権利（表現の自由）

再放送同意制度は、憲法上保障された表現の自由（放送の自由）の一内実であり、「放送の地域性に関する意図」の保護の必要性が相対的に低いとしている再放送ガイドラインの「正当な理由」の考え方には何ら法的に合理的な根拠はなく、再放送ガイドラインの考え方のみを重視することは適切ではない。

讀賣テレビは、次のようなトラブルや問題を惹き起こすことから、自らの放送対象地域外で再放送されたくないという意図を有しているが、同意裁定により区域外再放送が認められれば、讀賣テレビの放送の意図を大きく害することになる。

著作権法上の権利処理がなされないまま同意裁定が下ると讀賣テレビの放送している番組に関して著作権もしくは著作隣接権を有する権利者と申請者との間で著作権法上の紛争が起きるおそれが大きく、場合によっては著作権法上の権利者と讀賣テレビとの間にも期せずして紛争を発生させる可能性がある。

申請者により讀賣テレビの区域外再放送が行われることになると、広告収入等で経営に多大な影響を及ぼすCMに関してトラブルが生じる可能性があるので、讀賣テレビは区域外再放送をしたくないとの意図を有している。

近畿のみで放送されることを条件に出演者（一般人も含む）が取材やインタビューに応じるような場合に、区域外再放送されると讀賣テレビとしては予期せず、深刻な人権侵害などを引き起し、コンプライアンス上の問題を抱えることになる。

その他、懸賞広告では、販売促進のため、対象地域、選考方法、応募方法と条件など細かく規定されていたり、エリアによって実施時期が調整されてたりすることがあるが、区域外再放送がなされることにより、販売促進の効果が薄れるなどして、讀賣テレビとしては予期せず、スポンサー企業との間でトラブルを発生させてしまうおそれもある。

ウ 再放送ガイドラインを踏まえた検討

地域間の関連性が低く、地域間の関連性に係る受信者の利益はわずかで、それに引き替え、区域外再放送による讀賣テレビの放送の地域性に係る意図の侵害の程度は許容範囲内（受忍限度内）にあるとは到底いえない。

(ア) 通勤・通学等人の移動状況

平成22年の国勢調査では、3町から近畿広域圏への就業者・通学者数は、124人（3町に常住する全就業者・通学者数に対する比率0.5%）であり、近畿広域圏から3町への就業者・通学者数は135人（3町において就業・通学する者に対する比率0.61%）であり、実数としても、比率としても極めて低いものである。しかも124人中92人、135人中126人が徳島県と近接した淡路島のある兵庫県との間における就業・

通学であり、近畿といつてもかなり地域限定的である。

(イ) 電波のスピルオーバーの状況

電界強度計算ソフトを用いて徳島県域への放送波のスピルオーバー（電界強度）を試算したところ、徳島県の内陸部はもとより沿岸部にさえ、讀賣テレビのデジタルテレビジョン放送の電波は届いていない。よって、徳島県地区では讀賣テレビの放送波を安定的に受信して視聴することはほぼ不可能である。

エ 申請者による大臣裁定申請の経緯

申請者は、一方的に協議を打ち切り、実質的協議を尽くすことなく同意裁定申請を行っており、かかる態度は大臣裁制度を濫用するものにはかならない。

(2) 平成 25 年 4 月 8 日及び 11 日付文書による讀賣テレビの主張の概要

ア 通勤・通学等人の移動状況

徳島県は、近畿圏の兵庫・大阪との間に人の移動はあるものの、四国外の外 3 県（香川県、愛媛県及び高知県）との間の人の移動が圧倒的に多い。

近畿を目的地とする流動人数では、徳島県は、近畿隣接他県と比べて特段多いとはいはず、岡山県と比べればその 8 分の 1 しかなく、圧倒的に少ない。また、県外流動人数における割合を見ても、約 10% しかおらず、特段近畿を目的地とする人の移動が多いというわけでもなく、これも岡山県と比べれば、3 分の 1 しかない。そして、徳島県よりも近畿を目的地とする流動人数及びその割合が多く、人の移動の点で地域間の関連性が強いと考えられる岡山県及び鳥取県のケーブルテレビ事業者は 1 社も讀賣テレビに区域外再放送の同意を求めていない。つまり、岡山県及び鳥取県よりも地域関連性が弱い徳島県の受信者にとって、区域外再放送をいう手段によってまで近畿の情報を得なければならないという必要性はない。

平成 22 年国勢調査によると、徳島県を常住地とする就業者・通学者のうち、近畿に就業・通学する者の数は、811 人であり、全就業・通学者数 38 万 1,905 人のうち、0.21% にすぎない。これも岡山県を常住地とする就業者・通学者数と比べても人数は 5 分の 1 であり、割合も 2 分の 1 である。この資料からも、徳島県と近畿は人の移動の点で地域間の関連性が強いとはいはず、岡山県と比べれば、地域関連性が格段に弱い徳島県の受信者にとって、区域外再放送という手段によってまで

近畿の情報を得なければならないという必要性はない。

イ 両地域間の経済的取引状況

徳島県が平成8年度及び平成10年度に実施したお買い物アンケート調査によると、アンケート対象者の買い物のうち阪神方面での購入割合が0%、つまり阪神方面で買い物を全くしない人の割合が徳島市においては、平成8年度は98%(1,263人/1,315人中)、平成10年度に91.8%(1,284人/1,399人)、鳴門市においては、平成8年度は95.7%(764人/798人中)、平成10年度は89.9%(719人/800人中)である。徳島県の小売業年間販売額の43.3%を占める県内第1位の購買力のある徳島市の市民と県内第2位の購買力のある鳴門市の市民でさえ、阪神方面で買い物を全くしない人が約9割もいる。しかも同調査のサンプルとして使われた婦人・子供服は、同調査の別項目での「京阪神地域で買い物に関する徳島県消費者の意向」の調査において最上位に位置した「衣料品」カテゴリーに含まれるものであり、他の買い物対象品を含めた全商品での割合に引き直すとさらに増えるものと考えられる。また、当該資料の「阪神方面への購買流出率(婦人・子供服)」によると、金額ベースでの流出率は徳島市で2.2%であり、鳴門市でさえ2.8%で、申請者の業務区域では1%未満である。したがって、徳島県の消費者にとって阪神地域は購買地域としての重要度は低く、阪神地域の情報は徳島県民、特に申請者の業務区域の住民にとって自らの生活等に必要な地域情報とはいえない。

ウ 再放送に関する視聴実態、視聴習慣

平成23年7月のアナログ放送終了とともにデジタル放送完全移行をもって、徳島県ではこれ以降、読賣テレビの区域外再放送は、激変緩和措置としての「デジアナ変換による激変緩和措置」による再放送を除き、行われていない。このような事情を背景に、地デジ完全移行を挟んで、一時期、徳島県の視聴者から読賣テレビに対し、デジタル放送の区域外再放送に関する問い合わせやクレームがあったものの、その後、短期間に収束し、平成24年以降は、ほとんど問い合わせ等はない状態が続いている。このような事実からすれば、徳島県における読賣テレビの再放送に関する視聴実態はなく、視聴習慣も消失したものといえる。

申請者の業務区域周辺のケーブルテレビ事業者によると、アナログ再放送停止の直後を除き、読賣テレビの再放送の要望も再放送停止に対するクレームも無い状態が現在でも継続しているとのことである。

このような事実からすれば、申請者の業務区域周辺の受信者には、読賣テレビの再放送に関する視聴実態も視聴習慣も現在では消失しているものといえる。

申請者と競合するケーブルテレビ事業者は、読賣テレビのデジタル再放送もデジアナ変換による激変緩和措置によるアナログ再放送すら実施していないが、平成20年7月のサービス提供開始以降、徳島県全域で加入者が急増している。このように読賣テレビの放送が（読賣テレビの同意を得ることなく）再放送されている申請者の業務区域においても、読賣テレビの放送の再放送をしていない事業者が加入者数を伸ばし躍進していることからしても、読賣テレビの放送の再放送に関する視聴実態や視聴習慣は希薄化しているか、消失しているものといえる。

(3) 第2回意見聴取における読賣テレビの主張の概要

ア 総務省が行ったスピルオーバー調査結果について

総務省のスピルオーバーの状況調査結果について、受信可能地点の数・地域の偏在、測定日による電界強度のばらつきから、申請者の業務区域で読賣テレビのデジタル波が安定的に視聴可能な程度には届いていないと判断する。

また、例年4月から10月にかけて不定期に発生するフェージングの影響も考慮すると、さらに今回の結果よりも悪化すると想定され、申請者も業務区域内の一般家庭で放送波受信をする場合は、フェージングの影響により在阪広域局等の県外波を安定的に受信できることが困難であると認識している。

イ 両地域間の経済的取引状況を示す資料について

徳島県アンケートの結果では、明石海峡大橋という利便性があるにも関わらず、阪神地方に出向いて買物をしている住民は極めて少なく、年間にわずか数回程度という人が、松茂町、北島町、上板町のいずれでも、95から90%を占めている。すなわち、これら3町の住民はほとんど阪神地方に買物に行っていない。また、3町の住民とも、婦人服、カバンやカメラなどの高価な品物でも、阪神地方で購入している割合は1～2%に過ぎず、食料品など日常の生活必需品に至ってはほぼ0%である。このような買物状況から見ても、区域外再放送から得られる関西の情報が、申請者の業務区域の住民にとって、必要な地域情報とは言えないことは明らかである。

ウ その他

「受信者の利益」を考えるに当たっては、単に視聴者がケーブルテレビ事業者による再放送で視聴できれば良いなどという近視眼的な観点だけでなく、より大局的な見地からの判断が不可欠である。このような大局的な見地からの判断の要素には地元基幹放送事業者の経営基盤の確保ということが含まれる。特に本件においては、讀賣テレビの放送と四国放送の放送との同調率が高いという特殊事情があり、一方において讀賣テレビの再放送を視聴することによる受信者の利益が相対的に低い反面、讀賣テレビの再放送が四国放送に与える影響は大きく、このような悪影響はとりもなおさず「受信者の利益」に対する悪影響にほかならない。

平成 18 年 9 月に、徳島県内のケーブルテレビ事業者 11 社から、デジタル放送の区域外再放送の実施希望が表明されたが、この問題は全国の受信者の利益に大きな影響を与えるものであり、讀賣テレビという一事業者の判断により軽々に対応できるものではなかった。再放送ガイドラインの公表等によって、ようやく一応の判断基準・材料が明らかになったのは、平成 22 年 3 月頃のことであり、讀賣テレビが本件の処理を徒に引き延ばしてきたという事実はない。

申請者以外の徳島県のケーブルテレビ事業者は、讀賣テレビと協議の上、徳島県の特殊事情である同調率の高さを考慮し、むしろ地元基幹放送事業者である四国放送と連携したり、番組作りを行う等により多様かつ充実した地域情報を提供することが「受信者の利益」に資するとの観点からデジタル再放送を見送り、デジアナ変換による激変緩和措置を導入している。実質的な協議を行うこともなく、一方的に大臣裁定を申請した申請者の態度は、同意裁定手続の前提となる最小限の当然遵守されるべき事柄を無視し、何ら受信者の利益を顧みず、自社の利益の追求のためだけに大臣裁定を利用しているというほかない。

3 総務大臣の諮問

本件申請について、総務大臣は、放送法第 144 条第 1 項に規定する「協議に応じず」又は「協議が調わない」という要件を満たしていないとして、平成 23 年 10 月 20 日付けで裁定の拒否処分を行った。

その後、申請者が異議申立てを行い、当該異議申立ては電波監理審議会に付議され、平成 24 年 11 月 28 日に同審議会は裁定拒否処分を取り消す旨の決定案を議決した。

これを受け、総務大臣は、平成 24 年 12 月 5 日に電波法第 94 条に基

づき同審議会の議決のとおり同処分を取り消した。

その後、総務大臣は、平成24年12月5日に讀賣テレビに対し意見書の提出の機会を付与した上で、平成25年1月30日に当委員会に対し諮詢を行った。

諮詢の内容は、申請者からの裁定申請は放送法第144条第1項の裁定申請の要件を満たすものと認められることから、同条第5項の規定に基づき、当該裁定について諮詢するものである。

4 委員会の審議

総務大臣から諮詢を受けた当委員会は、平成25年1月30日に委員会を開催して、担当部局である情報流通行政局から諮詢内容についての説明を受けた。また、当委員会は、本件事案の当事者である申請者及び讀賣テレビからも事情を聴取することが必要と判断し、両当事者から平成25年1月30日に第1回意見聴取を、同年5月15日に第2回意見聴取を行った。

当委員会は、平成25年1月30日、2月22日、3月18日、同月29日、4月15日、5月15日、同月27日及び6月26日の計8回、委員会を開催して審議を行い、本答申を取りまとめた。

第2 検討

1 基本的な考え方

放送法第144条第1項は、有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送の業務を行う一般放送事業者が、地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者に対し、その地上基幹放送を受信してする再放送に係る同意について協議を申し入れたにもかかわらず、当該基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当該一般放送事業者は、総務大臣の裁定を申請することができると規定している。また、同条第3項は、総務大臣は、基幹放送事業者がその地上基幹放送の再放送に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとすると規定する。この「正当な理由」の解釈に関しては、総務省が研究会を開催し有識者や利害関係者の意見を聴取のうえ、パブリックコメントを経て、平成20年4月に大臣裁定に当たっての基準となる再放送ガイドラインを策定し公表している。

その後、旧有線テレビジョン放送法第13条第3項の規定に基づき、テレビせとうち株式会社の再放送に関するよさこいケーブルネット株式会

社からの申請に係る裁判（以下「高知裁判」という。）が平成23年6月21日に、また、同規定に基づき、福岡県の地上基幹放送事業者4社の再放送に関する山口ケーブルビジョン株式会社からの申請に係る裁判（以下「山口裁判」という。）が同日になされた。

ケーブルテレビによる再放送については、地上基幹放送事業者の放送番組が当該事業者の放送対象地域内で再放送される「区域内再放送」と、その放送対象地域外で再放送される「区域外再放送」とに分類される。

放送法第92条で地上基幹放送は、「放送対象地域において、当該基幹放送があまねく受信できるように努めるものとする」とされており、区域内再放送は、その放送対象地域内の難視聴地域等においても放送番組を受信できる環境を構築することに貢献するなど、地上基幹放送を補完する役割を担っている。再放送ガイドラインにおいても、区域内再放送は、①放送番組が基幹放送事業者の意に反して、一部カットして放送される場合、②基幹放送事業者の意に反して、異時再放送される場合、③放送時間の開始前や終了後に、そのチャンネルで別の番組の有線放送を行い、基幹放送事業者の放送番組か他の放送番組か混乱が生じる場合、④有線電気通信設備の設置計画が合理的でなく、又は実施が確実でないと認められる等、有線テレビジョン放送事業者としての適格性に問題がある場合、⑤有線テレビジョン放送の受送信技術レベルが低く良質な再放送が期待できない場合の5基準の該当する場合にのみ、再放送に係る同意をしないこととされている。

他方で、区域外再放送については、放送法第91条に基づく基幹放送普及計画において、地上基幹放送の放送対象地域は各県の区域を原則とするものであること、また、地上基幹放送については、放送事業者の構成及び運営において地域社会を基盤とするとともにその地上基幹放送を通じて地域住民の要望にこたえることにより、地上基幹放送に関する当該地域社会の要望を充足することが基本的事項として規定されていること等にかんがみ、受信者にとって自らの生活等に必要な区域外の地域情報を取得する具体的な利益が認められない場合には、再放送に係る同意を行わない「正当な理由」があるものと考えるのが適当である。したがって、区域外再放送に係る同意につき判断するに当たっては、上記の5基準への該当性に加え、このような具体的な利益が認められるか否かを検討することが必要となる。再放送ガイドラインにおいて、区域外再放送は、地上基幹放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が、再放送に係る「受信者の利益」の程度との比較衡量において、許容範囲内（受忍限度内）にあると言えない場合に、再放送に係る同意をしない

ことの「正当な理由」があると言えるとしているとともに、「受信者の利益」を評価するための考慮事項として、地域間における通勤・通学等人の移動状況、電波のスpillオーバーの状況等の項目を掲げている。これらの再放送ガイドラインの規定は妥当なものであると認められ、同ガイドラインは、当該判断に当たっての適切な基準を示しているものと評価できる。

このため、当委員会では、放送法の関係規定のほか、再放送ガイドラインの各項目に照らし、「正当な理由」の有無を判断することとした。また、その判断に当たっては、過去に再放送ガイドラインを適用して判断を行った高知裁判及び山口裁判との判断の一貫性を確保するように努めることとした。

具体的な検討は以下のとおりである。

2 再放送に係る同意を判断すべき区域の単位

現在のケーブルテレビ事業者の業務区域が基本的に市町村を単位としていること、過去の裁判においても同一市町村内において受信者の利益は原則として一体的に捉えることが適當としていること、また、同一市町村内であれば、一般に地域内の交流が多いと考えられることから、市町村の一体性を確保する観点からも、再放送に係る同意を判断すべき区域の単位については、原則として市町村とすることが適當であると認められる。

したがって、以下で述べる放送の地域性に係る侵害の程度及び受信者の利益の程度に関する検討に当たっても、申請者の業務区域である3町を一括して判断するのではなく、3町のそれぞれについて個別に判断することとする。

3 放送の地域性に係る意図の侵害の程度について

再放送ガイドラインにおいては、「放送の地域性に係る意図」は、「広く国民に向かって表現（放送）されている放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという消極的な意図」にとどまるものであり、「番組編集上の意図」の中核を占める放送番組の同一性やチャンネルイメージについての侵害に比べて保護すべき必要性は相対的に低く、「受信者の利益」の内容・程度との比較衡量により、その確保の必要性を判断することが適當であるとされている。なお、再放送ガイドラインにおいては、判断に当たり、侵害の具体的な内容を説明することは求められない。

讀賣テレビは、平成25年1月9日付けの意見書等において、再放送に

よる放送の地域性に係る意図の侵害の具体例として、

- ・業務協定や契約によって形成されている権利関係の毀損・侵害に関するトラブル
- ・CMに関するトラブル
- ・想定外のリスク負担やコンプライアンス上の問題

が生じるとし、番組編集上の意図に含まれる放送の地域性に係る意図の侵害が想定されるとしている。

再放送ガイドラインに従えば、読賣テレビの「放送の地域性に係る意図」の侵害に係る上述の主張については、区域外再放送が行われる全ての事業者について生じるものであり、読賣テレビの「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲されることを示す特別な事情があるとまでは言えないが、一般的に生じる程度の「放送の地域性に係る意図」の侵害を認めることはできる。

したがって、当該「放送の地域性に係る意図」の侵害が再放送に係る「受信者の利益」の程度との比較衡量上受忍限度を超えるか否かにより、当該侵害が再放送に同意をしない「正当な理由」に当たるか否かを判断することとする。

4 受信者の利益（受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得できること）の程度について

(1) 地域間における人・物等の交流状況

ア 通勤・通学等人の移動状況

申請者の業務区域と読賣テレビの放送対象地域との間の人の交流状況については、平成22年国勢調査によれば、松茂町、北島町及び上板町から近畿広域圏への就業者・通学者数（近畿広域圏については、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の6府県の総和。以下同じ。）はそれぞれ50人、64人及び10人であり、当地に常住する全就業者・通学者数に占めるこれらの割合はそれぞれ約0.6%、約0.6%及び約0.2%である。また、近畿広域圏から松茂町、北島町及び上板町への就業者・通学者数はそれぞれ122人、12人及び1人であり、当地での就業者・通学者数に占めるこれらの割合はそれぞれ約1.3%、約0.1%及び約0.02%である。

山口裁判においては、ケーブルテレビ事業者の業務区域と地上基幹放送事業者の放送対象地域との間の人の交流状況について、山口市、防府市、宇部市及び美祢市から福岡県への就業者・通学者数はそれぞれ235人、78人、319人及び40人であり、当地に常住する全就業者・通学者数に占めるこれらの割合はそれぞれ約0.2%、約0.1%、約0.3%

及び約 0.2% であった。また、福岡県から山口市、防府市、宇部市及び美祢市への就業者・通学者数はそれぞれ 315 人、91 人、295 人及び 26 人であり、当地での就業者・通学者数に占めるこれらの割合はそれぞれ約 0.3%、約 0.1%、約 0.3% 及び約 0.2% であった（平成 17 年国勢調査）。

山口裁定では、ケーブルテレビ事業者の業務区域と地上基幹放送事業者の放送対象地域との間で、自らの生活等に必要な地域情報を取得する必要性が高いと考えられる人の交流が一定程度行われていると認めている。

以上を踏まえると、松茂町及び北島町については、過去に人の移動が一定程度あることが認められた山口裁定と同程度の人の移動が近畿広域圏との間にいると評価できる。

他方、上板町については、同町から近畿広域圏への就業者・通学者数の割合は約 0.2% あるものの、その人数は 10 人に留まり、また、近畿広域圏に常住し同町において就業・通学する者の人数は 1 人しかおらず、割合としても約 0.02% と極めて小さいと評価できる。

イ 両地域間の経済的取引状況

両地域間の経済的取引状況に関しては、徳島県アンケートによると、「京阪神に買い物やレジャー・観光を兼ねた買い物で出かける回数」が、年 5～6 回以上と答えた人の割合は、松茂町で 15.5%、北島町で 16.5%、上板町で 9.0% であり、また、月 1 回程度以上と答えた人の割合は、松茂町で 4.5%、北島町で 9.0%、上板町で 5.0% となっている。

ウ 電波のスピルオーバーの状況

電波のスピルオーバーの状況に関しては、申請者と讀賣テレビとの間で意見が大きく相違していたため、当委員会としては、総務省に調査を依頼した。

上記依頼を受けて総務省が平成 25 年 2 月から 3 月にかけて行った調査（申請者の業務区域である 3 町合計で 52 箇所をそれぞれ 2 回調査）によると、電界強度については、3 町のいずれにおいても、ほとんどの地点において放送法関係審査基準（注）が定めている $51\text{dB}\mu\text{V/m}$ 未満しか観測されなかった。他方、上記調査では、実際に受信した映像の画質についても調査を行ったが、それによれば、2 回の調査でいずれも視聴が可能なレベルの画質であった場所が 3 町それぞれに数箇所ずつ存在した。ただし、これらの地点においても、その周辺には視聴困難とされた地点が存在することから、継続的に良好な受信が可能で

あるとまでは言えない。

(注) 放送法第140条第1項では、総務大臣が指定するケーブルテレビ事業者に対し、地上基幹放送の「受信の障害が発生している区域」において再放送を行うことを義務付けているが、当該「受信の障害が発生している区域」につき、放送法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第68号）第16条（1）は、「デジタル放送を行う放送局の電界強度（地上10メートルの高さにおけるものとする。）が、 $51\text{dB}\mu\text{V/m}$ 未満である区域」と定めている。

(2) その他地域間の関連性を示す要素

松茂町においては平成11年9月から、北島町においては昭和63年1月から、上板町においては平成17年6月から、それぞれ読賣テレビのアナログ再放送が開始され、現在まで読賣テレビの視聴がされてきており、視聴実態及び視聴習慣を判断する上ではアナログ放送とデジタル放送を区別する必要性はないことから、3町いずれにおいても視聴実態及び視聴習慣があることを認めることができる。

その他の要素については、特段考慮すべきものがあるとは認められない。

5 放送の地域性に係る意図の侵害と受信者の利益の程度との比較衡量

(1) 松茂町及び北島町

上述のとおり、読賣テレビの放送の地域性に係る意図は、放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという消極的な意図であり、松茂町及び北島町においても、区域外再放送が行われる場合に一般的に生じる程度の侵害が生じると言うべきである。

他方、両町における受信者の利益について見ると、読賣テレビの電波のスpillオーバーの状況は、継続的に良好な受信が可能であるとまでは言えないものの、一定の範囲で受信可能であると認められる。また、両町では過去の読賣テレビの放送の視聴実態及び視聴習慣が認められるとともに、両町と近畿広域圏との間の通勤・通学等の人の移動も一定程度あると認められる。地域間の経済的取引についても、一定程度の交流が認められる。

さらに、両町に隣接する徳島県鳴門市は、読賣テレビの放送対象地域に含まれる兵庫県の淡路島と海峡を挟んで位置しており、かつ、同島と神戸淡路鳴門自動車道によって直接結ばれていることから、同市は読賣テレビの放送対象地域に隣接する市町村として扱うべきものと

認められる。両町は、いずれも同市に隣接していることに加え、同市の中心部からの距離も比較的近く、このため、言わば「隣接する市町村」に準ずるものとも見ることができる。

以上のことから、再放送ガイドラインに規定された項目に関しては、両町において、読賣テレビの放送の地域性に係る意図の侵害の程度を上回る受信者の利益があると評価することが適当である。

(2) 上板町

上板町においても、松茂町及び北島町と同様に、読賣テレビの放送の地域性に係る意図の侵害は、区域外再放送が行われる場合に一般的に生じる程度に生じると言うべきである。

他方、上板町における受信者の利益について見ると、松茂町及び北島町と同様に、読賣テレビの電波のスpillオーバーの状況については、継続的に良好な受信が可能であるとまでは言えないものの、一定の範囲で受信可能であると認められる。また、両町と同様に上板町でも、過去の読賣テレビの放送の視聴実態及び視聴習慣が認められる。しかしながら、上板町と近畿広域圏との間の通勤・通学等の人の移動については極めて少ないと認められ、両地域間の経済的取引も他の2町に比べるとやや少ない。

さらに、上板町については、鳴門市とも隣接していないため、読賣テレビの放送対象地域と隣接する市町村に準ずると言うこともできない。

以上のことから、再放送ガイドラインに規定された項目に関して見ると、上板町においては、読賣テレビの放送の地域性に係る意図の侵害に比べ、再放送を認めるに足る程度の受信者の利益があると評価することはできない。

6 読賣テレビと四国放送の番組の同調率を考慮することについて

読賣テレビは、意見書において「番組の同調率」も考慮すべきと主張しているが、同社からの提出資料によると、四国放送が同社と同調している番組は全国ネットの番組がほとんどであり、仮にそれらの番組の中に近畿広域圏の地域情報が含まれていたとしても、当該番組を全体として捉えた場合に、「受信者が自らの生活等に必要な地域情報」を提供する番組として位置づけることは妥当ではない。

他方、同時期の読賣テレビの番組表では、四国放送が制作した番組が放送されている時間帯に、読賣テレビでは近畿広域圏に生活する視聴者のために制作し放送していると思われる番組が放送されていることか

ら、当該番組については、読賣テレビの再放送を視聴することによる受信者の利益が相当程度存在すると認められる。

したがって、読賣テレビと四国放送の放送番組の同調率が高い場合には、読賣テレビの放送を再放送しても、それにより申請者の業務区域における受信者の利益が高まるとはないとする読賣テレビの主張は採用できない。

7 地元基幹放送事業者（四国放送）の経営基盤との関係について

読賣テレビは意見書において、再放送同意制度の解釈としては、地元基幹放送事業者の経営基盤の確保ということも重要な検討要素になるのであって、これを考慮しない再放送ガイドラインの「正当な理由」の考え方のみを重視することは適切ではないとしている。

再放送ガイドラインは、「地元基幹放送事業者の経営に与える影響等は、地上基幹放送に対する国民の信頼を確保するための基幹放送事業者の『番組編集上の意図』の保護や『受信者の利益』の保護と放送法上の制度的関連性を有するものでないため、地元同意の有無を含め、こうした事項については『正当な理由』の判断に関して考慮しない」としており、当委員会としてもこれを適当と考える。

もっとも、区域外再放送の実施により、地元基幹放送事業者による業務の継続が困難になるなど、単に経営に影響を与えるに留まらず、当該地域全体の「受信者の利益」を損なうような場合には、「正当な理由」の有無の判断に当たり考慮する余地がある。しかし、本件については、仮に再放送を認めたとしても、従来から申請者も含めた徳島県内の他の主要なケーブルテレビ事業者が読賣テレビのアナログ放送を再放送しており、これにより再放送される地域が拡大するものではなく、四国放送の業務の継続が困難になるとは想定されない。

8 協議の経緯を「正当な理由」の判断において考慮することについて

読賣テレビは、意見書において、実質的な協議を尽くすことなく裁定申請するといった申請者の対応は、その態様からいって、一方的に読賣テレビの意図を踏みにじるものであり、この点からも、読賣テレビが同意をしないことにつき正当な理由があるというべきであるとしている。

しかしながら、裁定の申請前に十分な協議が行われたかについては、本来、申請の要件である放送法第144条第1項の「協議が調わないとき」の解釈に委ねられるべきものであり、この点については既に電波監理審議会において結論が出ているところである。申請者の協議における態度から、申請者が同意の条件を遵守しないおそれが窺われる等、特段の考

慮事由がある場合には、「正当な理由」に該当するか否かの判断の中で当該事由について考慮する余地があるとしても、少なくとも本件における協議の経緯を見る限り、申請者の協議態度に考慮が必要となるような特段の問題は認められない。

なお、第2回意見聴取において、讀賣テレビは、本件の申請がされた時点において、申請者が求める讀賣テレビのデジタルテレビジョン放送の再放送には応じるつもりがなかった旨の回答をしていることから、讀賣テレビが主張するように、協議が調う可能性があったにも関わらず、申請者が一方的に裁定申請に踏み切ったとまでは言えない。

9 その他の主張について

申請者及び讀賣テレビは、その他種々主張するが、いずれも当委員会の上記判断を左右するものではない。

第3 結論

以上の点から、「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度と、その放送の再放送に係る「受信者の利益」の程度を比較衡量した総合的な判断として、申請者の業務区域のうち松茂町及び北島町については、讀賣テレビの「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が受忍限度を超えていとは言えず、再放送に同意をしない正当な理由がないと判断するのが適当である。

他方、上板町については、讀賣テレビの「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が受忍限度の範囲内にあるとは言えない場合に該当することから、再放送に同意をしない正当な理由があると判断するのが適当である。

別添

上六條、佐藤塚、椎本、下六條、瀬部、高磯、高瀬、第十新田の各全域、泉谷の一部（字西地、宇野神、字寺ノ下を除く地域）、鍛冶屋原の一部（字北原の一部、字妙楽寺の一部を除く地域）、神宅の一部（字池ノ尻、字大山、字坂口、字菖蒲谷、字空田、字滝ヶ山、字仁王門、字日ノ谷口、字宮ヶ谷、字山ノ神を除く地域）、七條の一部（字泓、字姥ヶ塚、字山神の一部を除く地域）、西分の一部（字池田、字祝谷、字高地面、字西須賀、字舟ノ本、字溝尻の一部を除く地域）、引野の一部（字鳶谷、字長野原を除く地域）

(6) 裁定について通知（平成25年7月23日総情域第45号）

ア 株式会社ひのきあて

放送法第144条第1項に基づく申請に係る裁定について（通知）

標記の件について、別添のとおり裁定をしたので、放送法（昭和25年法律第132号）第144条第6項の規定により通知します。

この処分について不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第45条の規定により、総務大臣に対し、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます。

なお、この処分については、放送法第180条において準用する電波法（昭和25年法律第131号）第96条の2の規定により、異議申立てに対する決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができます。

別添

裁 定

関係当事者

申請人

徳島県板野郡北島町江尻字妙蛇池27番地の8

株式会社ひのき

代表取締役 檜 悟

申請に係る放送事業者

大阪府大阪市中央区城見2丁目2番33号

讀賣テレビ放送株式会社

代表取締役社長 望月 規夫

平成23年6月21日付けで、放送法（昭和25年法律第132号）第144条第1項の規定に基づき、株式会社ひのきから讀賣テレビ放送株式会社を申請に係る放送事業者として裁定の申請があった件につき、次のとおり裁定する。

主 文

1 讀賣テレビ放送株式会社は、以下に定めるところにより、同社のテレビジョン放送を株式会社ひのきが再放送することに同意しなければならない。

- (1) 再放送しようとするテレビジョン放送
大阪放送局のデジタルテレビジョン放送
- (2) 再放送の業務を行おうとする区域
徳島県板野郡松茂町及び北島町の各全域
- (3) 再放送の実施の方法

上記(1)のテレビジョン放送の全ての放送番組に変更を加えないで同時に再放送するとともに、再放送を利用するチャンネルは一定のチャンネルとし、空き時間であっても他の用途に利用しないこと。

なお、上記(1)のテレビジョン放送の再放送は区域外再放送となるため、株式会社ひのきは、受信者が視聴する際に混乱が生じないよう再放送を利用するチャンネルの配置等について配慮すること。

2 讀賣テレビ放送株式会社は、株式会社ひのきが再放送の業務を行おうとする区域のうち徳島県板野郡上板町の区域（別添のとおり）については、同社のテレビジョン放送を株式会社ひのきが再放送することに同意しなければならないとは認められない。

ただし、「受信者の利益」を適切に保護する観点から、同意をしないこととする場合においても、讀賣テレビ放送株式会社においては一定期間の経過措置（激変緩和措置）を講ずること。

理 由（略）

イ 讀賣テレビ放送株式会社あて

（株式会社ひのきあて通知と同じ。略）

第Ⅲ部 委員会のその他の活動状況等

第1章 政策担当者からのヒアリング等

委員会は、急速に変化しながら発展を続ける電気通信分野の市場環境や政策動向を平素から十分に把握し、具体的紛争事案の提起に備える必要がある。

このため、平成25年度には、次のとおり、関係分野に関する情報収集等を行った。

なお、平成25年度における電気通信事業等に関する動向については、【資料4】のとおり。

1 政策担当者からのヒアリング

(1) 平成25年4月2日 第130回委員会

総合通信基盤局から「無線LANビジネスの健全な発展に向けた取組について」と題し、平成24年7月に取りまとめられた「無線LANビジネス研究会」報告書の概要及び報告書の提言を踏まえた最近の取組について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

1 無線 LAN ビジネス研究会の概要

平成24年3月から、無線LANに関する現状の整理や、その安心安全な利用や普及に関する課題の抽出・整理を行い、必要な方策を検討することを目的として、「無線LANビジネス研究会」を開催。関係事業者・団体からのヒアリング等を行い、課題の抽出や対応等について整理し、平成24年7月20日、報告書を取りまとめ、公表した。

2 無線 LAN ビジネス研究会報告書の概要

(1) 無線 LAN の現状

① 公衆無線 LAN サービスの国内市場規模

2012年度末の公衆無線LAN利用者は、前年比1.6倍の1,274万人となった。2015年度末には、2011年度比3倍の2,568万人へ急増していくと予想。また、無線LAN対応のモバイル情報端末は2015年度に4,954万台へ拡大していくと予想。

② 無線 LAN に関する規律

電波法上は、2.4G/5G帯の無線LANの無線局は、電波法上の技術基準等を満たしており、かつ、技適マークがついている機器を使用する場合は免許不要である。

電気通信事業法上は、公衆無線LANのアクセスポイントを用いて、利用者にインターネットに接続するサービスを事業として提供する場合は、原則として電気通信事業法上の届出（又は登録）が必要。

③ 多様な提供形態

i) 提供主体

通信キャリアが公衆無線LANサービスを提供する場合、事業者が公衆無線LANサービスを専門の事業として複数の公衆無線LANサービスを統合してワンストップで提供する場合、飲食店等が集客目的で提供する場合、地方自治体等が地域活性化目的やデジタルデバイド対策として提供する場合がある。

ii) 設置場所

公衆無線 LAN のアクセスポイントは、ショッピングモールも含む店舗等のほか、新幹線等の移動体、地下街や商店街、自動販売機や電柱などの屋外等様々な場所に設置されている。

iii) 無料サービス

携帯電話各社が自社ユーザに対する公衆無線 LAN サービスの利用を無料化していたり、飲食店等が集客目的で無料の公衆無線 LAN サービスを提供している、ルータを購入した者同士が相互に無料で無線 LAN を利用できるコミュニティが形成されたりしている。

iv) レンタルによる事業展開

無線 LAN アクセスポイントを店舗等にレンタルすることにより、当該店舗等に来た顧客に無線 LAN サービスを提供したり、イベント会場等における個別ブースにおいてイベント期間中に限り、無線 LAN 環境を提供したり、設置した無線 LAN アクセスポイントを通信キャリアにレンタルしているケースもある。

④ 公衆無線 LAN の活用事例

i) オフロード対策

スマートフォンの普及に伴う移動通信トラヒックの急増を背景として、携帯電話各社は、自社ユーザに対する公衆無線 LAN サービスの利用を無料化し、利用を促進している。NTT ドコモは約 12 万 (H25 年 4 月時点)、KDDI は約 22 万 (H24 年 12 月時点)、ソフトバンクは約 45 万 (H25 年 3 月時点) のアクセスポイントを設置済。

ii) 多様なビジネス形態

自社で設備を所有せずに、複数の公衆無線 LAN サービスを統合し、単一の ID/Password で様々な端末にワンストップで提供したり、カフェ等にアクセスポイント (ルータ) をレンタルして、来店者向けの公衆無線 LAN サービスを提供し、店舗独自の情報を提供することが可能になっている。

iii) 地域活性化

浦安市は、平成 23 年度から 3 年間で、市内 2,000 か所に無料の Wi-Fi スポットを設置予定であり、外国人観光客の集客力向上、利便性向上のため、多言語対応観光 Web アプリケーションを開発している。

また、福岡市は、天神地下街全体を無線 LAN エリア化し、来客の誰もが無料で利用できる公衆無線 LAN サービスを提供している。ユーザの位置情報を利用したマーケティング活動等も検討している。

iv) 災害対応

NTT 東日本は、平成 23 年 12 月、東京 23 区内のセブン&アイグループ店舗に公衆無線 LAN サービスの提供を開始し、平成 24 年度末で、NTT 東日本エリアの 8,000 超の店舗でサービスを展開している。

災害時には、セブン-イレブン店舗を「情報ステーション」とし、店内の公衆無線 LAN サービスを無料で開放する計画を立てている。

(2) 研究会での検討及び提言

① 無線 LAN の課題と対応

- i) 携帯電話事業者が加速しているオフロードの取組が、他事業者に与える影響を指摘する意見等の課題に対しては、オフロードトラヒックの実態を把握し、他事業者に与える影響についてはオフロードトラヒックの実態も踏まえて今後検証する。
- ii) 2.4GHz 帯で発生している輻輳に係るアクセスポイントの設置に関する事業者間の協調・連携の必要性等の課題に対しては、5GHz 帯の利用を促進し（次世代高速無線 LAN (IEEE 802.11ac) の活用も促進）、パブリックスペースにおいては、共用型アクセスポイントの活用が望ましく、事業者間で連携・協調を図っていくことが重要である。
- iii) 安全安心な利用に係る事業者による情報セキュリティ対策に関する利用者周知が不十分であること、事業者において通信の秘密保護等に関する理解が不十分であること等の課題に対しては、情報セキュリティ対策の内容等について利用者への周知が必要であり、また、情報セキュリティに関するガイドラインの改訂や、通信の秘密保護等について事業者への周知が必要である。
- iv) 災害対応に係る災害時における無料開放の取組等の課題に対しては、無料開放の取組を今後も推奨し、無料開放を実施する際の周知・運用方法等に関し、事業者間で連携・協調が可能なものについて具体的な取組を推進していくことが適当である。
- v) 地域活性化・ビジネス活性化に係る商店街等による集客手段としての活用、自治体による整備、様々な産業分野への展開等の課題に対しては、ベストプラクティスや課題を共有することが有益であり、無線 LAN が単にインターネットに接続する機能だけでなく、リアルタイムに情報を受発信する機能として活用されることにより、新サービスの創出、産業の活性化の推進に役立つ。

② 無線 LAN の健全な普及に向けた今後の具体的な取組

i) 総務省において取り組むべき事項

- 無線 LAN ビジネスに関するガイドラインの策定
公衆無線 LAN サービスの事業運営に際し、留意すべき事項等を定め公表する。
- 電気通信事業参入マニュアルの改訂等
公衆無線 LAN 事業への参入を検討する事業者の理解に資する観点から、関係規定の明確化等を図る。
- 情報セキュリティに関するガイドラインの改訂等
無線 LAN に関する情報セキュリティに関するガイドラインについて見直し等を行う。
- オフロードトラヒックの実態把握
オフロードトラヒックの実態把握を継続的に実施する。

ii) 事業者等において主体的に取り組むことが期待される事項

- 無線 LAN ビジネス推進連絡会の設置
無線 LAN を巡る諸課題について、事業者間等で意見交換や情報交換を通して連携・協調できる枠組みを構築。

3 研究会の提言を踏まえた対応

(1) 「無線 LAN ビジネスガイドライン」について

平成 25 年 6 月 25 日、「公衆無線 LAN サービスの事業運営に際し留意すべき事項や望ましい事項等をガイドラインとして定め、関係者に広く周知広報していくことが有益」との提言を踏まえ、無線 LAN ビジネスガイドラインを策定・公表。

(2) 「一般利用者が安心して無線 LAN を利用するため」の策定

平成 24 年 11 月 2 日、一般利用者が安心して無線 LAN を利用するための方策や、無線 LAN の情報セキュリティ上の脅威についてとりまとめた手引書を策定・公表。

(3) 「企業等が安心して無線 LAN を導入・運用するために」の策定

平成 25 年 1 月 30 日、企業等の組織が自ら利用するために無線 LAN を導入・運用する際の手引書を策定・公表。

(4) 「無線 LAN ビジネス推進連絡会」について

平成 25 年 1 月 31 日、無線 LAN に関する企業・団体など多様な関係者が無線 LAN を巡る諸課題に自主的に取り組む場として発足。

(2) 平成 25 年 12 月 10 日 第 138 回委員会

総合通信基盤局から「電気通信事業分野における競争状況の評価」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

1 競争評価の概要

2003 年の電気通信事業法改正により、規制の体系を事前規制から事後規制を基本とする仕組に転換したことから、急激な変化を続ける市場動向を的確に把握するための手段として競争評価制度が導入された。評価の結果については、政策立案の基礎データとして活用されている。

(1) 競争評価 2012 の分析

2012 年度の競争評価においては、主な市場として、移動系通信（データ通信）市場、移動系通信（音声通信）市場、固定系通信（データ通信）、固定系通信（音声通話）の 4 つの市場に分類し、競争状況の評価を行った。

① 移動系通信市場（携帯電話、PHS、BWA）の動向

- i) 移動系通信市場の契約数は約 1.5 億件と増加が続いている。
- ii) 増加の主な要因は、超高速ブロードバンドサービスとデータ通信専用端末の普及となっている。

② 固定系通信市場の動向

- i) 固定系ブロードバンド市場の契約数は約 3500 万件で、成長は鈍化傾向。
- ii) DSL 契約の減少の一方で、FTTH 契約は増加が続いている。

③ 移動系・固定系両市場の事業者別シェア

- i) 携帯・PHS サービスについての NTT ドコモの市場シェアは、40%超。NTT ドコモのシェアは継続して低下している。
- ii) 固定系ブロードバンド市場における NTT 東西の市場シェアは、50%超。NTT 東西のシェアは、近年、安定的に推移。

④ 移動系・固定系両市場の市場集中度

- i) 市場集中度を表す HHI は、移動系通信市場においては微減傾向、固定系ブロードバンド市場においては微増傾向にあり、共に 3200 程度。

※HHI：ハーフィンダール・ハーシュマン指数。市場集中度を表す指標であり、当該市場における各事業者の有するシェアの二乗和として算出される。HHI の数値は、完全競争的な市場における 0 に近い値から完全な独占指標における 10,000 までの範囲の値を取る。例えば、市場が 33.3% のシェアを持つ会社 3 社で構成される場合は、HHI は 3,333、25% のシェアを持つ会社 4 社で構成されている場合は、HHI は 2,500 となる。

⑤ MVNO の事業環境 (1)

- i) 戦略的評価の一つとして、MVNO の事業環境の分析を行った。
- ii) MVNO の契約数は、1000 万超となり、なおも増加基調。ただし、契約数全体に占める「MNO でもある MVNO」による契約数の割合が高い。

⑥ MVNO の事業環境 (2)

- i) MVNO の平均契約数は約 3 万で、大手事業者の数は限られる。
- ii) MVNO の実態把握のため、契約数 3 万以上の MVNO 事業者等に契約数等の報告の義務付けを行い、平成 25 年 9 月末からデータ収集を開始している。

(2) 競争評価 2012 の評価結果

市場競争においては、首位の事業者が誰でどの位のシェアを占めているのかが最も重要な要素となる。

① 移動系データ通信市場の評価結果（抄）

- i) 市場競争をめぐる上位 3 事業者間の関係や、第二種指定電気通信設備に係る規制措置等にかんがみれば、NTT ドコモが単独で、又は複数事業者が協調して市場支配力を実際に行使する可能性は低い。
- ii) 上位 3 事業者にあっては、複数事業者が協調して市場支配力を行使し得る地位にあることのほか、その源泉でもある有限・希少な電波資源を利用している現状に加え、公正な競争の確保と利用者利益の保護の観点から、価格情報を補完するサービス品質に関する情報として、データ通信サービスの通信速度等についての分かりやすい情報の提供を行うとともに、料金の面でもその複雑さを回避しつつ、より積極的に競争することが求められる。

② 固定系ブロードバンド市場の評価結果（抄）

- i) 固定系ブロードバンド市場における市場支配力に関しては、メタルから光ファイバへのマイグレーションが進む中、同市場の中心的なサービスである FTTH サービスの位置づけが一層高まっているところ、事業者別シェアでは NTT 東西のシェアが徐々に上昇し、また市場集中度（HHI）が依然として高い水準にあることから、NTT 東西が単独で市場支配力を行使し得る地位にあると考えられる。

- ii) 規制措置が有効に機能している中、
- ・契約数ベースで2位・3位の一定の事業規模を有する競争事業者が市場シェアを伸ばしていること
 - ・多数の競争事業者が事業展開をすることで、サービスの多様性が確保されていること
 - ・戦略的評価に示しているように、NTT 東西以外の事業者による「固定インターネット+固定電話」型の市場間の連携サービスの展開が進んでいること
- 等も踏まえれば、固定系ブロードバンド市場において、NTT 東西が実際に市場支配力を行使する可能性は低い。

2 2013年度版の競争評価のポイント

(1) 進捗状況

2013年度の競争評価については、10月、11月に開催したアドバイザリーボード会合での検討・意見交換等、そして一般への意見募集手続を経て、「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目2013」を12月6日に公表した。本年度の競争評価のポイントは次のとおり。

(2) 戰略的評価の新テーマの採用

① 企業グループにおける連携サービスの競争環境への影響に関する分析

2013年度に入り、KDDIがJ:COMを、ソフトバンクがイー・アクセス、ウィルコム等を連結子会社にするなど、電気通信事業者のグループ化の動きが顕著になっており、また、企業グループ内のネットワークの相互利用や商品・サービスの差別化が進んでいることから、主要な企業グループにおける連携サービスを分析するとともに、グループ単位での市場シェア算出を行う。

② 地域ブロックにおける超高速ブロードバンドサービスの競争状況の分析

超高速ブロードバンドの普及が進むなかで、地域により、競争状況についての格差・差異が出ていることから、その状況について地域の特性を考慮した分析を行う。

(3) 定点的評価の分析指標の拡充

近年、電気通信事業者が大きく3つのグループに収斂される傾向にあり、特に2013年4月にはグループ傘下に入った事業者が連結子会社化する等の動きが出ていること等を踏まえて、企業グループ単位での競争状況（市場シェア、HHI等）、周波数の保有状況等を分析指標に追加する。

2 委員会における施設視察

平成25年8月5日 第136回委員会

日本放送協会及び日本テレビ放送網株式会社の放送施設の現場視察を行うとともに、各放送事業者から設備の概要について説明を受けた。

第2章 周知広報、利便性向上のための取組

委員会の認知度及び利便性の向上のため、次の取組を行った。

1 関係事業者等への周知活動

下表のとおり、全国4の会場の関係事業者等を対象とする講演会等の場において、委員会の概要、あっせんの手続、事業者相談窓口等について、事務局職員による説明を行った。

実施日	主 催	開催地
平成25年5月16日	・一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会	香川県丸亀市
平成25年5月22日	・九州総合通信局 ・一般財団法人日本データ通信協会 ・一般社団法人テレコムサービス協会 九州支部	福岡県福岡市
平成25年5月23日	・一般社団法人テレコムサービス協会 沖縄支部	沖縄県那覇市
平成25年11月8日	・一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会	石川県金沢市

2 電気通信紛争処理マニュアルの改訂

平成25年1月から平成26年3月までに終了した3件のあっせん事例及び1件の審議・答申事例の追加、その他関係資料の現行化等を行った「電気通信紛争処理マニュアル－紛争処理の制度と実務－」を平成26年3月に作成し、委員会ウェブサイトへの掲載を行った。

3 総務省広報誌平成26年2月号への記事掲載

平成25年12月、第5期委員会がスタートしたことから、総務省広報誌2月号に、委員会の紹介記事を掲載した。



総務省広報誌2月号

【資料編】

資料1 電気通信紛争処理委員会の概要

資料2 これまでの紛争処理の概況

資料3 これまでの紛争処理終了事案の一覧

資料4 電気通信事業等に関する動向



電気通信紛争処理委員会の概要

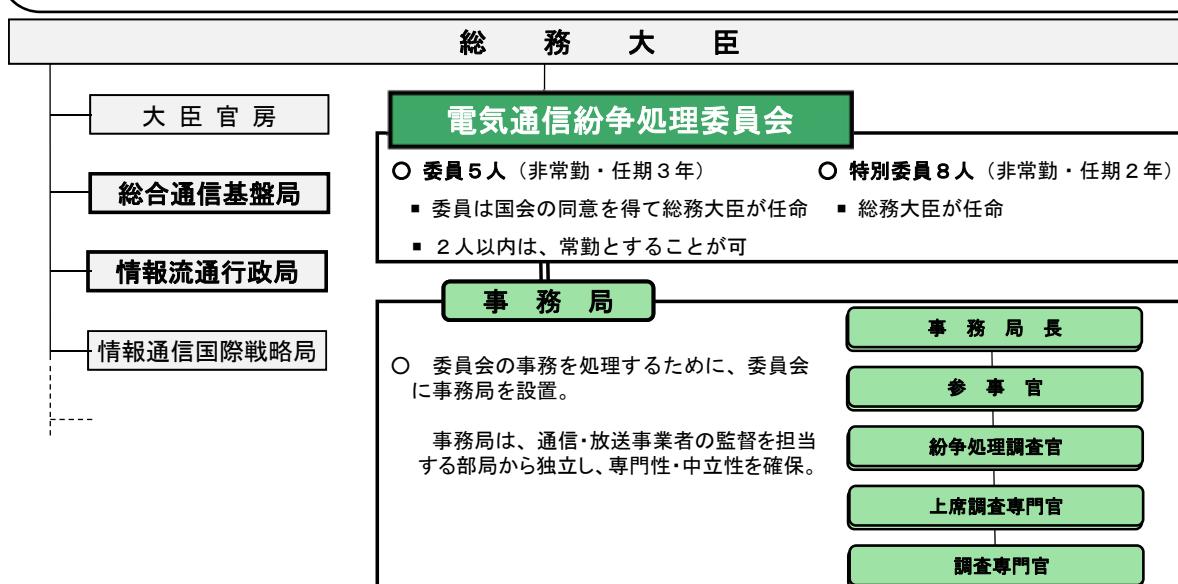
平成26年4月
電気通信紛争処理委員会事務局

1. 電気通信紛争処理委員会の設置・組織

平成13年11月30日に電気通信事業者間の接続等に関する紛争を迅速・公正に処理する専門的組織として設置(当初の名称は「電気通信事業紛争処理委員会」)。

平成23年6月30日、放送法等の一部改正により、委員会の扱う紛争に放送分野等の紛争が追加されるとともに、「電気通信紛争処理委員会」と名称変更。

- ・設置の背景には、電気通信サービスの高度化・多様化により、接続等を巡る紛争が増大・複雑化したことなどがある。
- ・電気通信紛争処理委員会の設置は、電気通信事業法に規定。



2. 電気通信紛争処理委員会の機能①

あっせん・仲裁

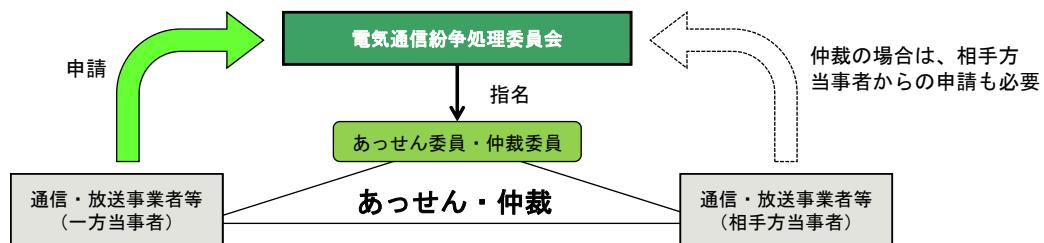
- 電気通信事業者間の接続、ケーブルテレビ事業者と基幹放送事業者との間の再放送の同意に関する紛争等について、当事者からの申請を受けて、「あっせん」や「仲裁」を行う。

「あっせん」は、あっせん委員が紛争当事者の間に入って両者の歩み寄りを促すことにより、紛争の迅速な解決を図るもの。両当事者の合意により進められる手続のため、強制されることはない。

- ・あっせん委員は、委員及び特別委員の中から、事案ごとに委員会が通例3人程度を指名。
- ・あっせん委員は、必要に応じ、あっせん案を作成し、当事者に提示することができる。

「仲裁」は、仲裁委員の行う仲裁判断に服することを紛争当事者が合意した上で行われるもので、仲裁判断には当事者間において確定判決と同一の効力が発生する。当事者は、仲裁判断について、手続上瑕疵のある場合を除いて訴訟で争うことはできない。

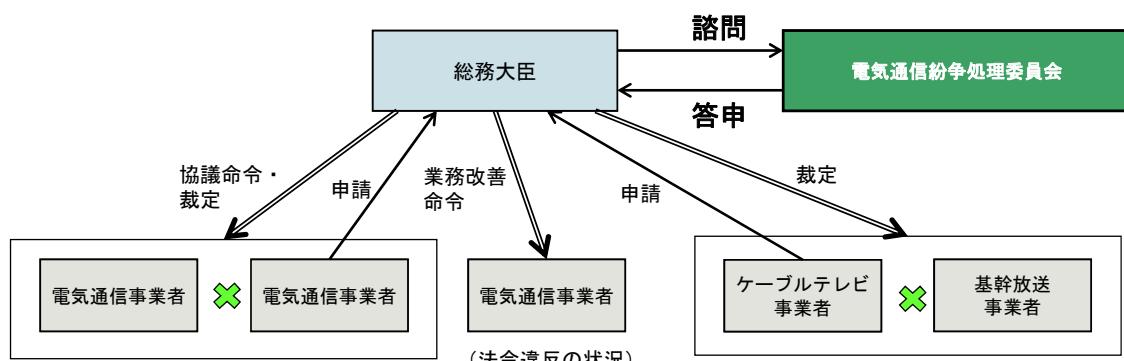
- ・仲裁委員は、委員及び特別委員の中から、原則として当事者が合意により選定した者3人を、委員会が指名。



3. 電気通信紛争処理委員会の機能②

総務大臣からの諮問に対する審議・答申

- 総務大臣が次の行政処分を行う際に、諮問を受け、審議・答申を行う。
- ・電気通信事業者に対する接続協定に関する協議命令・裁定、業務改善命令等
 - ・ケーブルテレビ事業者と基幹放送事業者との間の再放送同意に関する裁定



総務大臣に対する勧告

- あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、競争ルールの改善等について意見がある場合には、総務大臣に対し勧告を行う。

4 紛争の種類と紛争処理手続

当事者	協議の内容	協議が不調のときの紛争処理手続	
		委員会	総務大臣
電気通信事業者間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気通信設備の接続に関する協定 (電気通信事業法第154条第1項・第155条第1項) ○ 電気通信設備の共用に関する協定 (電気通信事業法第156条第1項) ● 電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定(注1) (電気通信事業法第156条第1項) ○ 卸電気通信役務の提供に関する契約 (電気通信事業法第156条第2項) 	あっせん 仲裁	協議命令又は裁定(注2)
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気通信役務の円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・契約 (電気通信事業法第157条第1項及び第3項) 	あっせん 仲裁	—
コンテンツ配信事業者等と電気通信事業者の間	<ul style="list-style-type: none"> ● コンテンツ配信事業等(※)を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約(注1) (電気通信事業法第157条の2第1項及び第3項) (※)電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業(電気通信事業法第164条第1項第3号) 	あっせん 仲裁	—
ケーブルテレビ事業者と基幹放送事業者との間	<ul style="list-style-type: none"> ● 地上基幹放送(地上テレビジョン放送)の再放送に係る同意(注1) (放送法第142条第1項及び第3項) 	あっせん 仲裁	裁定(注2)
無線局(※)を開設・変更しようとする者と他の無線局(※)の免許人等との間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 混信等の妨害防止のために必要な措置に関する契約 (電波法第27条の35第1項及び第3項) (※)電気通信業務、放送の業務その他の総務省令で定める業務を行うことを目的とする無線局に限る (電波法第27条の35第1項)。 	あっせん 仲裁	—

注1:協議内容の「●」は、平成23年6月に、放送法等の一部改正に伴い追加されたもの。「○」は既存のもの。

注2:「協議命令」又は「裁定」の場合は、総務大臣から電気通信紛争処理委員会へ諮問が行われる。

5. 事業者相談窓口の設置

電気通信紛争処理委員会の事務局では、事業者向けの相談窓口として、専用の電話、メールアドレスを設け、事業者間での協定・契約に関する協議が難航した場合等の相談に応じ、アドバイスや参考情報の提供等幅広く行っています。

事業者相談窓口のポイント

- ◆ 相談は、委員会のあっせんや仲裁手続の利用を前提とするものではないため、協議中のものや今後の対応を決めていない案件についても相談を受け付けています。
- ◆ 「あっせん申請が可能な事案かどうか判断がつかない」といった相談や「あっせんの手続(制度の概要や申請の方法等)を知りたい」等のお問い合わせについても幅広く受け付けています。
- ◆ 相談は、無料・非公開です。
- ◆ 相談者の了解なしに、相談内容を相手方事業者に伝えることはありません。

【相談専用電話】

TEL 03-5253-5500

FAX 03-5253-5197

電話受付時間 平日 9:30~12:00/13:00~17:00

【相談専用メールアドレス】

soudan@ml.soumu.go.jp

これまでの紛争処理の概況 (平成26年3月31日現在)

1 あっせん 61件

- 「接続に係る費用負担」に関する件 (39件)
- 「接続の諾否」に関する件 (5件)
- 「接続協定の細目」に関する件 (2件)
- 「卸電気通信役務の提供のための契約の細目」に関する件 (1件)
- 「電気通信役務の提供に係る契約の取次ぎ」に関する件 (1件)
- 「地上テレビジョン放送の再放送に関する同意」に関する件 (5件)
- 「接続に必要な工作物の利用」に関する件 (5件)
- 「設備の利用・運用」に関する件 (2件)
- 「接続に必要な工事」に関する件 (1件)

2 仲裁 3件

(※いずれも、他方事業者が申請を行わず、仲裁は不実行。その後、あっせんや大臣命令に移行。)

- 「接続に係る費用負担」に関する件 (2件)
- 「接続に必要な工事」に関する件 (1件)

3 質問・答申 9件

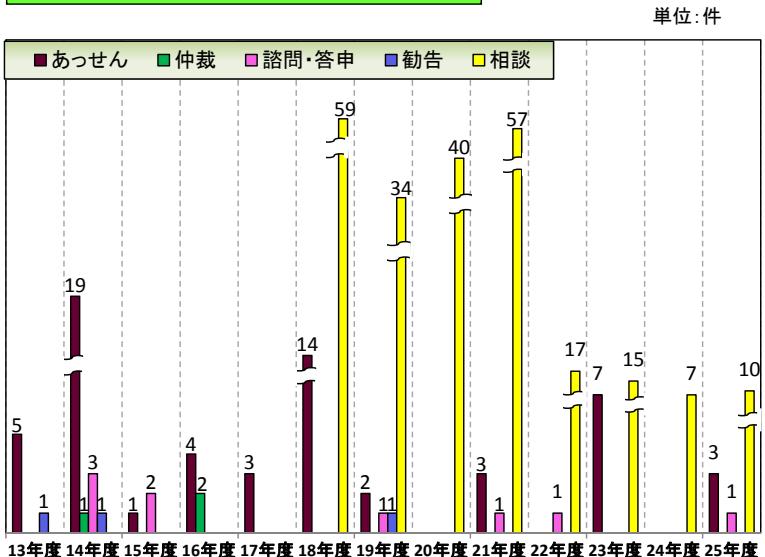
- 業務改善命令 (3件)
- 接続協定等の細目に関する裁定 (2件)
- 地上テレビジョン放送の再放送の同意に関する裁定 (1件)
- 接続に関する協議再開命令 (2件)
- 土地等の使用に関する認可 (1件)

4 勧告 3件

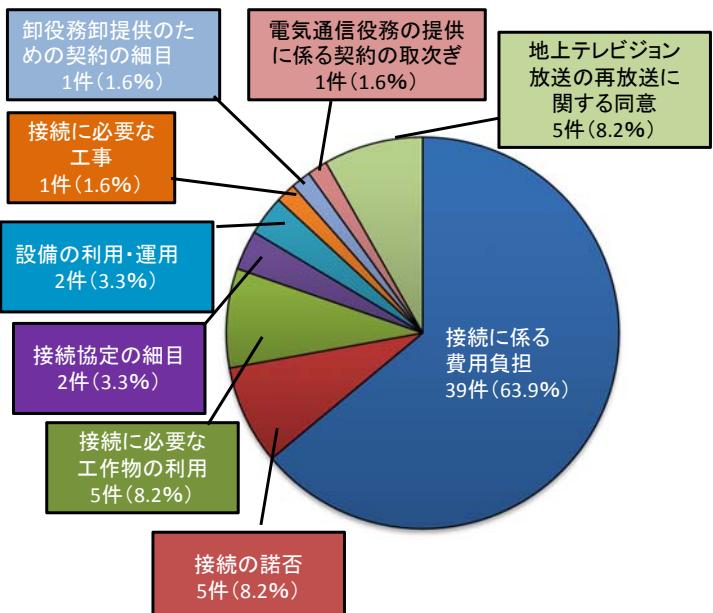
- 他事業者によるNTT局舎の利用に関するルールの整備 (1件)
- 通信事業者間の接続において適正な料金設定を行い得る仕組みの整備 (1件)
- MVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置の検討 (1件)

(参考) 紛争処理件数の内訳

1 紛争処理等の年度別件数



2 あっせんの紛争内容



3 あっせんの処理結果

合意が成立し解決
39件 (63.9%)

合意に至らず
(申請取下げ・打切り)
19件 (31.1%)

不実行
3件 (5.0%)

注2:「合意が成立し解決」は、当事者間の協議により解決した事件15件及びあっせん案の受諾により解決した事件24件の合計。

これまでの紛争処理終了事案の一覧

I あっせん・仲裁

(1) あっせん

【電気通信事業法関係】

1 接続の諾否に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成14年(争) 第5号 H14.2.13 申請 H14.3.6 終了	彩ネット(株)	彩ネット(株)による NTT 東日本の中継光ファイバとの接続	合意により解決
	NTT 東日本		
平成16年(争) 第3号～第4号 H16.8.31 申請 H16.11.1 終了	ソフトバンク BB(株)	ソフトバンクBB(株)による NTT 東日本及び NTT 西日本の中継光ファイバとの接続	合意により解決 ※あっせん案受諾
	NTT 東日本 NTT 西日本		
平成21年(争) 第1号 H21.9.15 申請 H22.1.21 終了	関西ブロード バンド(株)	関西ブロードバンド(株)による NTT 西日本の中継光ファイバとの接続	合意により解決 ※あっせん案受諾
	NTT西日本		
平成21年(争) 第3号 H21.12.28 申請 H22.1.15 終了	生活文化セ ンター(株)	生活文化センター(株)による NTTドコモとのレイヤ2等での接続	あっせん不実行 <u>(参考)本件終了後の経過</u> 総務大臣の接続協議 再開命令申立て
	NTTドコモ		

2 接続料、網改造料等の費用負担に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成14年(争) 第6号 H14.2.25 申請 H14.3.12 終了	彩ネット(株)	彩ネット(株)による NTT 東日本に対する網改造料の支払義務の有無	合意により解決 ※あっせん案受諾
	NTT 東日本		
平成14年(争) 第9号～第23号 H14.7.4 申請 H14.7.23 終了	A社	A社によるVoIPサービスに係るB社等各社との接続に関する事業者間精算の方法	合意により解決 ※あっせん案受諾
	B社等各社		
平成16年(争) 第5号～第6号 H16.12.17 申請 H17.2.22 終了	NTT 東日本 NTT 西日本	NTT 東日本及び NTT 西日本による法人向けIP電話網と平成電電(株)電話網との接続条件(接続料等)	合意により解決 <u>(参考)本件申請前の経緯</u> 仲裁申請(仲裁不実行)
	平成電電(株)		

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成17年(争) 第2号～第3号 H17.7.8 申請 H17.10.4 終了	A社	A社によるB社及びC社との接続に関する網改造の費用負担(ソフトウェア開発費用全額の預託金)	合意に至らず申請取下げ
	B社 C社		
平成18年(争) 第1号～第14号 H18.8.9 申請 H19.3.27 終了	A社等各社	A社等各社によるB社との接続に関する網使用料の費用負担	合意に至らず申請取下げ
	B社		
平成21年(争) 第2号 H21.10.27 申請 H22.1.14 終了	(有)ナインレイヤーズ	(有)ナインレイヤーズによるNTT西日本との接続に係る債権保全措置の要否	合意により解決
	NTT西日本		
平成23年(争) 第1号 H23.5.18 申請 H24.1.23 終了	NTTドコモ	NTTドコモによるソフトバンクモバイル(株)の接続料の算定根拠の開示	あせん打切り
	ソフトバンクモバイル(株)		
平成23年(争) 第2号 H23.6.9 申請 H24.1.23 終了	ソフトバンクモバイル(株)	ソフトバンクモバイル(株)によるNTTドコモの接続料の再精算等	あせん打切り
	NTTドコモ		
平成23年(争) 第3号～第4号 H23.6.9 申請 H24.2.21 終了	ソフトバンクテレコム(株)	ソフトバンクテレコム(株)によるNTT東日本及びNTT西日本の接続に係るジャンパ工事費の見直し	合意により解決
	NTT東日本 NTT西日本		

3 接続のための工事・網改造等に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成14年(争) 第2号 H14.2.12 申請 H14.4.9 終了	ビー・ビー・テクノロジー(株)	ビー・ビー・テクノロジー(株)によるNTT西日本の端末回線との接続に必要なMDFジャンパ工事の方法	あせん打切り <u>(参考)本件終了後の経過</u> 仲裁申請(仲裁不実行) 総務大臣の接続協議 再開命令申立て
	NTT西日本		
平成14年(争) 第7号～第8号 H14.4.30 申請 H14.5.10 終了	A社	A社によるB社及びC社の設備に対する工事(A社の上位プロバイダ変更に伴うIPアドレス設定変更)の早期実施	合意により解決
	B社 C社		
平成19年(争) 第1号～第2号 H19.3.23 申請 H19.4.5 終了	A社	A社によるB社及びC社とのジャンパ線切替工事等に関する接続協定の細目等	あせん不実行
	B社 C社		

4 コロケーション等に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成13年(争) 第1号 H13.12.27 申請 H14.1.25 終了	A社	A社による自社伝送路と他事業者が設置する伝送装置との間の接続(横つなぎ)に必要なB社のコロケーションスペースの利用	合意により解決
	B社		
平成14年(争) 第1号 H14.2.1 申請 H14.2.14 終了	イー・アクセス(株)	イー・アクセス(株)による NTT 東日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用	合意により解決 <u>(参考)本件に関連した措置</u> 総務大臣に対する勧告
	NTT 東日本		
平成14年(争) 第3号 H14.2.12 申請 H14.2.26 終了	イー・アクセス(株)	イー・アクセス(株)による NTT 西日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用等	合意により解決
	NTT 西日本		
平成14年(争) 第4号 H14.2.13 申請 H14.4.2 終了	イー・アクセス(株)	イー・アクセス(株)による NTT 西日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用	合意により解決 ※あっせん案受諾
	NTT 西日本		
平成15年(争) 第2号 H15.6.11 申請 H15.6.25 終了	平成電電(株)	平成電電(株)による NTT 東日本の設備(MDF)の利用	合意により解決
	NTT 東日本		

5 卸電気通信役務の提供のための契約の細目に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成25年(争) 第1号 H25.10.30 申請 H26.2.13 終了	A社	A社によるB社との卸電気通信役務の提供に係る料金等の見直し	合意により解決 ※あっせん案受諾
	B社		

6 契約締結の媒介その他の業務委託に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成17年(争) 第1号 H17.4.14 申請 H17.5.13 終了	イー・アクセス(株)	イー・アクセス(株)による NTT 西日本とのフレッツサービス受付業務の再開	合意により解決
	NTT 西日本		

【放送法関係】

地上テレビジョン放送の再放送の同意に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成23年(争) 第5号 H23.7.15 申請 H24.2.23 終了	松阪市ケーブルシステム	松阪市ケーブルシステムによるテレビ愛知(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あっせん案受諾
	テレビ愛知(株)		
平成23年(争) 第6号 H23.7.15 申請 H24.2.23 終了	A社	A社によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あっせん案受諾
	B社		
平成23年(争) 第7号 H23.7.15 申請 H24.2.23 終了	A社	A社によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あっせん案受諾
	B社		
平成24年(争) 第1号 H24.9.3 申請 H25.10.31 終了	A組合	A組合によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決
	B社		
平成24年(争) 第2号 H24.9.4 申請 H25.10.31 終了	A組合	A組合によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決
	B社		

(2) 仲裁

【電気通信事業法関係】

1 接続料、網改造料等の費用負担に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成16年(争) 第1号～第2号 H16.4.2 申請 H16.4.27 仲裁不実行通知	NTT 東日本 NTT 西日本	NTT 東日本及び NTT 西日本による法人向けIP電話網と平成電電(株)電話網との接続条件(接続料等)	仲裁不実行 <u>(参考)本件終了後の経過</u> あっせん申請(合意により解決))
	平成電電(株)		

2 接続のための工事・網改造等に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成15年(争) 第1号 H15.2.14 申請 H15.2.21 仲裁不実行通知	ソフトバンク BB(株)	ソフトバンク BB(株)によるNTT 西日本の端末回線との接続に必要なMDFジャンパ工事の方法	仲裁不実行 <u>(参考)本件申請前の経緯</u> あっせん申請(あっせん打切り) <u>(参考)本件終了後の経過</u> 総務大臣の接続協議 再開命令申立て
	NTT 西日本		

II 総務大臣からの諮問に対する審議・答申

【電気通信事業法関係】

1 接続協定等に関する協議命令

答申日等	事案の概要等
平成15年8月20日 電委第57号 H15.7.16 諒問 H15.8.20 答申	ソフトバンクBB(株)からの申立てを受けた、DSLサービス提供のためのNTT西日本との接続に関する接続協議再開命令(平成15年5月16日申立て) <u>参考>本答申前の経緯</u> あっせん申請(あっせん打切り) 仲裁申請(仲裁不実行)
平成22年7月8日 電委第42号 H22.6.29 諒問 H22.7.8 答申	生活文化センター(株)からの申立てを受けた、直収パケット交換機接続(レイヤ2接続)等についての、NTTドコモとの接続に関する接続協議再開命令(平成22年1月25日申立て) <u>参考>本答申前の経緯</u> あっせん申請(あっせん不実行)

2 接続協定等に関する細目の裁定

答申日等	事案の概要等
平成14年11月5日 電委第115号 H14.9.20 諒問 H14.11.5 答申	平成電電(株)からの申請を受けた、NTTドコモ等携帯電話事業者に対する直収発携帶着の利用者料金の設定に関する裁定(平成14年7月18日申請) <u>参考>本答申に関連した措置</u> 総務大臣に対する勧告
平成19年11月22日 電委第69号 H19.9.21 諒問 H19.11.22 答申	日本通信(株)からの申請を受けた、NTTドコモとの相互接続によるMVNO事業に関する裁定(平成19年7月9日申請) <u>参考>本答申に関連した措置</u> 総務大臣に対する勧告

3 土地等の使用に関する協議認可

答申日等	事案の概要等
平成14年7月30日 電委第95号 H14.6.17 諒問 H14.7.30 答申	モバイルインターネットサービス(株)からの申請を受けた、無線LANサービスの役務提供のためのJR東日本の土地等の使用に関する協議認可(平成14年3月19日申請)

4 電気通信事業者に対する業務改善命令

答申日等	事案の概要等
平成14年4月19日 電委第60号 H14.4.18 諒問 H14.4.19 答申	KDDI(株)に対する、子会社である第二種電気通信事業者を通じた、地方公共団体に対する届出料金を下回る料金での電気通信役務の提供についての業務改善命令(平成14年4月19日命令)
平成16年2月4日 電委第8号 H16.1.29 諒問 H16.2.4 答申	KDDI(株)に対する、子会社である KCOM(株)を通じた、地方公共団体に対する届出料金を下回る料金での電気通信役務の提供についての業務改善命令(平成16年2月5日命令)
平成22年2月4日 電委第19号 H22.1.28 諒問 H22.2.4 答申	NTT 西日本に対する、他の電気通信事業者等に関する情報の取扱いについての業務改善命令(平成22年2月4日命令)

【放送法関係】

地上テレビジョン放送の再放送の同意に関する裁定

答申日等	事案の概要等
平成25年6月26日 電委第54号 H25.1.30 諒問 H25.6.26 答申	株ひのきによる讀賣テレビ放送(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意に関する裁定

III 総務大臣に対する勧告

【電気通信事業法関係】

発出	概要等
平成14年2月26日 電委第32号	<p>コロケーションのルール改善に向けた勧告 <u>〈参考〉本勧告の関連事案</u></p> <p>イー・アクセス㈱による NTT 東日本のコロケーションスペース、電源及び MDF の利用に関するあっせん申請(合意により解決)</p>
平成14年11月5日 電委第115号	<p>接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の勧告 <u>〈参考〉本勧告の関連事案</u></p> <p>平成電電㈱からの申請を受けた、NTT ドコモ等携帯電話事業者に対する直収発携帶着の利用者料金の設定に関する裁定</p>
平成19年11月22日 電委第69号	<p>接続料金の算定の在り方など MVNO と MNO との間の円滑な協議に資する措置の勧告 <u>〈参考〉本勧告の関連事案</u></p> <p>日本通信㈱からの申請を受けた、NTT ドコモとの相互接続による MVNO 事業に関する裁定</p>

(注) 実際の紛争は、内容が複雑に絡み合っており、以上の分類は厳密なものではない。

電気通信事業等に関する動向

1 電気通信事業等の動向

- (1) 電気通信事業の市場等の動向
- (2) 接続料の動向
- (3) 電気通信事業法及びNTT法の枠組み
- (4) 指定電気通信設備制度

2 放送事業の動向

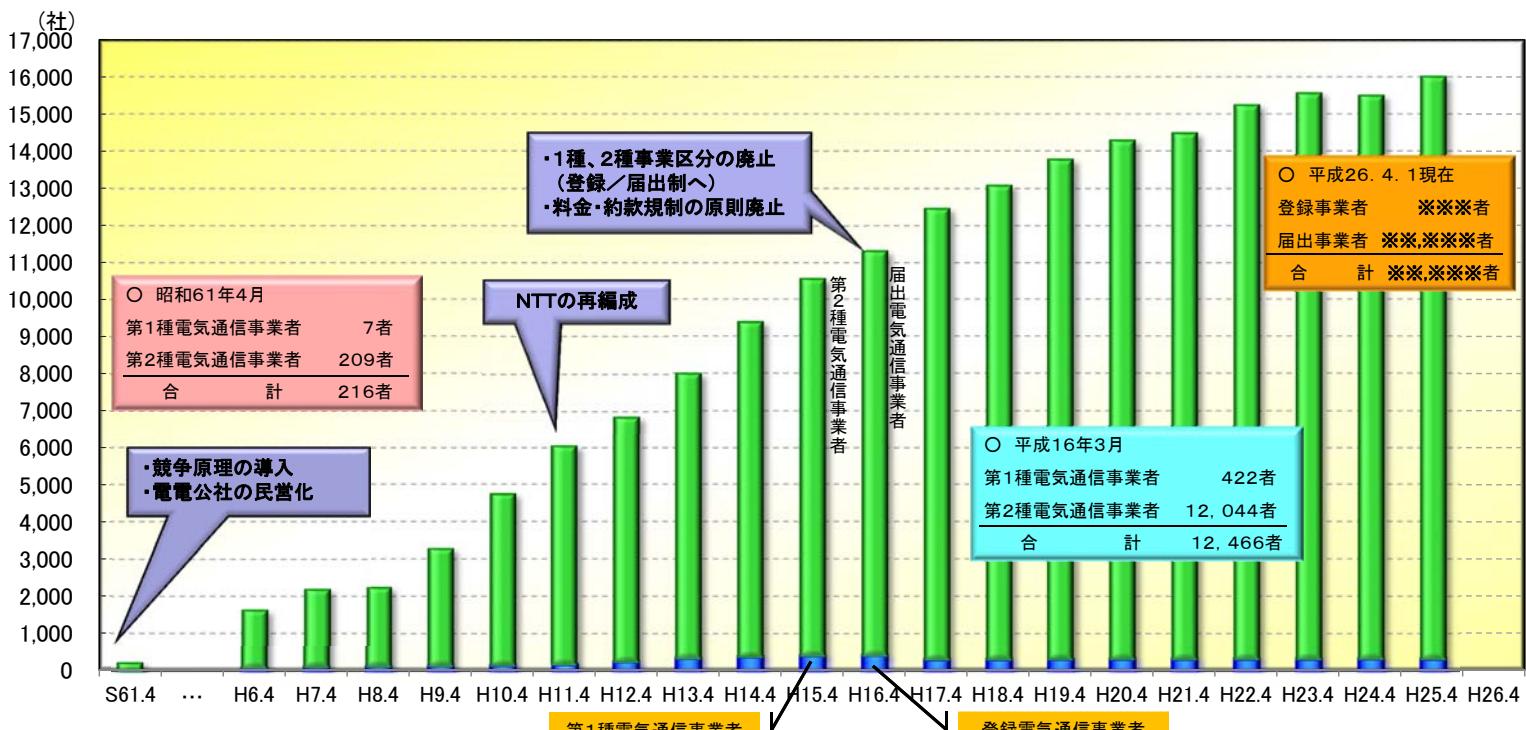
平成26年4月
電気通信紛争処理委員会 事務局

1 電気通信事業等の動向

(1) 電気通信事業の市場等の動向

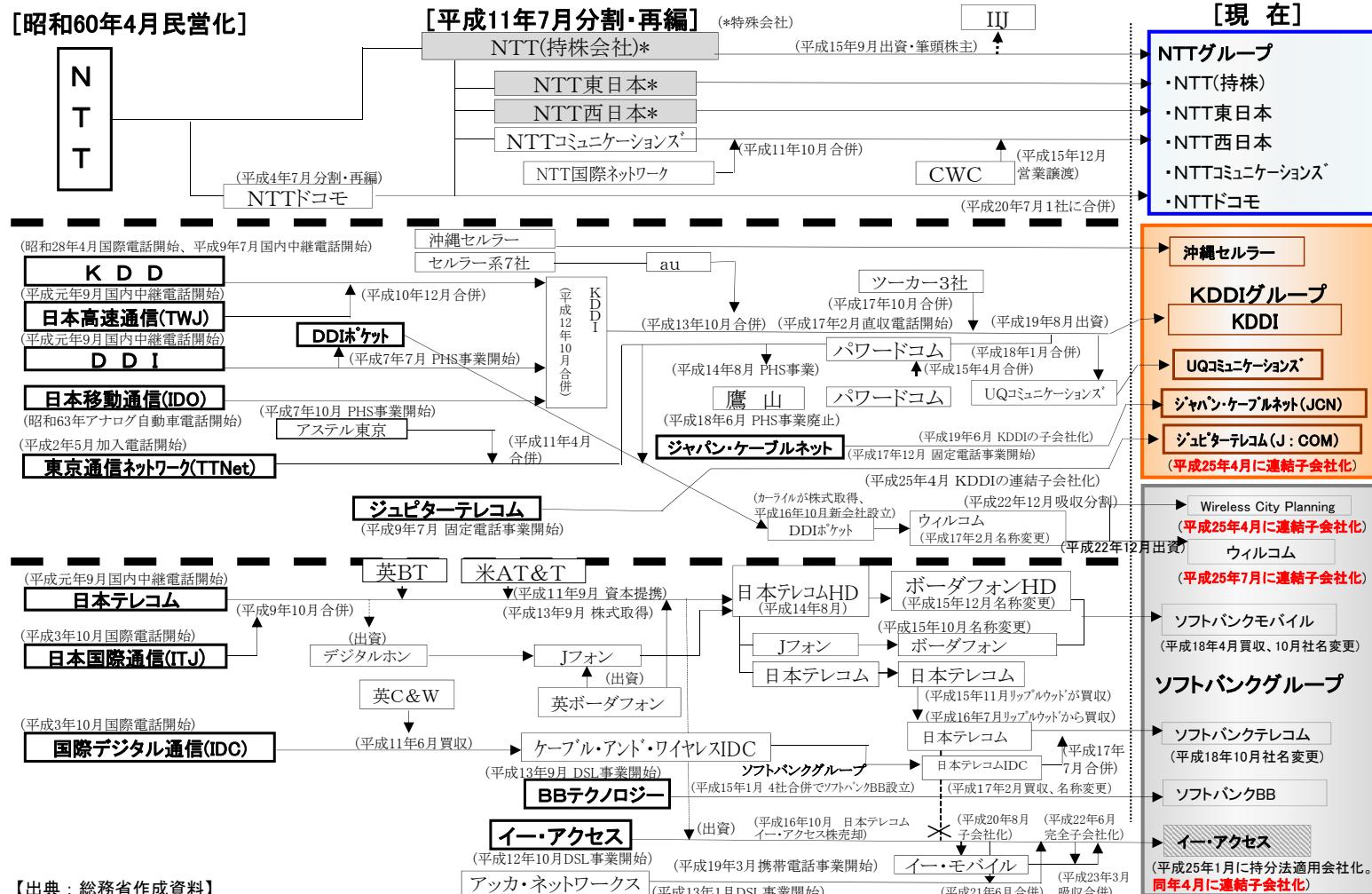
1-(1)-① 電気通信事業者数の推移

昭和60年以降、電気通信事業者数は大幅に増加し、平成26年4月1日現在、※万※、※※※者が参入。その大半(約※※%)は届出電気通信事業者。



【出典：情報通信統計データベース（総務省の情報通信政策に関するポータルサイト）をもとに作成】

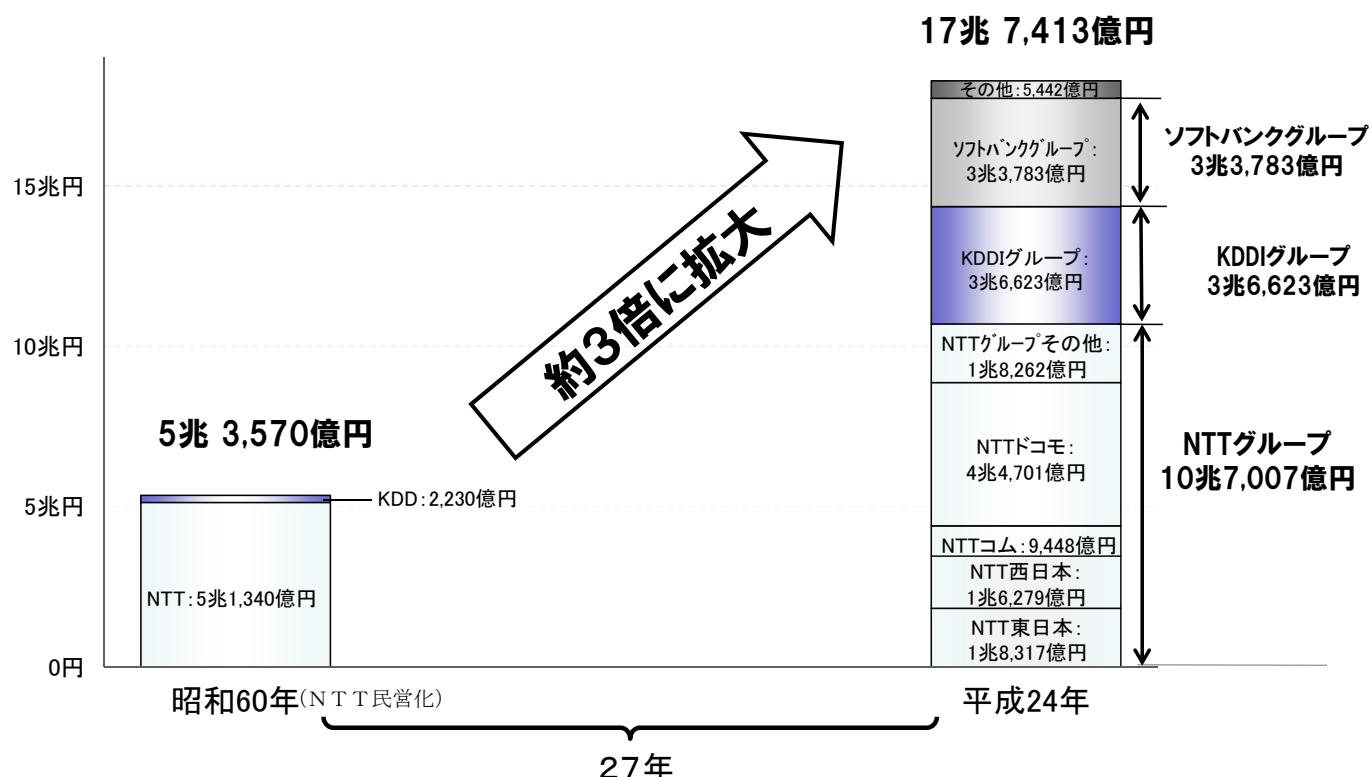
1-(1)-② 国内の電気通信業界の主な変遷



【出典：総務省作成資料】

主要な電気通信事業者の平成24年度の売上高合計は約17.7兆円

- 昭和60年から主要な電気通信事業者の売上高は約3倍に拡大。
- NTTグループの他、KDDI、ソフトバンクグループも売上げ拡大に貢献。



※ 各事業者の決算資料等に基づき総務省にて作成。

※ その他には、「電力系事業者」、「スカパーJSAT」等を含む。

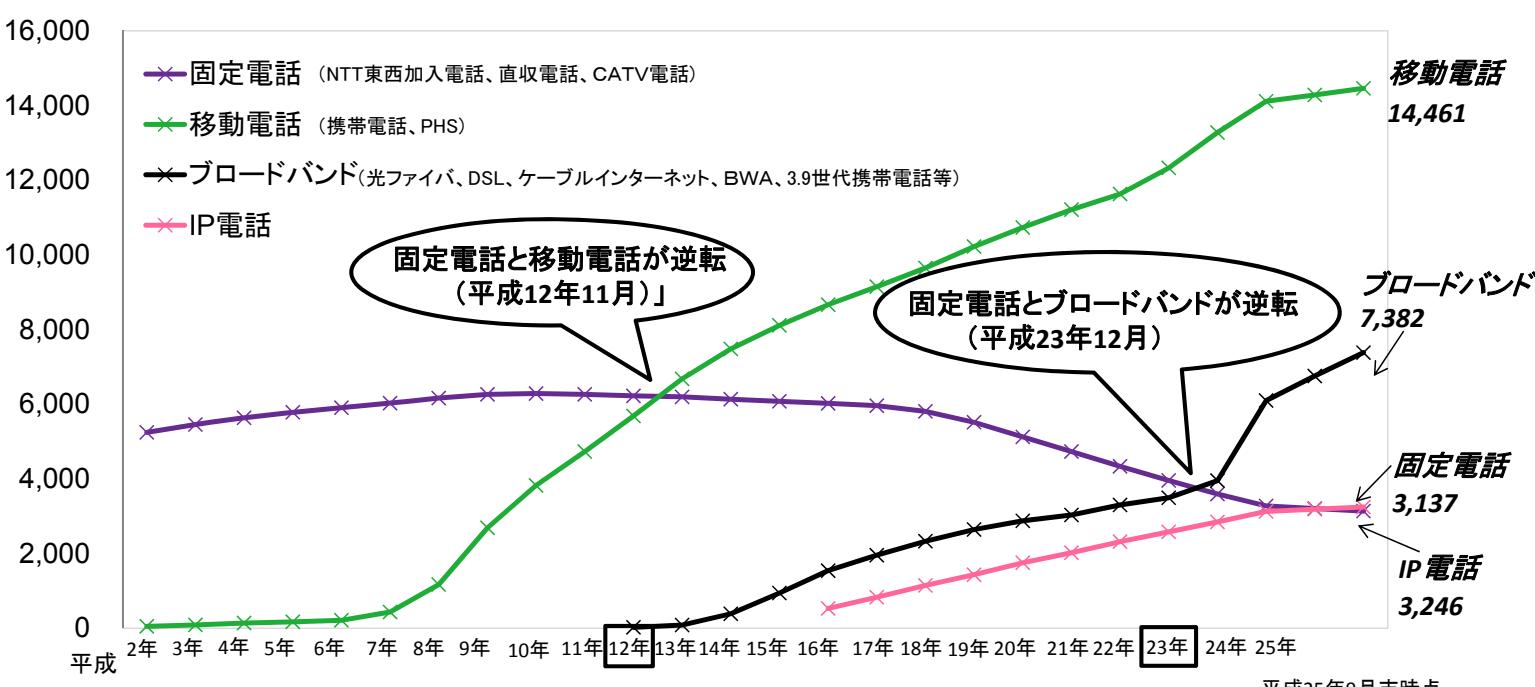
【出典：総務省作成資料】

1-(1)-④ 電気通信市場における環境変化

我が国電気通信市場においては、固定通信市場が縮小する中で、モバイル市場の重要性が高まっている。

- 固定電話の契約数：平成9年11月のピーク時（6,322万件）の約5割に減少（3,137万件）
- 移動電話の契約数：平成12年11月に固定電話契約数を抜き、10年間で約2倍に増加（14,461万件）

(万契約)

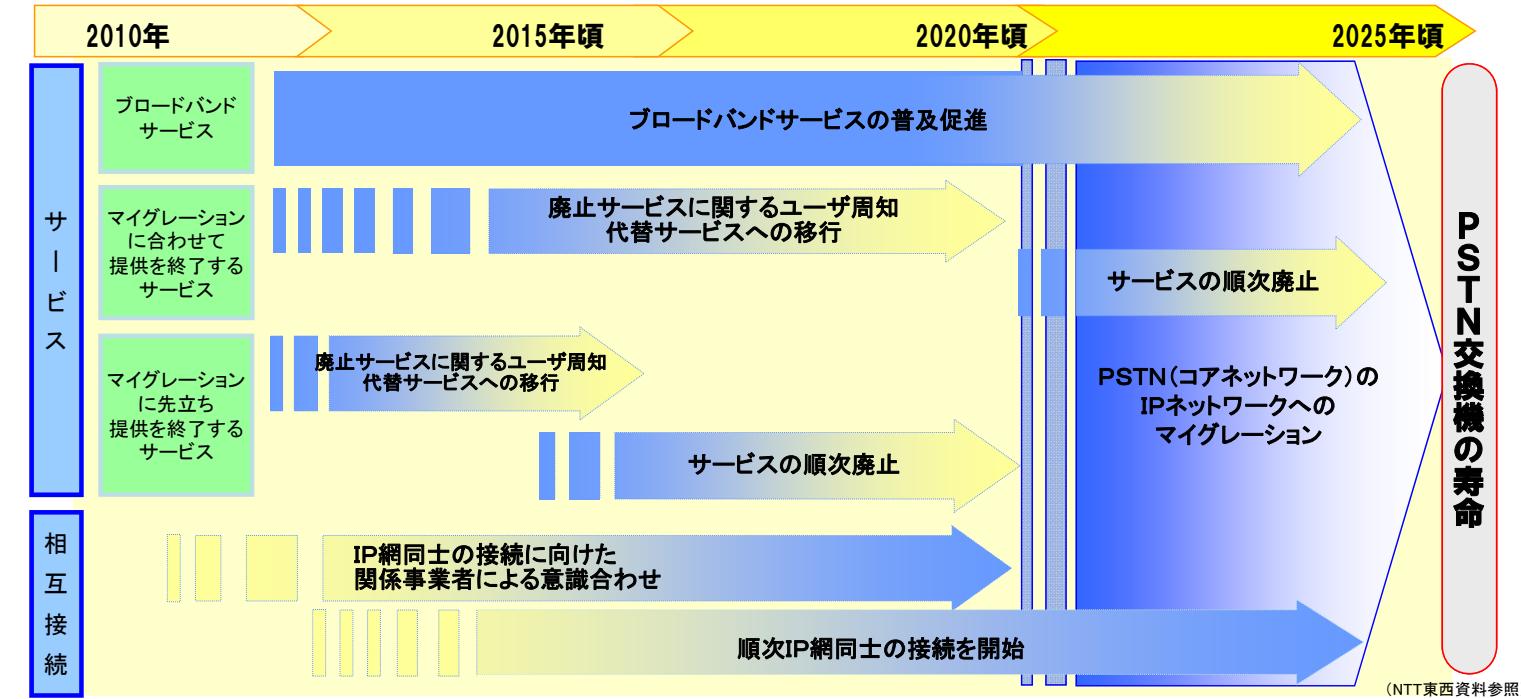


【出典：総務省作成資料】

1-(1)-⑤ NTT東西「概括的展望」における移行スケジュール

- NTT東西は「概括的展望」において以下のスケジュールを描いているが、個別サービスの終了時期、移行方法等の具体的な内容についてはさらなる情報開示が必要とする意見が示されているほか、PSTNの移行に伴いNTT東西の市場独占化が進展しないよう、アクセス回線におけるサービス競争環境の確保が求められている。
- 移行スケジュールについて、NTT東西は交換機の装置寿命を踏まえ、移行完了時期を遅らせるることは困難だが、関係者との同意が得られる場合は計画の前倒しの可能性は否定されないとする一方、競争事業者や利用者からは計画の前倒しまたは後ろ倒しを求める等の様々な意見が示されている。

「PSTNのマイグレーションについて～概括的展望～」(抜粋)(NTT東西・2010年11月2日発表)

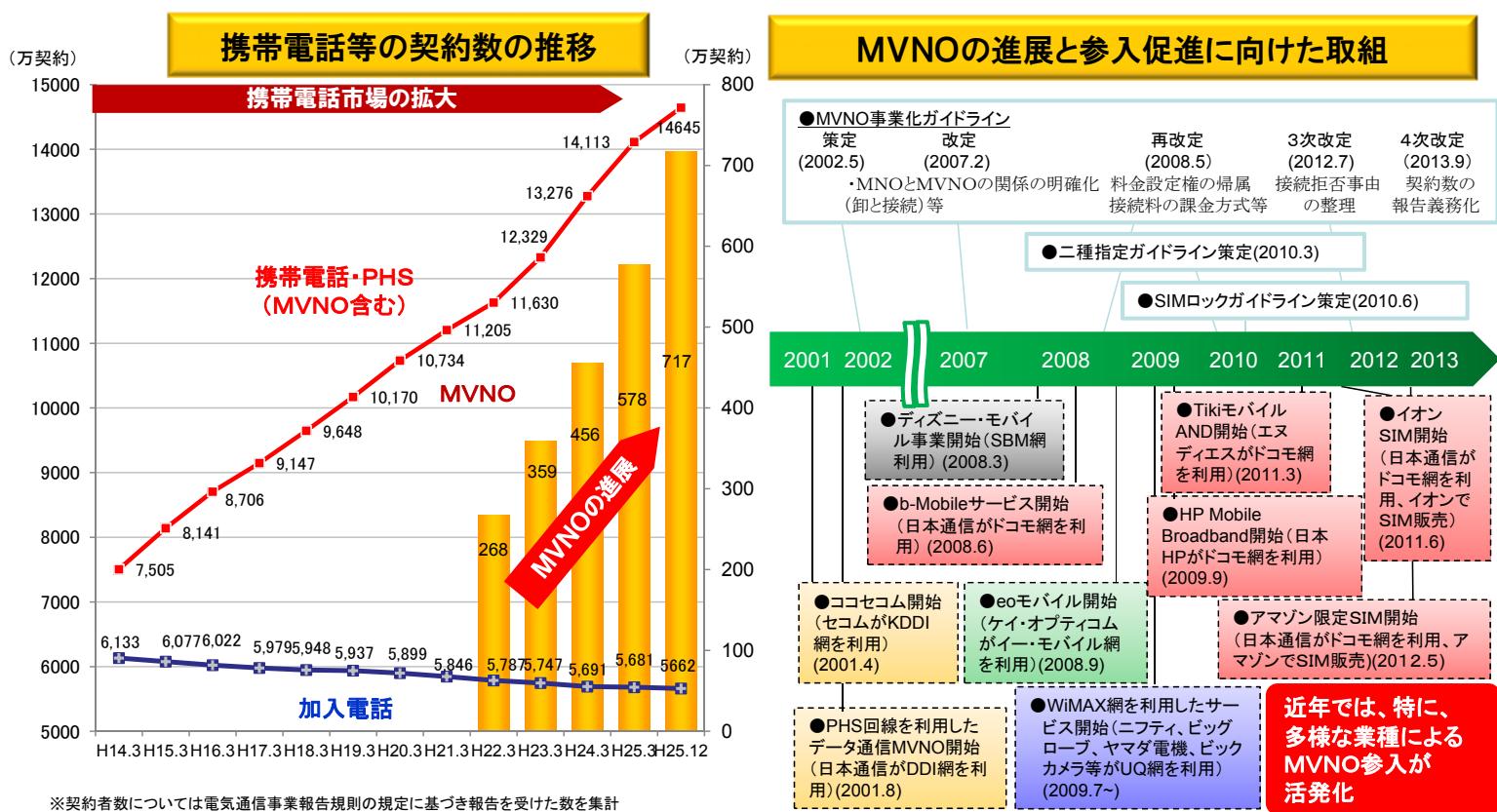


【出典: 情報通信審議会電気通信事業政策部会 プロードバンド普及促進のための競争政策委員会(第8回)(H23.12.13)参考資料を一部改めた】

1-(1)-⑥ 電気通信市場における環境変化(移動体通信市場の拡大、MVNOの進展)

我が国の電気通信市場においては、固定通信市場が縮小する中で、移動体通信市場の重要性が高まっていきることに加え、多種多様なMVNO(※)が参入し、多様なサービスが提供されている状況にある。

(※)Mobile Virtual Network Operatorの略。自らは周波数の割当てを受けることなく、移動通信事業者のネットワークを利用してサービス提供をする事業者。



【出典：モバイル接続料算定に係る研究会(第1回)(H24. 10. 23)をもとに作成】

携帯電話の歴史と今後の展開

モビリティ・通信品質等に優れた携帯電話系システムと、高速性・コスト面等で先行する無線LAN系の双方のシステムが各々発展してきており、両者の特色をとりこみつつ、新たな移動通信システムの検討が進展。

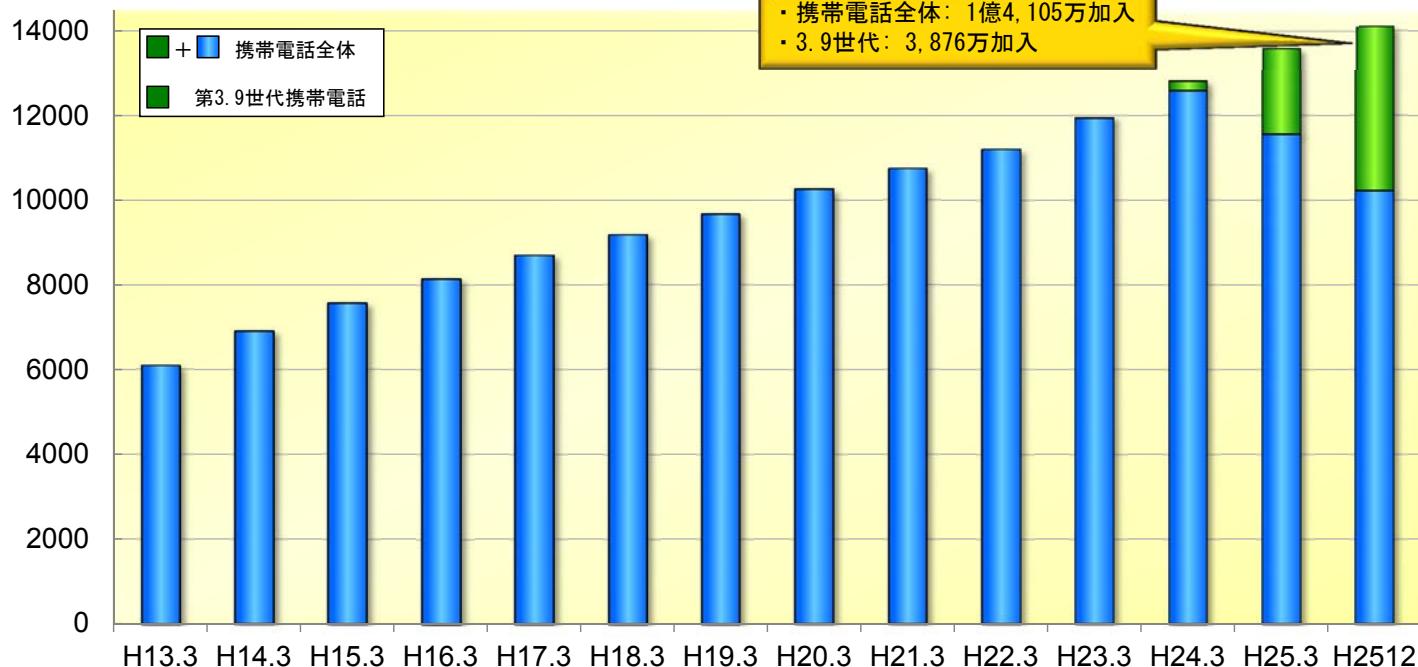
携帯電話



1-(1)-⑧ 携帯電話の普及

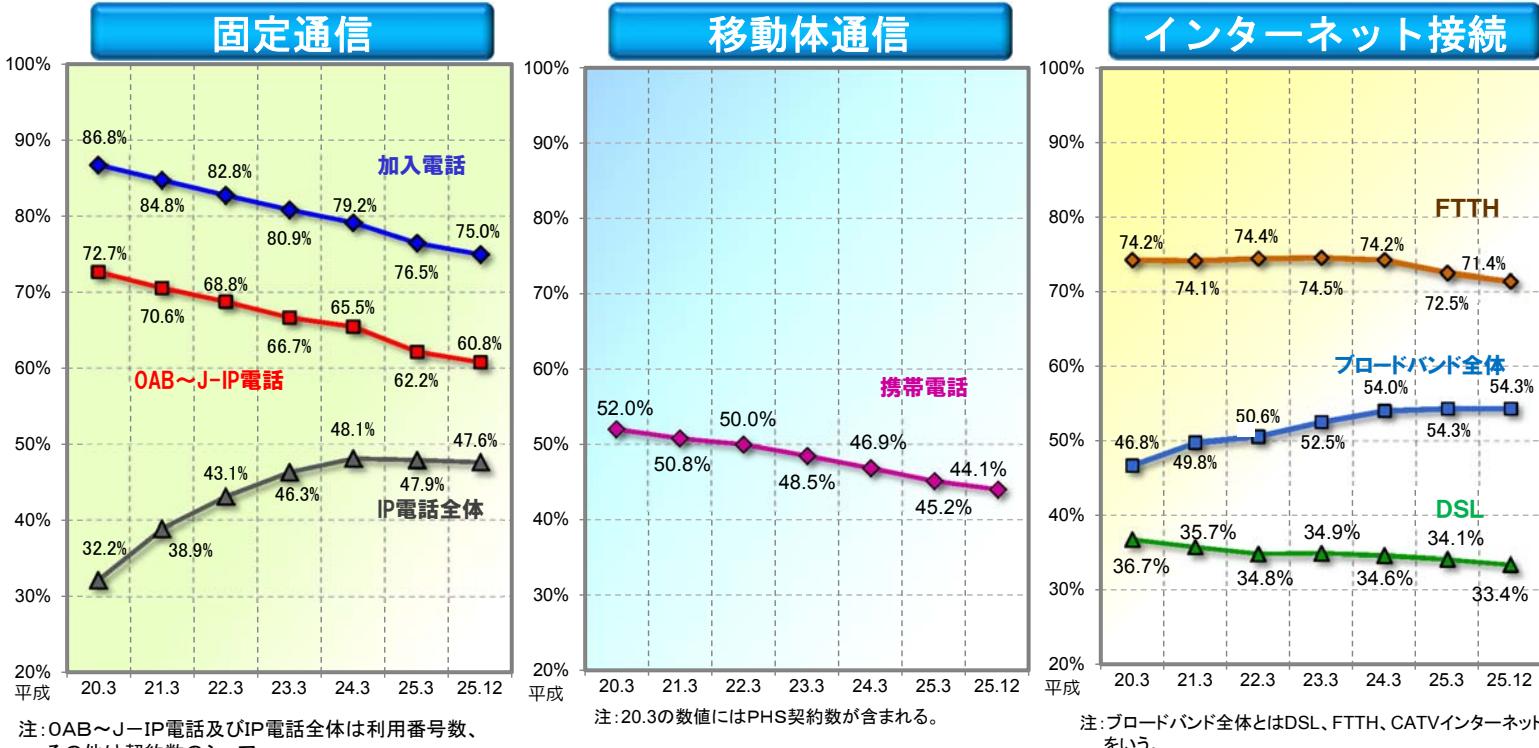
- 携帯電話加入数は、平成19年12月に1億加入を超えた、平成25年12月末で1億4,105万加入となった。
- 第3世代携帯電話の加入数は平成21年4月末時点で1億加入を超えた一方、第2世代携帯電話は、auのcdmaOne(平成24年7月)を最後に終了した。
- 平成22年12月24日から、NTTドコモの第3.9世代携帯電話サービス(Xi (クロッ茜))が開始された。

(万契約)



1-(1)-⑨ NTT東西及びNTTドコモの市場シェアの推移

- 加入電話(NTT東西加入電話、直収電話、OAB～J-IP電話、CATV電話)におけるNTT東西のシェアは減少。IP電話全体(OAB～J-IP電話、050-IP電話)におけるシェアは増加傾向が続いているが、最近は横ばいとなっている。
- 携帯電話・PHSにおけるNTTドコモのシェアは5割を切っている。
- ブロードバンド全体、FTTH及びDSLにおけるNTT東西のシェアは概ね横ばいとなっている。



【出典：総務省報道資料（電気通信事業サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表）をもとに作成】

1-(1)-⑩ 市場集中度とNTTグループのシェア(電気通信事業分野における競争状況の評価2012より)

- 固定電話、050-IP電話、携帯電話、PHS、固定系ブロードバンド、FTTHは、市場集中度が3000を超えており、集中度が非常に高いと言える。
- NTTグループのシェアは、移動系通信、050-IP電話、ISPを除きいずれも5割を超えている。

領域	固定市場 (部分市場を含む)		12年度の評価結果	
			市場集中度(HHI)	NTTグループのシェア
データ通信	移動系	携帯電話(3G)、PHS、BWA、LTE(3.9G)	2989	43.5% ↓
		固定系プロードバンド	3199 ↑	54.2% ↑
	固定系	FTTH	5472 ↓	72.5% ↓
		ISP	1285 ↓	29.2% ↓
音声通信	移動系	携帯電話、PHS	3369	45.1% ↓
		固定電話 (NTT加入電話、直収電話、CATV電話、OAB～J-IP電話)	6065 ↓	76.5% ↓
	固定系	050-IP電話	3139 ↓	40.4% ↑
法人向けネットワークサービス	WANサービス		2079 ↓	61.8% ↓

(※) HHI(ハーフィンダール・ハーシュマン指数: Herfindahl-Hirschman Index)は、市場の独占度合いを測定する指標の一つ。各事業者が市場で有するシェアを自乗し、それを加算して算出する。HHIは各事業者のシェアを自乗して加算するため、シェアの大きな事業者のシェア変動が大きく影響する。逆に、シェアの小さな事業者のシェア変動の影響は小さい。小規模な事業者の情報を探しても、指標の有効性が損なわれにくいという特長がある。

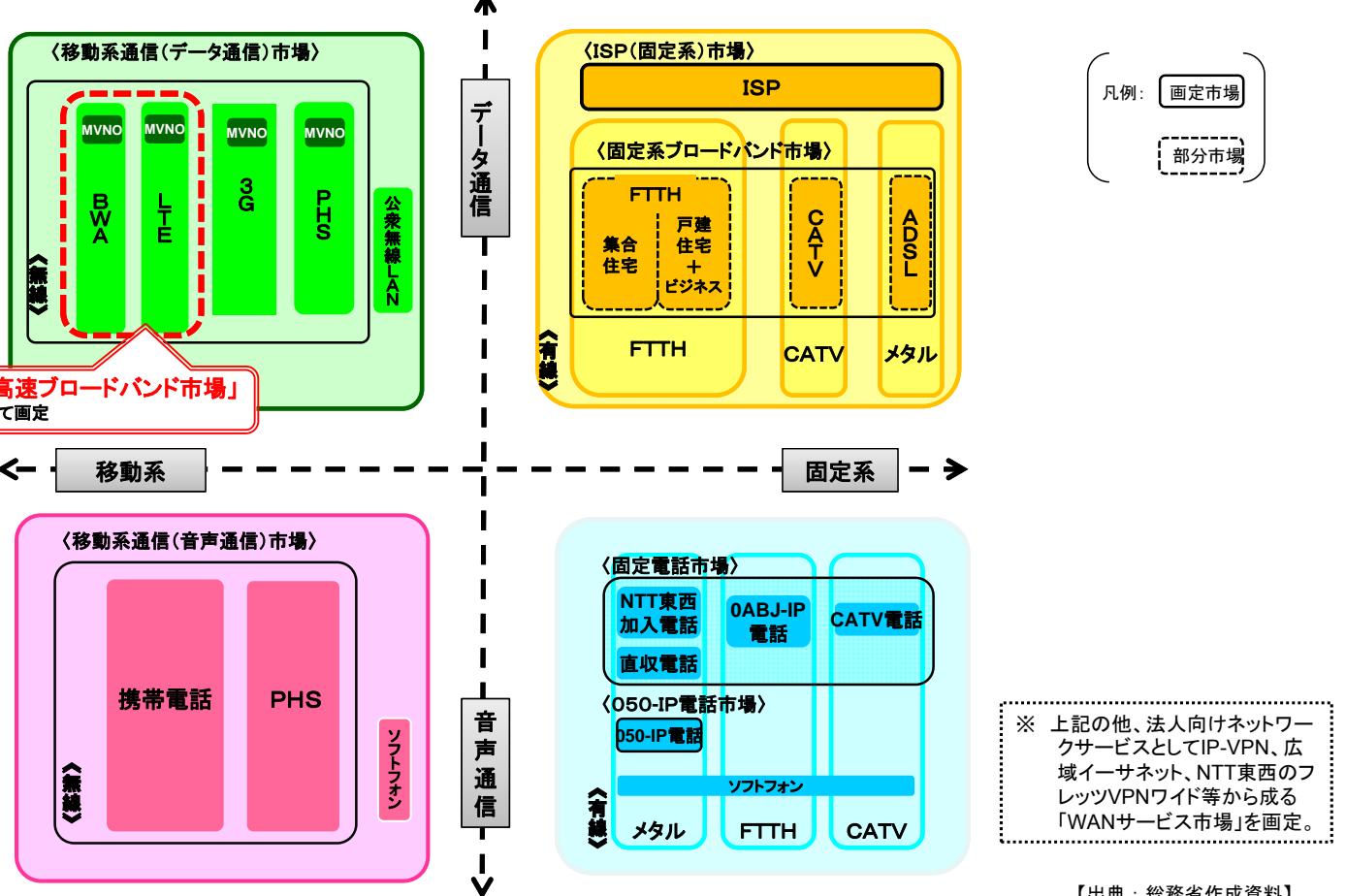
(注1) 「市場集中度(HHI)」の算出に当たっては、全国レベルではNTT東西を1社とみなし、他のNTTグループの会社は別会社とみなしている(ただし、固定系プロードバンドにおいては、ソフトバンクグループ、KDDIグループ、UCOM及び電力系事業者を、FTTHにおいてはKDDIグループ、UCOM及び電力系事業者を、ISPにおいてはソフトバンクグループをそれぞれ1社とみなしている)。「NTTグループのシェア」のうち、050-IP電話はNTTコミュニケーションズ、移動系通信はNTTドコモ、FTTHはNTT東西のシェア。

(注2) 表中の矢印は対前年度比の増減を表す。ただし、移動系の市場集中度(HHI)については、前年の値が存在しないことから比較をしていない。

【出典：電気通信事業分野における競争状況の評価2012 (H25.9.6公表) をもとに作成】

1-(1)-⑪ 競争評価2012における市場画定

サービスの重心は、音声通信からデータ通信へとシフトしている。



1-(1)-⑫ 競争評価2013における分析指標(定点的評価)

<定点的評価>

領域	データ通信			音声通信			法人向けネットワークサービス
	固定系	ISP (固定系)	移動系	移動系	固定系	050-IP電話	
市場	固定系プロードバンド	ISP (固定系)	移動系通信 (データ通信)	移動系通信 (音声通信)	固定電話	050-IP電話	WANサービス
分析指標	[供給側データ] ・市場の規模、 ・事業者別シェア ・市場集中度 ・設備競争の状況 ・事業者間取引の状況 ・事業者間取引に関するデータ		[供給側データ] ・市場の規模、 ・事業者別シェア ・市場集中度	[供給側データ] ・市場の規模、事業者別シェア ・市場集中度 ・企業グループ単位での競争状況（シェア、HHI等） ・事業者間取引に関するデータ ・周波数の保有状況	[供給側データ] ・市場の規模、 ・事業者別シェア ・市場集中度 ・事業者間取引に関するデータ	[供給側データ] ・市場の規模、 ・事業者別シェア ・市場集中度 ・事業者間取引に関するデータ	[供給側データ] ・市場の規模、 ・事業者別シェア ・市場集中度
	[需要側データ] ・料金等 ・サービス品質※1 ・サービス変更コスト※2	[需要側データ] ・料金等	[需要側データ] ・料金等 (ARPUを含む。) ・サービス品質※1 ・サービス変更コスト※2 (SIMロック解除、番号ポータビリティ、端末コスト等を含む。)	[需要側データ] ・料金等 (接続料含む)	[需要側データ] ・料金等	[需要側データ] ・料金等	[需要側データ] ・料金等
評価に当たつての勘案要素	・NTT東西加入電話によるFTTH市場へのレバレッジの懸念関係 ・FTTH市場における参入が進んでいないエリアの状況 ・移動系データ通信による固定プロードバンドの代替性		・上位下位レイヤーをレバレッジとしたネットワークレイヤーへの影響 ・ソフトフォンによる音声通信の代替機能調査				・クラウドサービスの影響

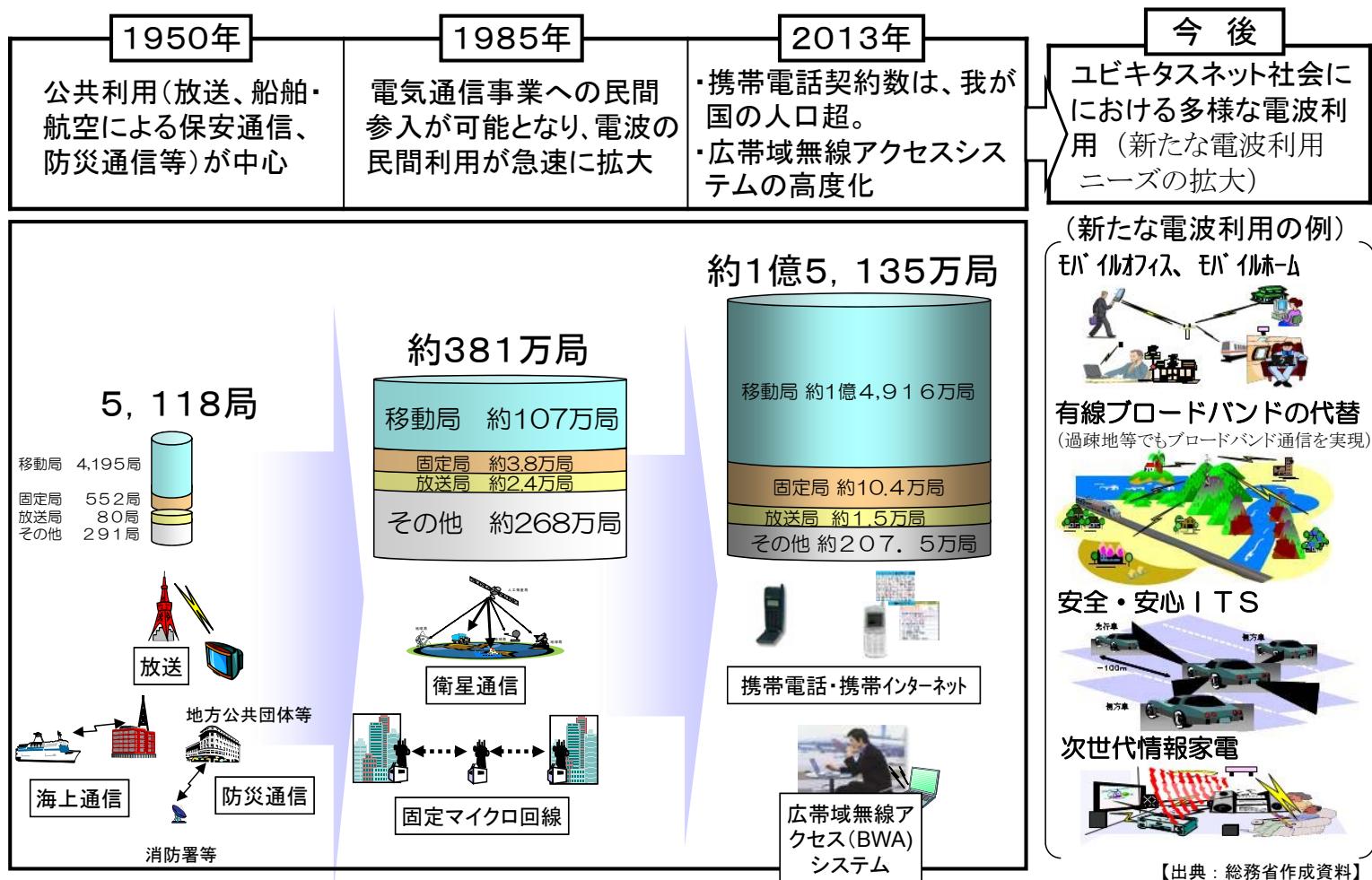
※1 通信速度、利用者満足度を含む。

※2 解約手数料ほか、メールアドレスや電話番号を維持するための費用を含む。

※3 各データについては、経年変化を勘案して収集・分析を行う。

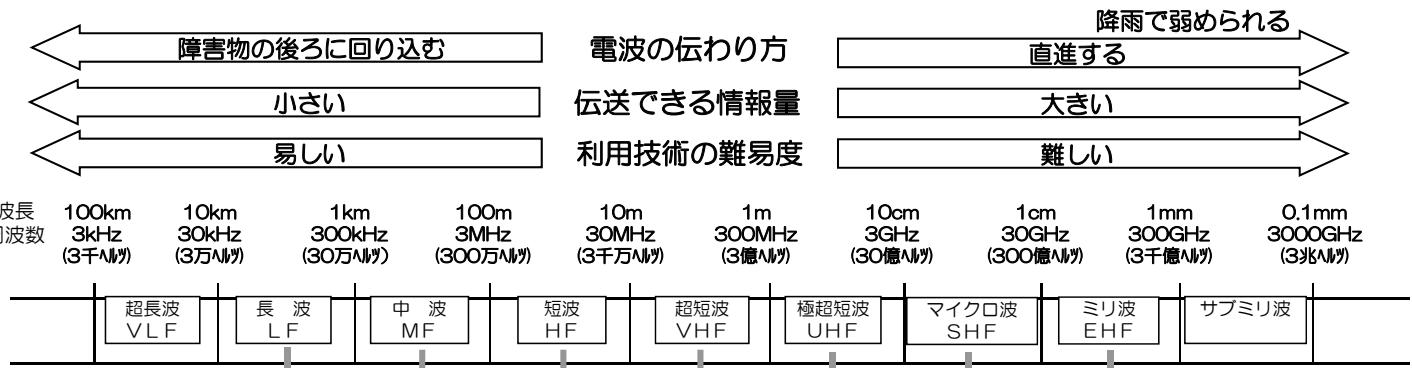
※4 赤字は競争評価2012からの変更点。

1-(1)-13 我が国の電波利用の変遷 ~無線局数及び主な利用の推移~



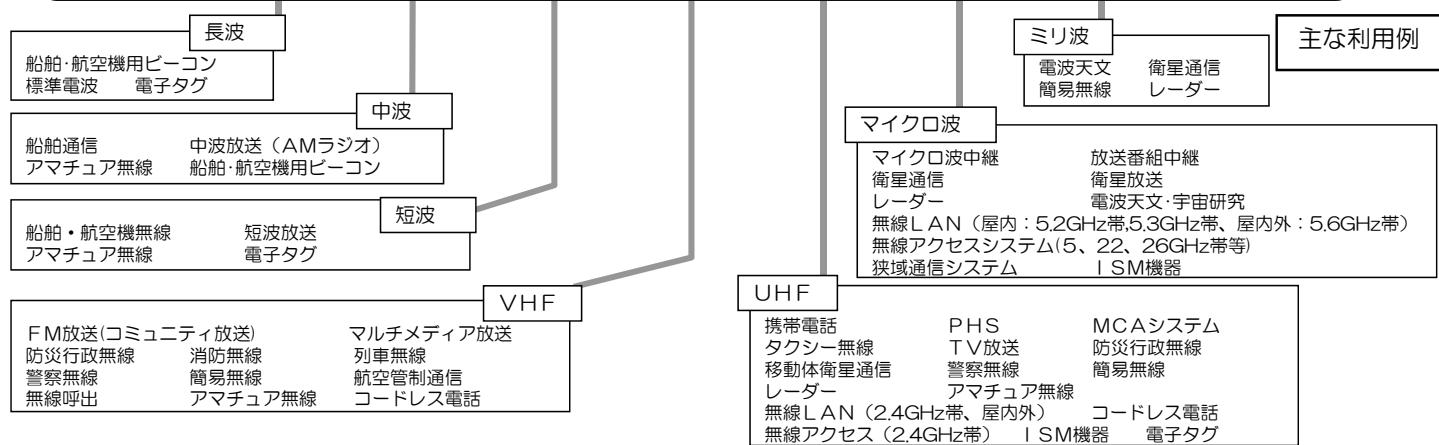
【出典：総務省作成資料】

1-(1)-14 我が国の電波の使用状況



国際電気通信連合(ITU)による周波数の国際分配の決定(無線通信規則等)

国際分配に基づく国内分配の決定(総務省・周波数割当計画等)



【出典：総務省作成資料】

1 電気通信事業等の動向

(2) 接続料の動向

1-(2)-① NTT東西の接続料の算定方式



接続料算定方法の一覧

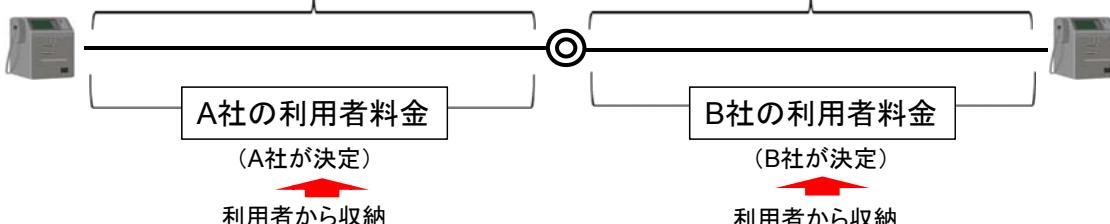
算定方式		算定概要	主な対象機能
長期増分費用方式 (LRIC)		<ul style="list-style-type: none">・仮想的に構築された最も効率的なネットワークの費用に基づき算定・長期増分費用(LRIC)モデルにより接続料原価を算定	<ul style="list-style-type: none">・電話網 (加入者交換機能、中継交換機能 等)・PHS基地局回線
実際費用方式	将来原価方式	<ul style="list-style-type: none">・新規かつ相当の需要増加が見込まれるサービスに係る設備に適用・原則5年以内の予測需要・費用に基づき算定	<ul style="list-style-type: none">・NGN (収容局接続機能、IGS接続機能、中継局接続機能、イーサネット接続機能)・加入者回線(光ファイバ)
	実績原価方式	<ul style="list-style-type: none">・前々年度の実績需要・費用に基づき算定・直近の実績に基づき接続料を算定した上で、適用年度実績との乖離分については「調整額」として次期接続料原価に算入	<ul style="list-style-type: none">・加入者回線(銅線)・中継光ファイバ回線・専用線・公衆電話 等
小売マイナス方式 (キャリアズレート)		<ul style="list-style-type: none">・小売料金から営業費相当分を控除したものを接続料とする	<ul style="list-style-type: none">・ISDN加入者回線(INS1500)・専用線

電気通信事業法の施行当初、新規事業者が電話事業に参入する場合には、NTTの市内電話網と接続し、両者それぞれのサービス提供区間ににおいて個別に利用者料金を設定していた(いわゆる「ぶつ切り料金」)。

1991年、郵政省(当時)が、新規事業者に料金設定の自由度を与え料金の多様化を促す観点から、NTTに対して行政指導を行った。これを受け、NTTは自らのサービス提供区間に係る料金を事業者間での精算料金である「接続料」として設定し、接続事業者から回収することとなった(いわゆる「エンドエンド料金」)。

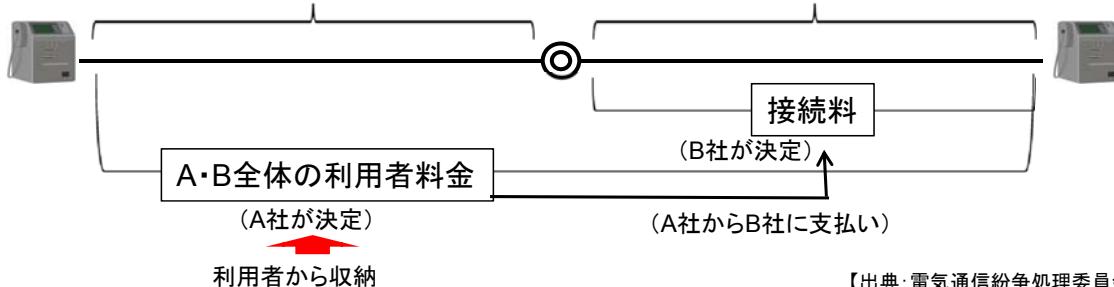
いわゆる「ぶつ切り料金」

A社のサービス区間 B社のサービス区間



いわゆる「エンドエンド料金」

A社のサービス区間 B社のサービス区間



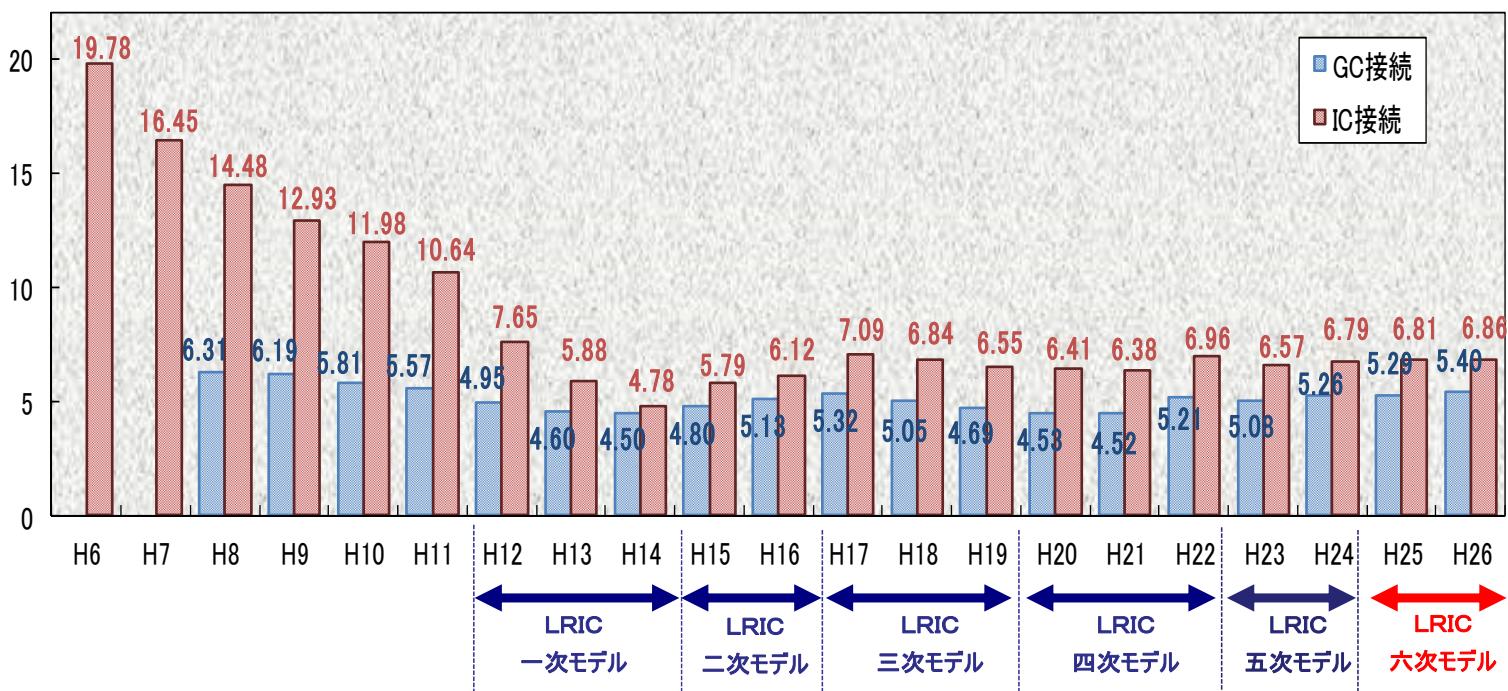
【出典：電気通信紛争処理委員会事務局作成資料】

1-(2)-③ 長期増分費用方式に基づく接続料の推移

- 現在、加入者交換機や中継交換機等に係る接続料算定には、独占的な地域通信網の非効率性を排除するため、長期増分費用(LRIC)方式が適用されている。
- 平成26年度の接続料は、GC接続5.40円／3分、IC接続6.86円／3分となっている。

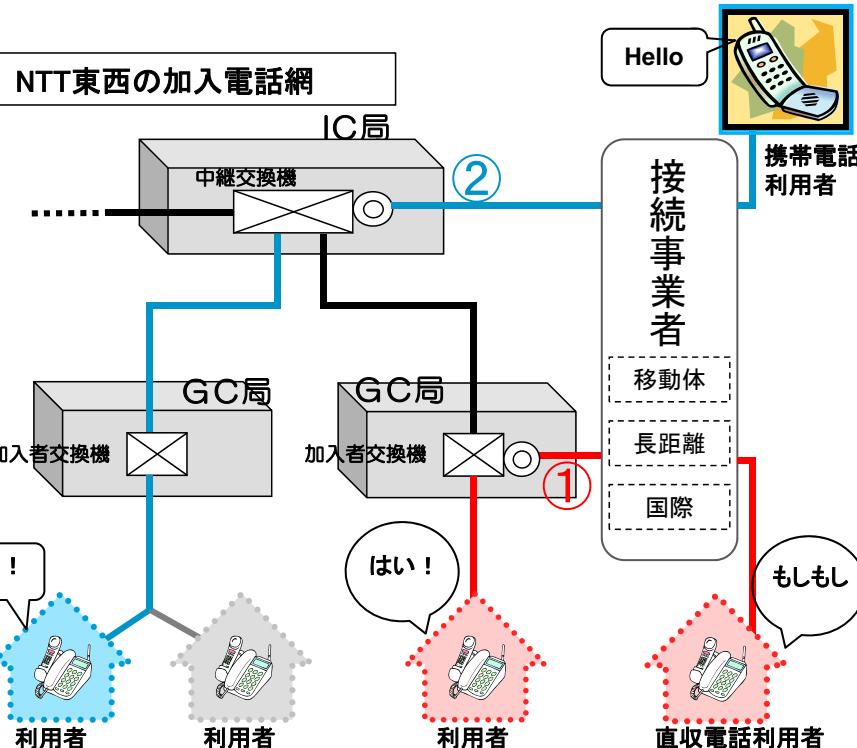
(円／3分)

[3分換算料金 単位:円]



【出典：情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会(第16回)(H24.4.26)資料を一部改めた】

我が国の市内電話網は、NTT東西がほぼ独占的に保有しており、他の通信事業者が利用者に電話サービスを提供するには、事実上、NTT東西の市内電話網に接続することが不可欠である。通信事業者が電話サービスを提供する際には、NTT東西と接続する形態として、加入者交換機への接続(GC接続①)や、中継交換機への接続(IC接続②)などがある。



接続事業者の利用者が、NTT東西の固定電話利用者に対して電話をかけた場合、接続事業者はNTT東西に対して、相応の接続料を支払う。

・**GC(Group unit Center)接続料**:

NTT東西以外の通信事業者が、NTT東西の固定電話網と加入者交換機で相互接続する際(図①)に支払う接続料。

(平成26年度接続料 5.40円/3分)

・**IC(Intrazone tandem Center)接続料**:

NTT東西以外の通信事業者が、NTT東西の固定電話網と中継交換機で相互接続する際(図②)に支払う接続料。

(平成26年度接続料 6.86円/3分)

【出典:情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会(第12回)(H22.6.29)参考資料を一部改めた】

1-(2)-⑤ NTT東西の加入光ファイバ接続料①

加入光ファイバについては、ブロードバンド普及促進に向け、今後も新規かつ相当の需要の増加が見込まれるサービスであることから、その接続料算定に当たっては、平成26年度から平成28年度までの3年間について、各年度ごとの需要と費用を予測して算定する将来原価方式を用いている。

光信号端末回線伝送機能の接続料

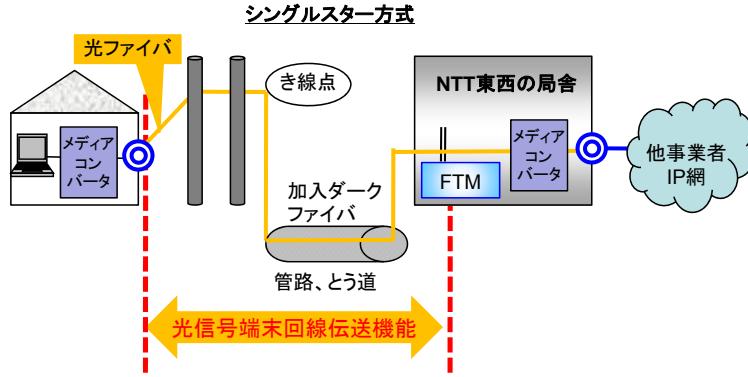
光信号端末回線伝送機能の接続料は、シングルスター方式で加入光ファイバを利用する場合に支払うこととなるもの。

タイプ1-1

	25年度	26年度	27年度	28年度
NTT東日本	3,203円	3,159円	3,115円	3,072円
NTT西日本	3,220円	3,206円	3,192円	3,178円

注1:1芯当たりの月額料金。

注2:上記のほかに、回線管理運営費(東61円、西65円(H26年度。実績原価方式により算定)が必要。H27、H28年度接続料については、次年度以降乖離額の調整が行われる予定。



光信号主端末回線伝送機能の接続料

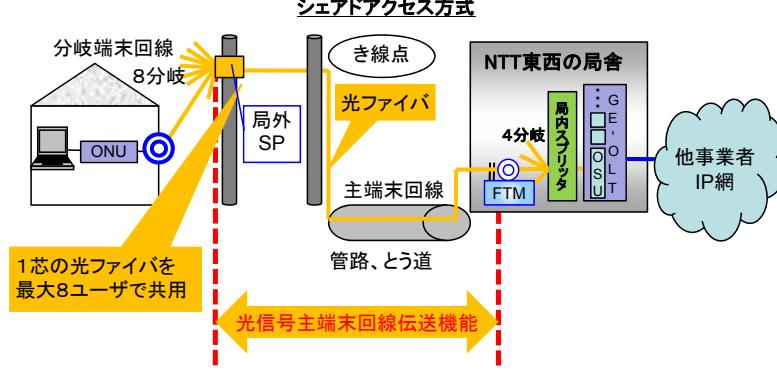
光信号主端末回線伝送機能の接続料は、シェアドアクセス方式で加入光ファイバを利用する場合に支払うこととなるもの。

タイプ1-1

	25年度	26年度	27年度	28年度
NTT東日本	2,835円	2,809円	2,783円	2,756円
NTT西日本	2,882円	2,847円	2,812円	2,777円

注1:1芯当たりの月額料金。

注2:上記のほかに、回線管理運営費(東61円、西65円(H26年度。実績原価方式により算定)が必要。H27、H28年度接続料については、次年度以降乖離額の調整が行われる予定。



【出典：総務省報道資料（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（H26.3.※※）をもとに作成】

NTT東西の光配線区画の見直しが完了するまでの補完的措置として、加入光ファイバ(シェアドアクセス方式の主端末回線)の接続料金につき、平成24年3月末時点においてNTT東西がフレッツ光を提供しているビルのうち、他事業者参入エリアが半分未満のものを対象として、複数年段階料金を適用するエントリーメニューを導入。平成25年3月25日より提供が開始されている。

エントリーメニューの概要

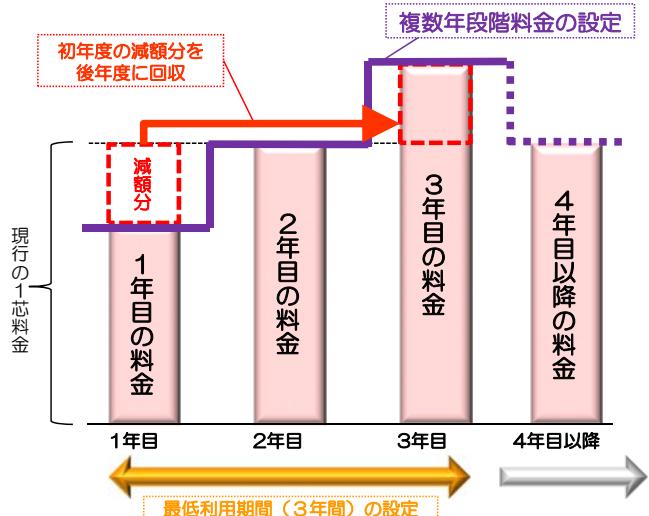
(平成26年度利用開始の場合。)

	NTT東日本	NTT西日本
開通後1年目のH26年度適用料金	2,317円 (低減額: ▲39円)	2,349円 (低減額: ▲29円)
開通後2年目のH27年度適用料金	H27年度に適用する通常メニュー(※1)と同額	H27年度に適用する通常メニュー(※1)と同額
開通後3年目のH28年度適用料金	H28年度に適用する通常メニュー(※1)に 503円※2を 加算した額	H28年度に適用する通常メニュー(※1)に 511円※2を 加算した額

※1 H27年度以降に適用される通常メニューに係る接続料は、別途申請がなされる予定。

※2 1年目の低減額及び低減額に利息を加算して算定。

(エントリーメニューのイメージ)



その他の提供条件

- H24年3月末時点においてNTT東西がフレッツ光を提供しているビルのうち、他事業者参入エリアが半分未満のものを対象。
- 最低利用期間は3年間
- エントリーメニューの新規申込は、加入光ファイバ接続料に係る情郵審答申・認可条件に基づく「光配線区画の見直しを行までの間」受付ける(3年間程度を想定)。

【出典：総務省作成資料を一部改めた】

1-(2)-⑦ NTT東西のNGN(Next Generation Network)接続料

- NGNは、サービス開始から日が浅く今後相当の需要の増加が見込まれるサービスであることから、NGNの平成26年度接続料については、将来原価方式にて算定することとしている。
- NGNの需要については、今後の新サービスの登場等によりトラヒックが大きく変更する可能性が高いことから、平成26年度の1年間を算定期間としている

	収容局接続機能 【装置・月】		IGS接続機能 【3分】※		中継局接続機能 【10Gポート・月】	
	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度
NTT東日本	136.7万円 (9.5%)	124.9万円	3.32円 (▲18.2%)	4.06円	529.2万円 (2.0%)	518.8万円
NTT西日本	161.3万円 (5.8%)	152.4万円	3.82円 (▲18.4%)	4.68円	429.2万円 (▲6.4%)	458.3万円

※中継系交換機能に係る接続料 (H26:0.39円 H25:0.43円 (3分当たり)) を含む。

※()内の数字は平成25年度接続料に対する増減率

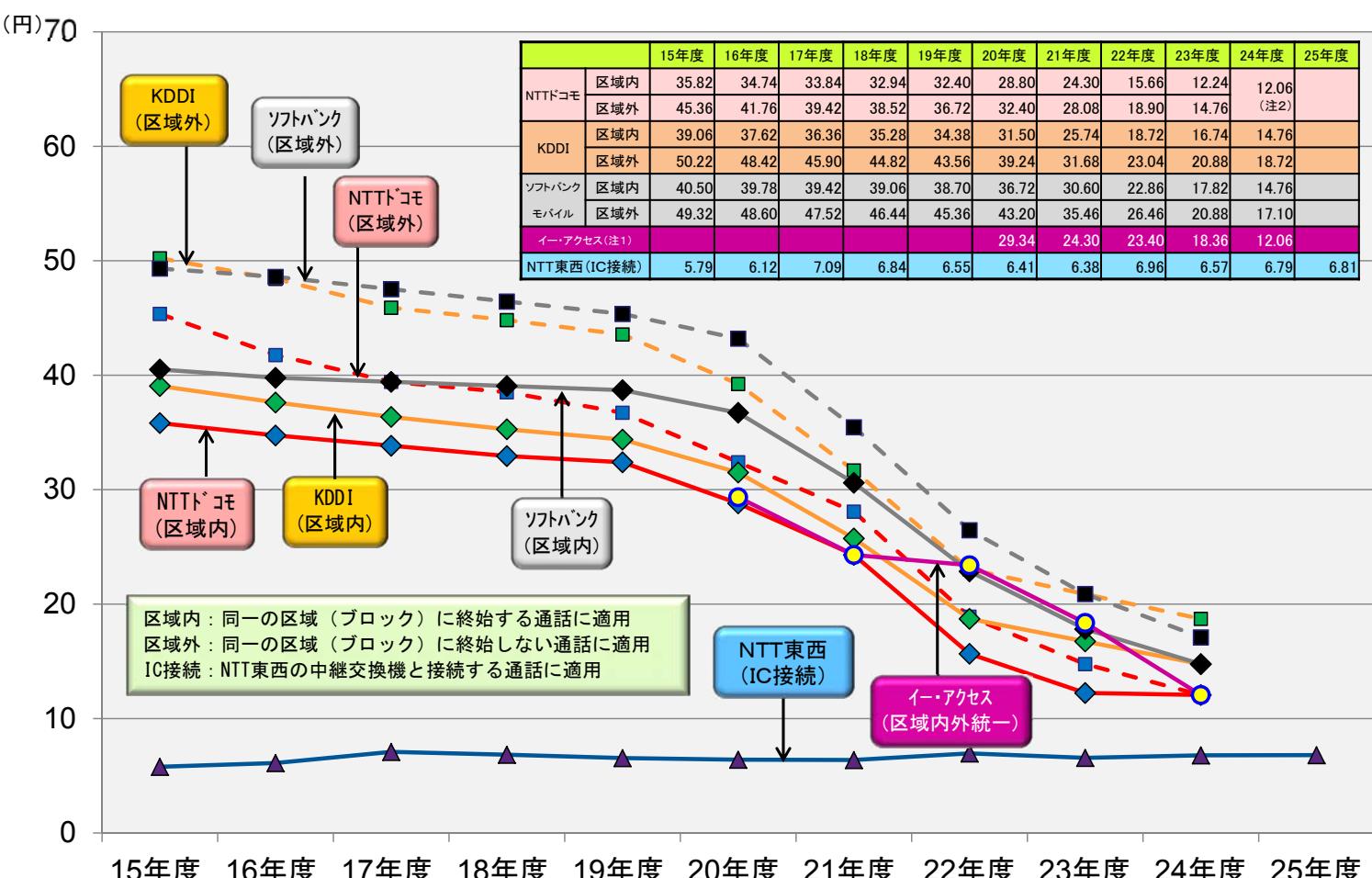
1-(2)-⑧ NGNで提供されているユーザ向けサービス

- QoSサービスとして、高品質のひかり電話・テレビ電話・データコネクト及びマルチキャスト等のコンテンツ配信向けサービスを提供。
- ベストエフォートサービス及びQoSサービスの標準品質でのひかり電話・テレビ電話の通話料金は、従来と同程度の料金水準。
- 上記以外のQoSサービスについては、利用しやすい料金となるよう設定。



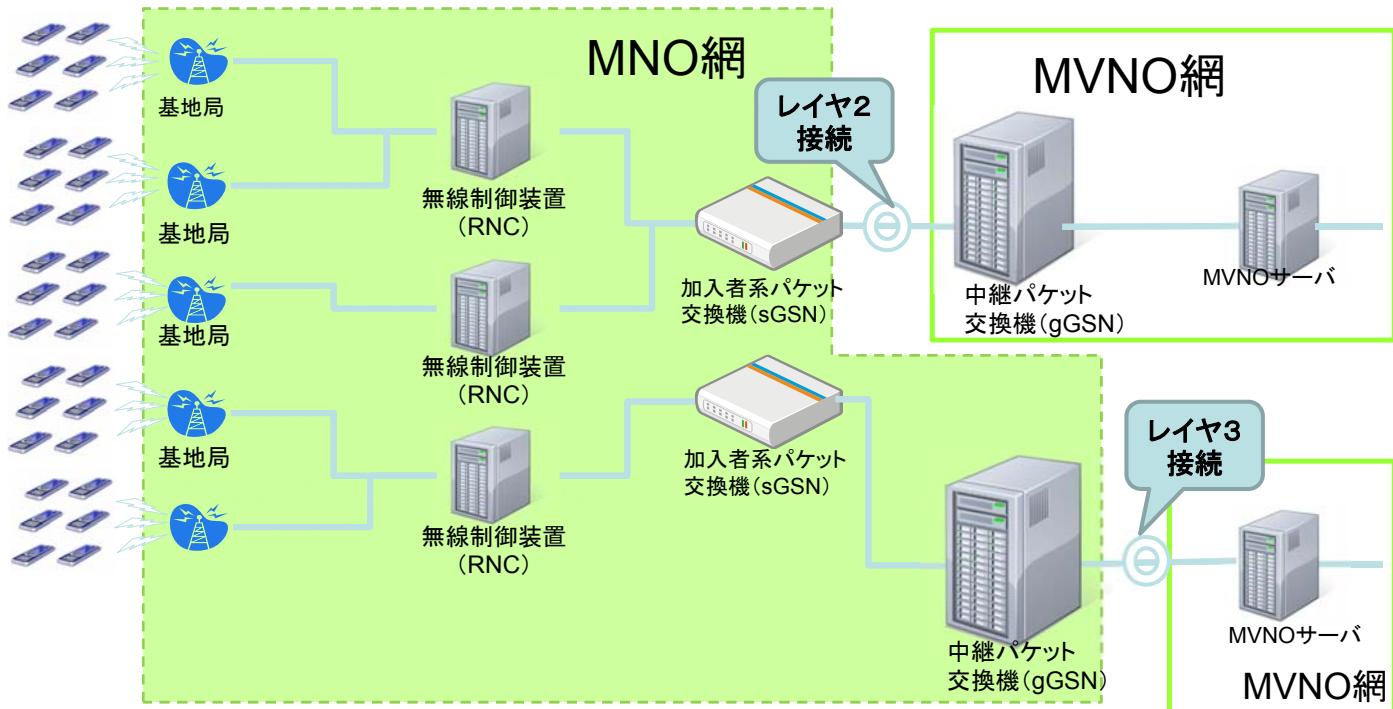
【出典：情報通信審議会電気通信事業政策部会 ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会(第1回)(H23.5.24)参考資料をもとに作成】

1-(2)-⑨ 携帯電話に係る接続料(3分換算)の推移



【出典：総務省作成資料】

- レイヤ2接続とレイヤ3接続の違いは、「中継パケット交換機」をMNOとMVNOのどちらが管理・運営しているかの違い(レイヤ2接続: MVNOが管理・運営、レイヤ3接続: MNOが管理・運営)。
- 中継パケット交換機は、IPアドレスの配布や認証、セッション管理といった機能を担っており、レイヤ2接続では、これをMVNOが管理・運営するため、MVNOのサービス設計の自由度が高くなる。



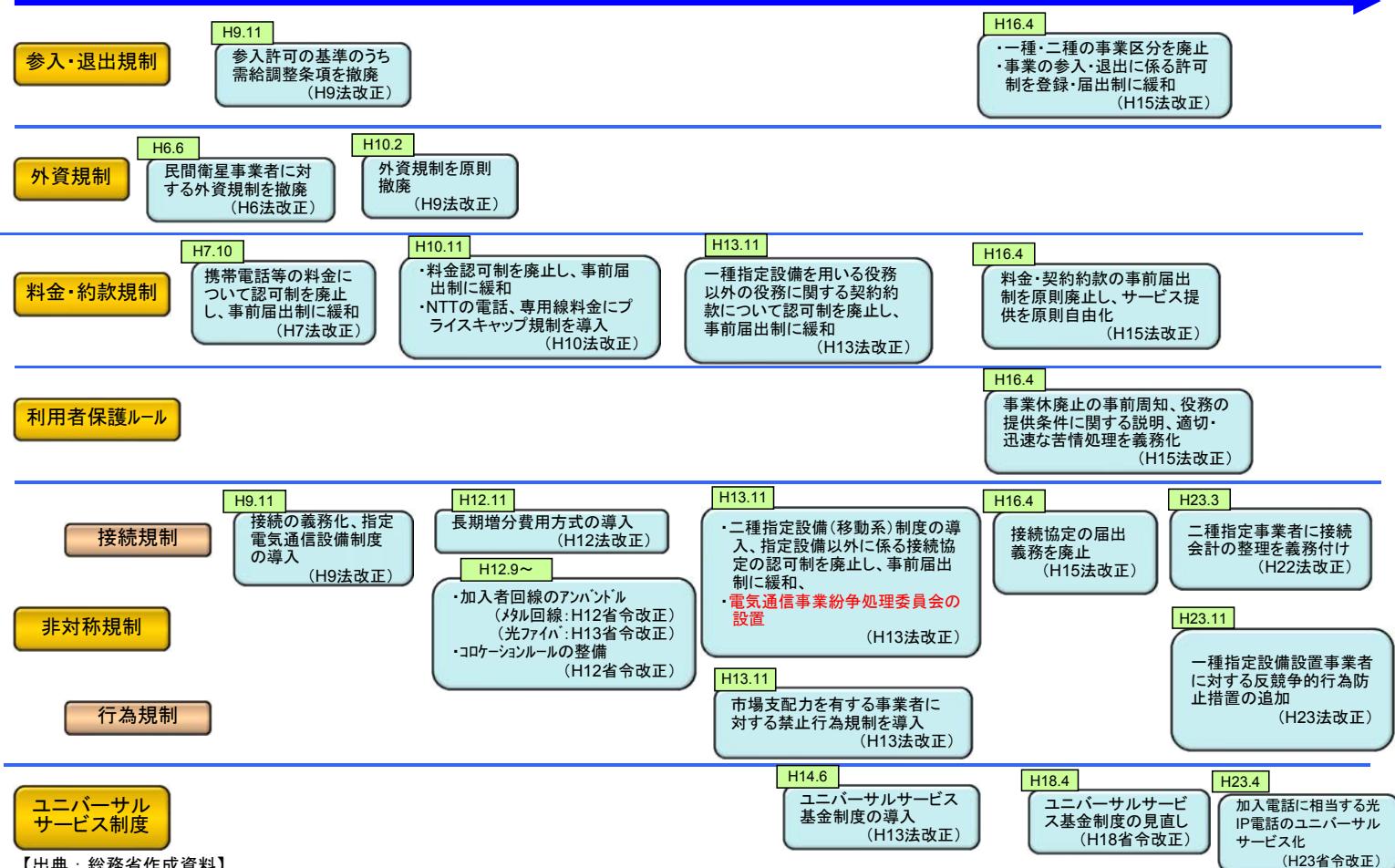
【出典：総務省作成資料】

1 電気通信事業等の動向

(3) 電気通信事業法及びNTT法の枠組み

1-(3)-① 電気通信事業に関する規律の変遷

(年月は施行時点)



1-(3)-② 現行の電気通信事業法による規律の概要

	電気通信事業者	第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(固定系)	第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(移動系)
参入・退出規制 外資規制	<p>【参入】 登録 (①端末系伝送路設備の設置区域が同一市町村の区域を超える場合、または②中継系伝送路設備の設置区間が一の都道府県の区域を超える場合) 上記以外の場合は届出</p> <p>【退出】 事後届出 (利用者に対しては予め相当の期間において周知が必要)</p> <p>【外資規制】 なし (NTT持株に対しては3分の1の外資規制)</p>		
料金・約款規制	<p>原則として自由</p> <p>【基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス:国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき役務)】 契約約款の作成、届出</p>		
	<p>【指定電気通信役務(※1)】 保障契約約款の作成、届出</p> <p>【特定電気通信役務(※2)】 プライスキャップ規制(上限価格規制)</p>		
利用者保護	事業休廃止の際の利用者に対する事前周知義務、電気通信役務の提供条件に関する説明義務、苦情等に関する適切・迅速な処理義務		
非対称規制	<p>接続規制</p> <p>電気通信回線設備を設置する全ての事業者に対し、接続請求応諾義務</p> <p>・接続約款の認可、公表 ・接続会計の整理 等</p> <p>行行為規制</p> <p>なし</p> <p>【禁止行為】 ・接続情報の目的外利用・提供 等 【特定関係事業者(NTTコム)との間の禁止行為】 ・役員兼任 等</p> <p>※適用事業者については、市場シェア等も勘案して個別に指定(NTTドコモを指定) 【禁止行為】 同左</p>		
ユニバーサルサービス制度	<p>【ユニバーサルサービスの範囲】 加入電話又は加入電話に相当する光IP電話、公衆電話、緊急通報</p> <p>【制度の仕組み】 適格電気通信事業者に対し、基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額が基礎的電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合に、その費用の一部に充てるための交付金を交付</p>		

(※1)指定電気通信役務=第一種指定設備を用いて提供する役務であって、他の事業者による代替的な役務が十分に提供されない役務:NTT東西の加入電話・ISDN、専用線、フレッツ光、ひかり電話、フレッツISDN、オプトリンク等

(※2)特定電気通信役務=指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務:NTT東西の加入電話・ISDN(基本料、施設設置負担金、通話料・通信料、番号案内料)等

【出典：総務省作成資料をもとに作成】

	日本電信電話株式会社 (持株会社)	東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社 (地域会社)
目的 (第1条)	◇東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図る。 ◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行う。	◇地域電気通信事業を経営する。
事業 (第2条)	◇地域会社が発行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使 ◇地域会社に対する必要な助言、あっせんその他の援助 ◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究	◇地域(=同一の都道府県内)電気通信業務 ◇地域電気通信業務に附帯する業務(「附帯業務」) ◇地域会社の目的を達成するために必要な業務(「目的達成業務」)【事前届出】 等 ◇業務区域以外の区域における地域電気通信業務【事前届出】 ◇地域電気通信業務を営むために保有する設備・技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務(「活用業務」)【事前届出】
責務 (第3条)	◇国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保 ◇電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及	
株式 (第4条～ 第7条)	◇3分の1以上の政府保有義務 ◇3分の1までの外資規制 ◇政府保有株式の処分制限	◇全ての株式を日本電信電話株式会社が保有
役員等 (第10条～ 第12条)	◇役員選任決議認可、外国人役員の禁止 ◇定款変更・合併等の決議認可、剰余金処分決議認可 ◇事業計画認可	◇外国人役員の禁止 ◇定款変更・合併等の決議認可 ◇事業計画認可

【出典：総務省作成資料】

1-(3)-④ 接続義務・接続拒否事由

◎接続義務

電気通信事業では、各事業者のネットワークを様々な形で相互接続することによって、利用者が多様なサービスを享受できることから、ネットワークを保有している全ての事業者に対して、以下のような場合(接続拒否事由)を除き、他事業者からの接続の請求に応諾しなければならないとされている。(電気通信事業法第32条)

電気通信役務の円滑な提供に支障
が生ずるおそれがあるとき
(法第32条第1号)

- (例)
 - ✓ 電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えるおそれがあるとき(逐条解説)
 - ✓ 請求された接続により、請求を受けた者の提供する電気通信役務について適切な品質の保持が困難となるとき(逐条解説)
 - ✓ MNOがMVNOの接続の申し込みに応じることにより、当該MVNOのシステムが当該MNOのHLR等のシステムを損傷するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合(MVNO事業化ガイドライン)
 - ✓ MNOがMVNOへ課金情報を提供する際に、当該MNOの利用者の個人情報等が当該MVNOから外部に流出するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合(MVNO事業化ガイドライン)
 - ✓ MNOがMVNOの接続の申し込みに応じる結果、当該MNOにおける周波数の不足等により当該MNOの利用者への電気通信役務の円滑な提供に支障を来すおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合(MVNO事業化ガイドライン)

電気通信事業者の利益を不当
に害するおそれがあるとき
(法第32条第2号)

- (例)
 - ✓ 請求者の役務と需要を共通としているため、請求を受けた者において電気通信回線設備の保持が経営上困難になる等、経営に著しい支障が生じるとき(逐条解説)
 - ✓ 接続を拒否するためには、客観的な事実に基づいて、当該接続により相当程度の利益の損失が発生することを合理的に説明できなければならぬ(電気通信事業紛争処理委員会答申(平成22年7月8日))

その他、総務省令で定める正当な理由
があるとき
(法第32条第3号)接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り又は
怠るおそれがあるとき
(施行規則第23条1号)

- (例)
 - ✓ 請求者の運転資本等や、期待される短期的な収益、予定される資金調達を考慮しても、請求者が接続に関し負担すべき金額や、接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれを払拭するための預託金の金額を支払うことができると判断することはできない場合は、接続拒否事由にあたる(電気通信事業紛争処理委員会答申(平成22年7月8日))

接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修
が技術的又は経済的に著しく困難であるとき
(施行規則第23条2号)

- (例)
 - ✓ MVNOが申し込んだ接続形態を実現するためにMNO側において要するシステム改修等の程度が著しく過大であり、当該システム改修に要する費用の回収が見込めないと認められる合理的な理由が存在する場合(MVNO事業化ガイドライン)

いわゆる「市場支配力を有する電気通信事業者」(※)による他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがある行為を類型化し、禁止している。

なお、禁止行為の具体例については、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に列挙・公表。

(※) 第一種指定電気通信設備（固定系）を設置する事業者（NTT東日本、NTT西日本を指定）

第二種指定電気通信設備（移動系）を設置する事業者のうち、市場シェア等を勘案して個別に指定（NTTドコモを指定）

○ 禁止行為の3類型とその具体例

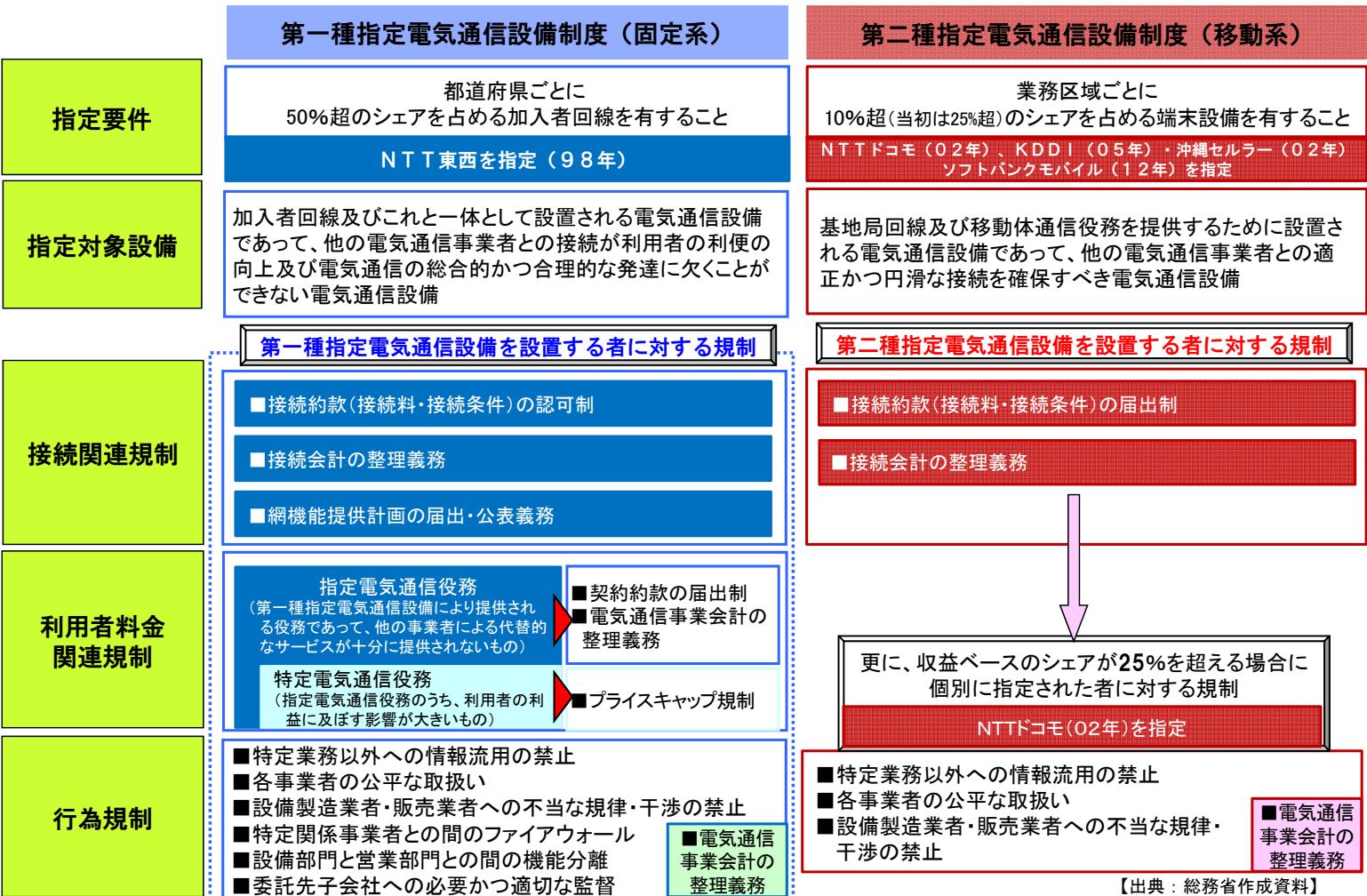
【法第30条第3項第1号】 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供	【具体例】 ○ 他の電気通信事業者との接続の業務に関して知り得た情報を、当該情報の本来の利用目的を超えて社内の他部門又は自己の関係事業者等へ提供するような行為
【法第30条第3項第2号】 電気通信業務についての特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益付与又は不当に不利な取扱い・不利益付与	【具体例】 ① 優先接続（マイライン）等における利用者登録作業についての不公平な取扱い ② 自己の関係事業者のネットワークを利用した通話のみについての割引サービス等の設定 ③ 自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供 ④ 自己の関係事業者と一体となった排他的な業務 ⑤ 自己の関係事業者に対する料金等の提供条件についての有利な取扱い ⑥ 特定の電気通信事業者のみに対して基本料請求代行を認めること ⑦ 自己の関係事業者に対する卸電気通信役務の提供に関する有利な取扱い ⑧ ブラウザフォンサービスにおける不公平なポータルサービス利用条件の設定等
【法第30条第3項第3号】 他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉	【具体例】 ① 他の電気通信事業者の提供する電気通信役務の内容等の制限 ② コンテンツプロバイダーに対する不当な規律・干渉 ③ 電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉

【出典：新しい競争ルールの在り方に関する作業部会（第7回）(H19.5.25) 資料】

1 電気通信事業等の動向

(4) 指定電気通信設備制度

1-(4)-① 指定電気通信設備制度の枠組み



【出典：総務省作成資料】

1-(4)-② 指定電気通信設備の範囲



- 現行制度は、オープン化の対象となる具体的な設備を、実現される機能を念頭に置きつつ指定。
- 平成20年7月7日、NGN及びひかり電話網を第一種指定電気通信設備の対象とした。
- 平成22年1月8日、戸建て向け光信号用の屋内配線設備を第一種指定電気通信設備の対象とした。

第一種指定電気通信設備の指定内容

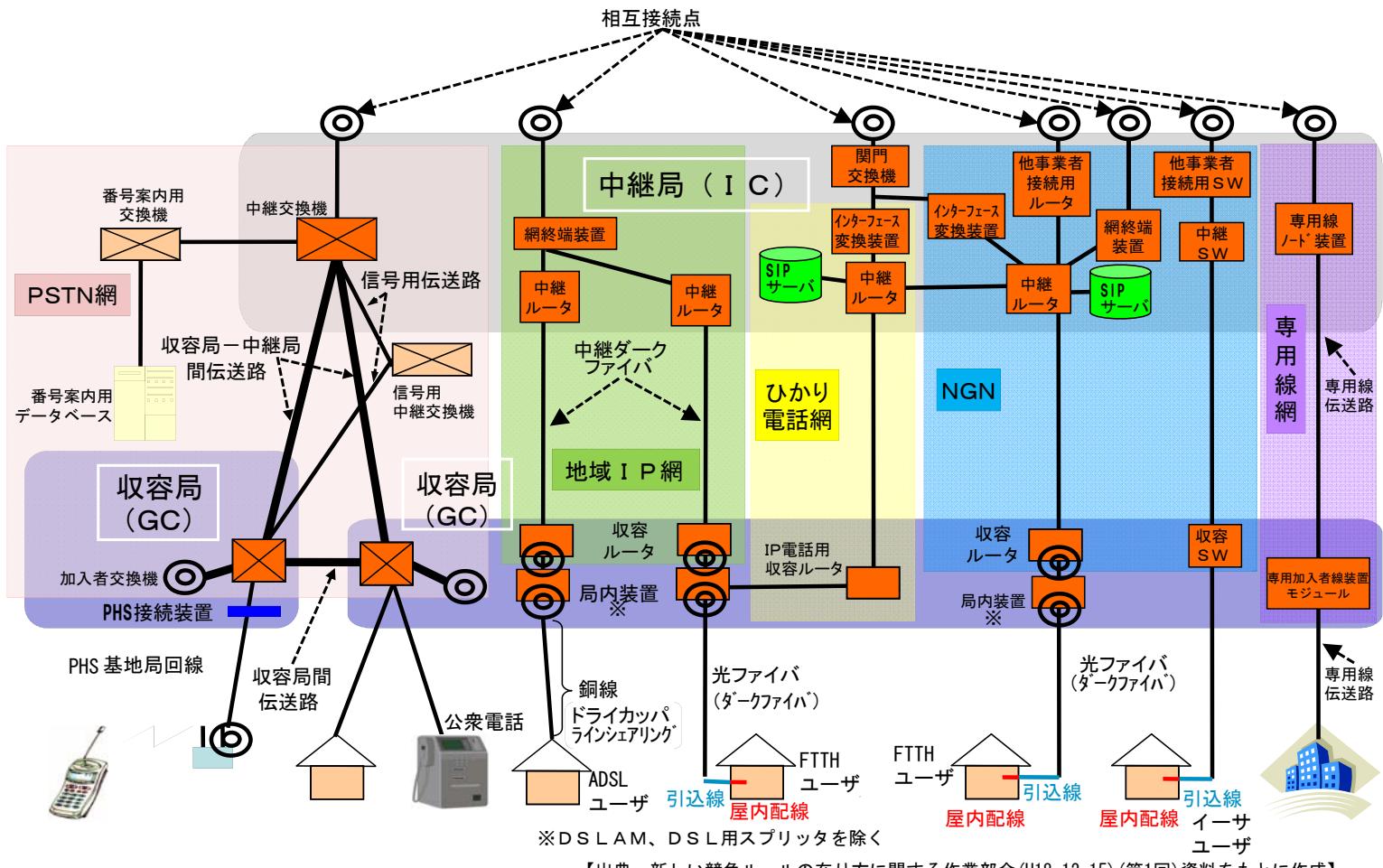
1. 固定端末系伝送路設備（加入者側終端装置、主配線盤等を含む）
2. 第一種指定端末系交換等設備及び第一種指定中継系交換等設備 （ただし、以下の設備を除く。 ・他の電気通信事業者の設備への振り分け機能を有さないルータ（当該ルータと対向するルータが振り分け機能を有する場合を除く） ・DSLAM(G.992.1/G992.2 Annex C準拠に限る。)及びDSL用スプリッタ（コロケーションできない局舎に設置される場合を除く））
3. 第一種市内伝送路設備及び第一種指定中継系伝送路設備
4. 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
5. SIPサーバ
6. 番号案内に用いられる番号案内データベース、サービス制御（統括）局
7. PHS事業者との接続に用いるPHS加入者モジュール及び端末認証用のサービス制御（統括）局
8. 公衆電話機及びこれに付随する設備
9. 番号案内又は手動通信に用いられる交換機、案内台装置及び伝送路設備
10. 相互接続点までの伝送路設備

第二種指定電気通信設備の指定内容

交換設備	1. 特定移動端末設備と接続される伝送路設備を直接収容するもの（第二種指定端末系交換設備）
	2. 第二種指定端末系交換設備以外の交換設備であって業務区域内における特定移動端末設備との通信を行うもの（第二種指定中継系交換設備） ルータにあっては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。
伝送路設備	3. 第二種指定中継交換設備の交換設備相互間に設置される伝送路設備
	4. 特定移動端末設備へ電波を送り、又は特定移動端末設備から電波を受ける無線局の無線設備（第二種指定端末系無線基地局）
その他	5. 第二種指定端末系無線基地局と、第二種指定端末系交換設備が設置されている建物（第二種指定端末系交換局）との間に設置される伝送路設備
	6. 第二種指定端末系交換局と、第二種指定中継系交換設備が設置されている建物との間に設置される伝送路設備
	7. 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
	8. 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
	9. 他の電気通信事業者の電気通信設備と1.~8.に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備 （3.~8.に掲げるものを除く。）

【出典：第7回（H19.5.25）新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料をもとに作成】

1-(4)-③ 第一種指定電気通信設備の範囲(概念図)



1-(4)-④ 第一種指定電気通信設備との接続に関する規律(電気通信事業法第33条)

区分	内 容
■接続約款の作成・認可(第2項)、公表(第11項)	<p>▶接続料、接続箇所における技術的条件等の接続条件について接続約款を定め、認可を受けること(新たに指定された設備については3か月以内に認可申請(第16項))。接続約款を変更する場合も同様。</p> <p>【認可の要件(第4項)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▣標準的な技術箇所における技術的条件、機能ごとの接続料、事業者間の責任に関する事項等が適正・明確に定められていること ▣接続料が能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして接続料規則で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること ▣加入者交換機能等の接続料の原価は長期増分費用方式(LRIC)により算定 ▣接続条件が、第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと ▣特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと <p>▶認可接続約款の実施の日から営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットにより公表すること。</p>
■接続約款の届出(第7項)	▶接続約款の条件のうち、付加的な機能の接続料等一定の軽微な事項については、その実施前(新たに指定された設備については3か月以内(第17項))に届出を行うこと。
■接続約款の変更認可申請命令(第6項) ■変更命令(第8項)	▶公共の利益の増進に支障があると認めるときは接続約款の変更認可申請命令(届出約款の場合は変更命令)が可能。
■認可接続約款等に基づく接続協定の締結(第9項)	<p>▶原則として、認可接続約款に基づき接続協定を締結すること。</p> <p>▶認可接続約款等により難い特別な事情があるときは、認可を受けて接続約款等に基づかない接続協定を締結することができる。(第10項)</p>
■通信量等の記録(第12項) ■接続会計の整理・公表(第13項)	<p>▶接続料規則で定める機能ごとに通信量、回線数等を記録すること</p> <p>▶接続会計規則により接続会計を整理し、接続に関する収支状況等について公表すること。</p>
■接続料の再計算義務(第14項)	▶LRICによる接続料については接続約款認可後5年以内(現行接続料規則上1年ごと)に、それ以外の接続料については毎事業年度の接続会計を整理したときに、それぞれ接続料を再計算すること。
■接続に必要な情報の提供の努力義務(第15項)	▶第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な情報の提供に努めること。

電気通信事業法第33条第4項第1号

- 標準的な接続箇所における技術的条件
- 機能ごとの接続料
- 事業者間の責任に関する事項
- 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別
- その他第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項

電気通信事業法施行規則第23条の4第2項

- 他事業者が接続の請求等を行う場合の手続
- 建物・管路・どう道・電柱へのコロケーションに係る事項
 - 他事業者がコロケーション可能な空きスペースに関する情報開示を受けるための手続
 - 他事業者がNTT東西に対しコロケーションを請求し回答を受ける手続
(他事業者による当該請求に係る建物への立入りの手続を含む。)
 - 他事業者が工事/保守を行う場合の手続
 - NTT東西が工事/保守を行う場合に他事業者が立会う手続
 - コロケーションの請求からその実現までに要する標準的期間(調査申込～設置工事)
 - NTT東西が設置する建物等の場所に関して他事業者が負担すべき金額
(正味固定資産価額を基礎として接続料原価の算定方法に準じて算定)
 - 他事業者のコロケーション設備についてNTT東西が工事/保守を請け負う場合に他事業者が負担すべき金額 等
- 他事業者が現存するNTT東西の屋内配線を利用する際の条件等
 - 他事業者が現存するNTT東西の屋内配線に関し工事を行う場合の手続
 - 他事業者が負担すべき金額 等
- NTT東西が第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合の費用
(能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額)
- NTT東西及び他事業者が利用者に対して負うべき責任に関する事項
- 重要通信の取扱方法
- 協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法

【出典：新しい競争ルールの在り方に関する作業部会(第1回)(H18.12.15)資料をもとに作成】

1-(4)-⑥ コロケーションルールの概要

「コロケーション」とは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の建物等において、接続事業者が接続に必要な装置を設置することをいう。

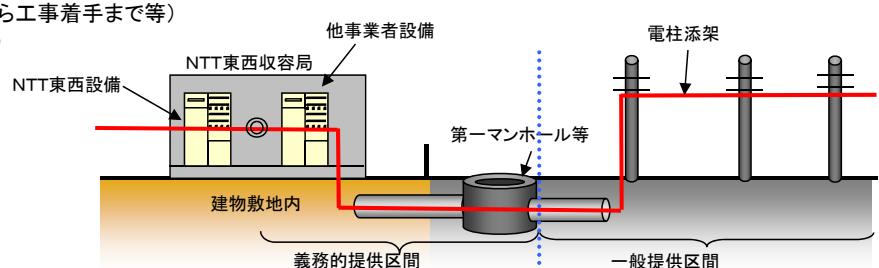
■ コロケーションに関する手続等について以下のことをNTT東西の接続約款に記載。(電気通信事業法施行規則第23条の4第2項第2号)

- ① コロケーションの空き場所等(スペース、MDF端子、受電電力容量及び発電電力容量)に関する情報開示
- ② コロケーションの調査申込みに対する回答を受ける手続の設定
- ③ 接続事業者が自前工事・保守を行う場合及び当該建物へ立ち入る場合の手続の設定
- ④ 標準的期間の設定(調査申込みから回答まで、設置申込みから工事着手まで等)
- ⑤ コロケーション設備についてNTT東西が工事・保守を請け負う場合に他事業者が負担すべき金額

コロケーションの義務がある区間

通信用建物、その通信用建物から工事可能なもっとも近いマンホール等までの間の管路又はどう道並びに接続を行うために必要な電柱

コロケーションルールの整備



97年11月	接続約款にコロケーションの条件を規定。
99年8月	接続約款の認可申請の際、コロケーションの在り方について検討を行う旨の電気通信審議会(当時)からの答申を受け、「コロケーションが必要な装置かどうかは接続事業者側の判断を基本として合理的な範囲内で決すること」とした。
00年9月	コロケーションの需要が高まるにつれ、更なるルール整備の必要性が認識され、コロケーションに係る以下の事項を接続約款に規定。 <ul style="list-style-type: none"> ・コロケーションに関する手続(情報開示、請求から回答までの手続、接続事業者が自ら工事及び保守する場合の手続) ・標準的処理期間 ・工事保守費用
00年12月	接続約款の認可申請の際の電気通信審議会の答申による要望事項を受けて、以下の事項を接続約款に規定。 <ul style="list-style-type: none"> ・各通信用建物に空き場所があるかどうかの情報を無償で提供 ・空き場所がない場合は立ち入りを受け入れること 等
01年12月	特定事業者によるコロケーションスペースの大量保留により、他事業者のコロケーションスペースの確保が困難となるビルが生じたこと等から、コロケーションスペースの保留期間の短縮化等について接続約款に規定。
02年3月	コロケーションのためのリソース(スペース、電力容量、MDF端子)が枯渇しているビルにおける配分上限値の設定を接続約款に規定。
03年5月	コロケーション申込み後の保留解除における違約金を接続約款に規定。
07年10月	接続を行うために必要な電柱におけるコロケーション手続及び金額を接続約款に規定。

【出典：情報通信審議会電気通信事業政策部会 プロードバンド普及促進のための競争政策委員会(第1回)(H23.5.24)参考資料】

(背景)

- 近年、電気通信事業者の経営破綻等により、当該事業者と接続等を行っている事業者が接続料等の債権を回収できなくなる事案等が発生。
- 債務の支払いを怠るおそれがある場合には、あらかじめ預託金の預入れ等の債権保全措置を講じることで接続停止や損失の回避が可能。
- しかし、預託金の水準如何によっては、新規参入阻害等の競争阻害要因となることが懸念。

こうした事情を踏まえ、

- ① 電気通信事業の適正かつ合理的な運営の確保
- ② 電気通信事業者間の公正な競争の確保

との観点から、電気通信事業者が債権保全措置を講じる際の指針として「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」を策定(06年12月)。

(ガイドラインの内容)

- ✓ 債権保全の方式(預託金、債務保証等)
- ✓ 預託金の預入れ等の要否を判断するに当たって考慮すべき事項(過去の支払実績、財務状況等の客観的指標によること)
- ✓ 預託金の水準(預託金、必要かつ最小限とすべき)
- ✓ その他(預託金等の返還、紛争処理手続等)

新競争促進プログラム2010の再改定(平成21年6月)による見直し

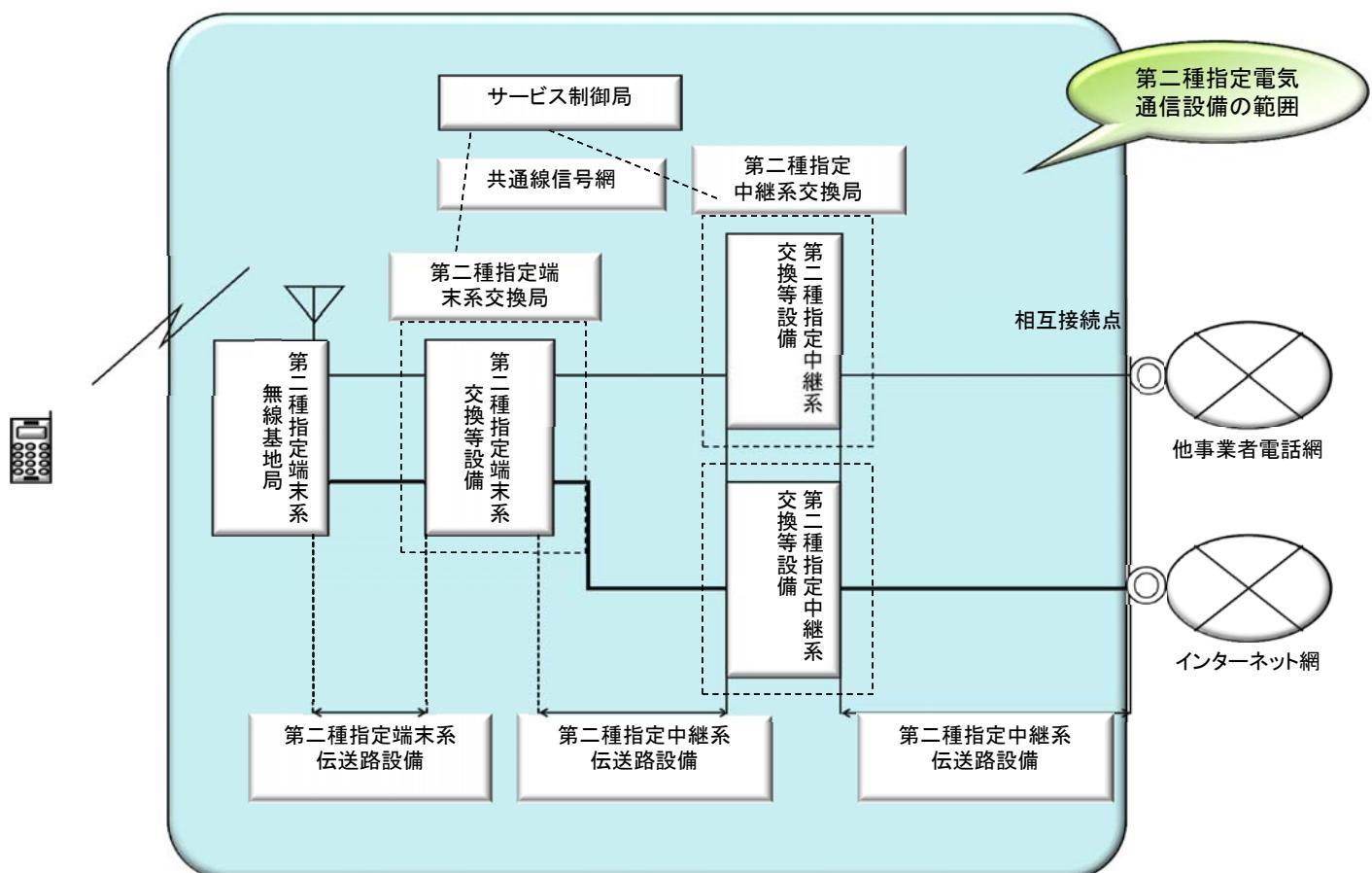
新競争促進プログラム2010の再改定(H21.6.26)において「NTT東西による債権保全措置の運用についての検証を契機として、利用者利益の確保・向上の観点から、電気通信事業分野における債権保全措置に関するガイドラインの見直しを含めた検討を行う。」とされ、記載内容の更なる明確化や内容の一層の充実を図るため、同ガイドラインの改正(H21.10.9)が行われた。

新放送法施行(平成23年6月)による最終改正

新放送法の施行により、あっせん又は仲裁の申請先である電気通信紛争処理委員会の名称が変更されたため、それに対応した一部改正を行った。

【出典：電気通信紛争処理委員会事務局作成資料】

1-(4)-⑧ 第二種指定電気通信設備の範囲(概念図)



【出典：新しい競争ルールの在り方に関する作業部会(第1回)(H18.12.15)資料をもとに作成】

区分	内容
■接続約款の作成・事前届出(第2項)	<p>▶接続料、接続箇所における技術的条件等の接続条件について接続約款を定め、その実施前に届け出ること(新たに指定された設備については3か月以内に届出(第7項))。接続約款を変更する場合も同様。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【接続約款に規定すべき事項(電気通信事業法施行規則第23条の9の3)】</p> <ul style="list-style-type: none"> □他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所、接続箇所における技術的条件 □接続する電気通信設備の機能に係る取得すべき金額 □電気通信事業者間の責任に関する事項 □接続協定の締結及び解除の手続 □接続請求を受けた日から接続開始までの標準的期間 □利用者に対して負うべき責任に関する事項 □重要通信の取扱方法 □その他、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続条件に関する事項 □他事業者との協議が調わない場合におけるあっせん又は仲裁による解決方法 </div>
■接続約款の公表(第5項)	▶届け出た接続約款の実施の日から営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットにより公表すること(電気通信事業法施行規則第23条の9の4による第23条の8の準用)。
■接続約款の変更命令(第3項)	<p>【次の場合に接続約款の変更を命ずることが可能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶接続箇所における技術的条件、電気通信事業者間の責任に関する事項、役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていないとき。 ▶接続料が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものであるとき。 ▶他の電気通信事業者に対し不当な条件を付すものであるとき。 ▶特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。
■接続約款に基づく接続協定の締結(第4項)	▶届け出た接続約款に基づき接続協定を締結すること。
■接続会計の整理・公表(第6項)	▶第二種指定電気通信設備接続会計規則により接続会計を整理し、接続に関する収支状況等について公表すること。

【出典：新しい競争ルールの在り方に関する作業部会(第1回)(H18.12.15)資料をもとに作成】

1-(4)-⑩ 第二種指定電気通信設備接続会計規則の制定



- 情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(平成21年10月16日)において、第二種指定電気通信設備を設置する事業者(当時、NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラーが該当。)に関し、接続料算定の透明性向上を図り、もって接続事業者の検証可能性を高める観点から、電気通信事業会計をベースとして、第二種指定電気通信設備を設置する事業者に対する新たな会計制度を導入することが適當とされ、これを受け、第176回国会において当該事業者に係る規制を定めた電気通信事業法の一部改正を含む放送法等の一部を改正する法律が成立(平成22年11月26日)。
- 改正により、第二種指定電気通信設備を設置する事業者は、総務省令で定めるところにより第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表することとされた。
- 平成23年3月31日、総務省令(第二種指定電気通信設備接続会計規則)が制定され、平成22年度会計から適用されることとなつた。

第二種指定電気通信設備接続会計規則の概要(主な規定内容)

1. 目的

第二種指定電気通信設備(二種指定設備)との接続に関する会計の整理の方法を定めるとともに、当該接続に関する収支の状況等を明らかにし、もって二種指定設備を設置する事業者(二種指定事業者)が、二種指定設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、取得すべき金額の適正な算定に資することを目的とする。(第1条関係)

2. 会計の整理の方法

- (1)勘定科目の分類については、電気通信事業会計規則の規定を準用する。(第4条関係)
- (2)二種指定事業者は、次の書類を作成しなければならない。(第4条及び第5条関係)
 - ①貸借対照表(電気通信事業会計規則を準用)、②損益計算書(電気通信事業会計規則を準用)、③個別注記表(別表第一)、④移動電気通信役務収支表(別表第二)、⑤接続会計報告書(別表第三。内容として①～④を含む。)、⑥配賦整理書
- (3)資産、負債、純資産、費用及び収益の整理の方法については、電気通信事業会計規則の規定を準用する。(第7条及び第8条関係)

3. 総務大臣への提出・公表

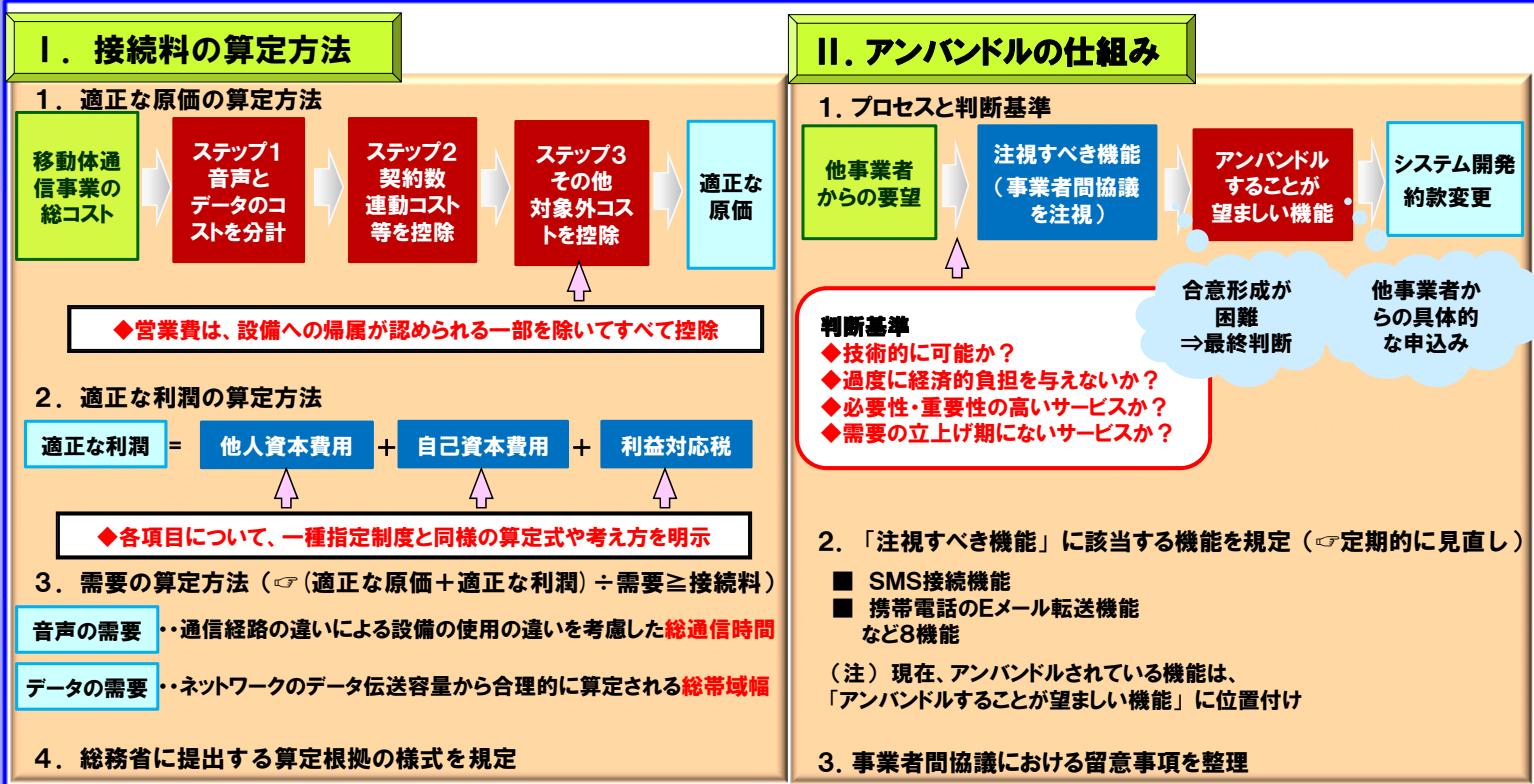
- (1)二種指定事業者は、毎事業年度経過後3月以内に、上記2(2)⑤接続会計報告書及び⑥配賦整理書(接続会計報告書等)を総務大臣に提出しなければならない。(第9条関係)
- (2)二種指定事業者は、接続会計報告書等の写しを営業所等に備え置き、総務大臣に提出した日から5年間、公衆の縦覧に供するとともに、適切な方法により公表しなければならない。(第10条関係)

4. その他

- (1)二種指定事業者は、接続会計財務諸表が適正に作成されていることについて、職業的に資格のある会計監査人による証明を得なければならない。(第11条関係)
- (2)二種指定事業者は、会計記録を毎事業年度経過後5年間保存しなければならない。(第12条関係)

【出典：総務省作成資料をもとに作成】

- 接続ルール答申を受け、第二種指定電気通信設備との接続について、接続料の算定方法に係る考え方を明確化するとともに、アンバンドルの仕組み(通信プラットフォーム機能も対象)を設けるため、平成22年3月「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」を策定・公表。
- ガイドラインは、二種指定事業者を対象としているが、二種指定事業者以外の携帯電話事業者についても、検証可能性に留意した上でガイドラインを踏まえた積極的な対応を行うことが適当している。



【出典：総務省作成資料】

1-(4)-⑫ MVNO事業化ガイドラインの概要



- 電波の有限希少制により新規参入に制約のあるモバイル市場においては、既存の携帯電話事業者(MNO)から無線ネットワークを調達してサービスを提供するMVNOの新規参入を促し、モバイル事業者間の競争を進展させることが重要。
- このため、MVNOの参入手続などMVNOの事業展開を図る上で必要となる法令を解説するガイドラインの策定・見直しや、ネットワーク調達に関する規律の見直しなどを通じて、MVNOの新規参入を促進。

MVNO事業化ガイドライン※の概要

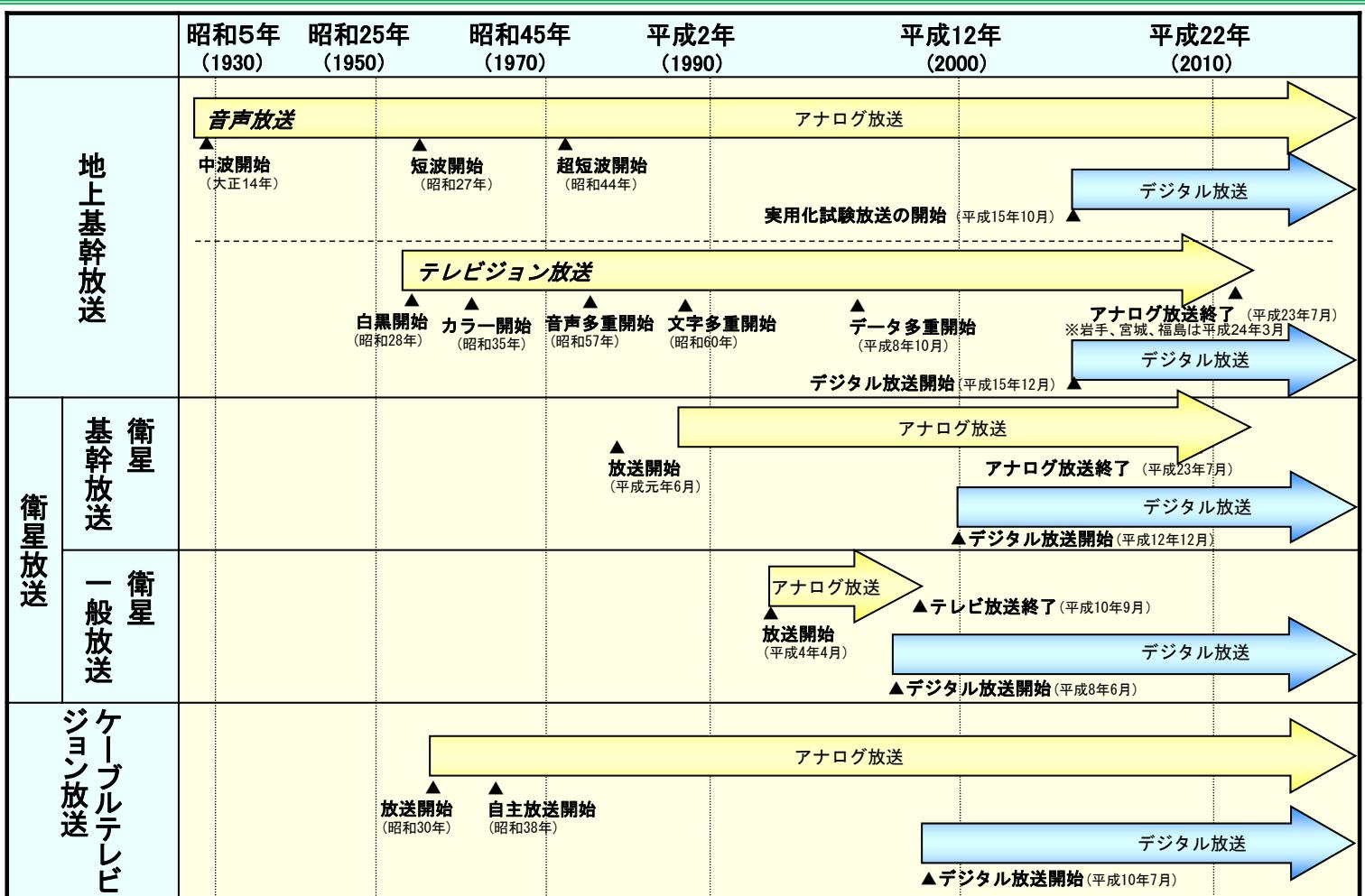
※MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン
(2002年策定、2007年・2008年・2012年・2013年改定。今後も必要に応じて改定を実施。)

- MVNOの事業開始に必要な手続**
 - MVNOは、事業を営もうとする場合、電気通信事業法に基づき、登録又は届出が必要
 - MVNOは、無線局を自ら開設しないことから、電波法に基づく無線局免許の申請等の手続は不要
- MVNOとMNOとの間の関係**
 - MVNOが利用者にサービスを提供する場合、MVNOが利用者料金を設定することが可能
 - MVNOのネットワーク調達の際の設備の使用料(接続料)は、従量制課金のほか、回線容量単位(帯域幅)の課金方式を採用することも可能
- MNOにおけるコンタクトポイントの明確化**
 - MNOは一元的な窓口(コンタクトポイント)を設け、MVNOとの協議を適正・円滑に行う体制を整備することが望ましい
- MVNOの事業計画等に係る聴取範囲の明確化**
 - MVNOの競争上の地位を守るために、MNOネットワーク提供に当たって必要となるMVNOの事業計画等の聴取について、聴取可能な範囲を例示列挙
- ネットワークの輻輳対策**
 - 無線ネットワークの輻輳対策については、MVNOとMNOとの十分な協議や、MVNOに対する必要な情報提供が求められる
- 協議が調わなかった場合の手続**
 - MVNOとMNOとのネットワーク調達の協議が調わなかった場合は、総務大臣による協議命令・裁定制度や、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁制度の利用が可能
- MVNOによる端末の調達**
 - MVNOは、自ら端末を調達し、MNOのネットワークにおける端末の適切な運用を求めることが可能
- MVNOと利用者との間の関係**
 - MVNOが利用者の個人情報を取り扱う際は、個人情報保護法や通信の秘密の規定の遵守が必要
 - MVNOは、利用者に対する料金等の提供条件の説明や、苦情等に対する適切な処理が必要
- 契約数等の報告**
 - 契約数が3万以上であるMVNO及びMNOであるMVNOは、毎四半期ごとに契約数等の報告が必要

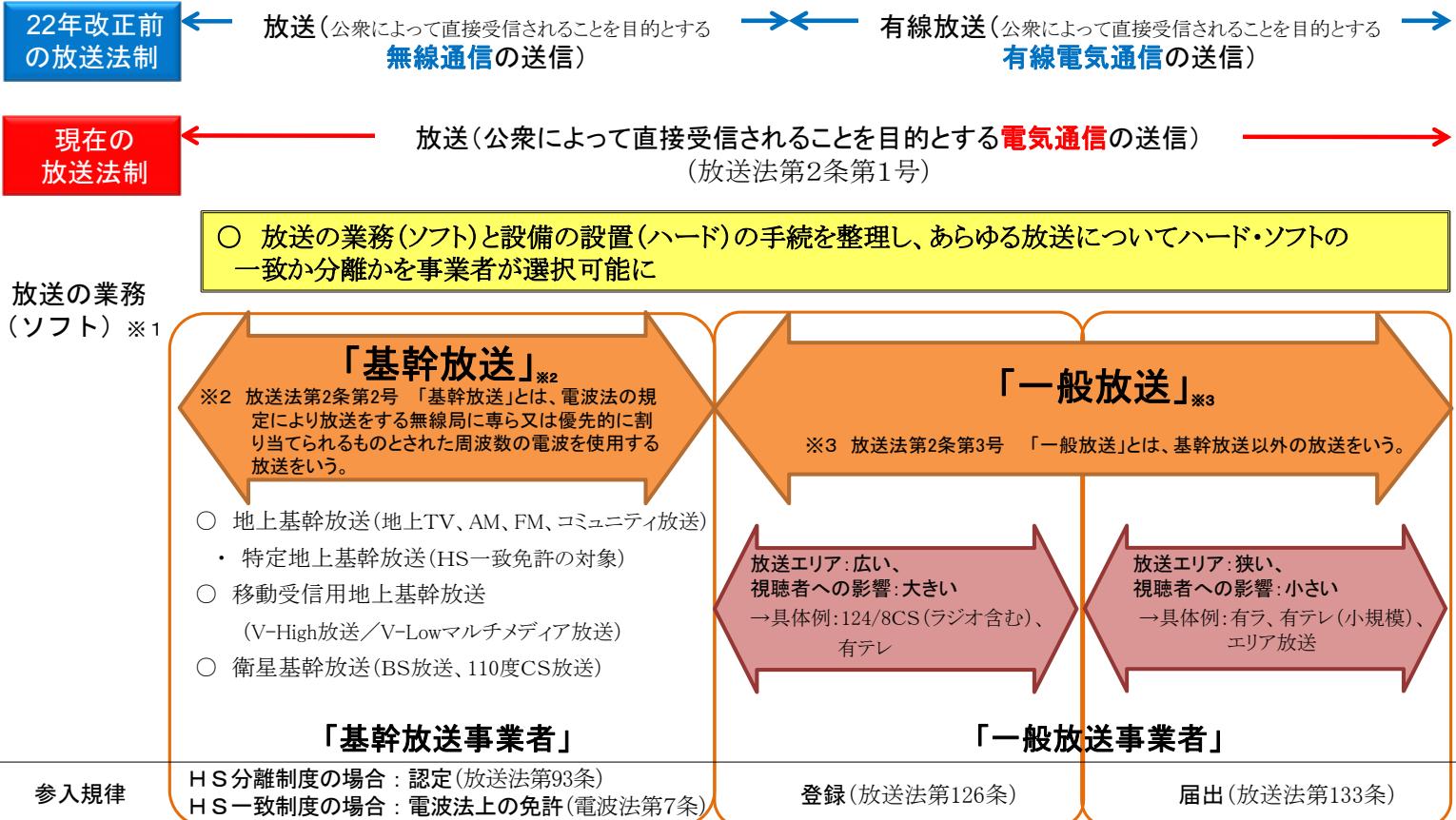
【出典：総務省作成資料】

2 放送事業の動向

2-① 我が国の放送メディアの進展



2-② 放送の参入に係る制度の整理・統合、弾力化



※1 ハード・ソフト分離のハード事業者は、「基幹放送局提供事業者」として、電気通信事業法の適用が除外された上で、放送法による特別な役務提供義務が課される。(電気通信事業法第2条、放送法第117条)

【出典: 総務省作成資料】

2-③ テレビジョン放送を取り巻く市場の概況

平成24年度 放送メディアの収入 3兆8,786億円

地上基幹放送

NHK	5,026億円(13.0%)
在京キー局	1兆1,219億円(28.9%)
準キー局及び中京局	3,569億円(9.2%)
ローカル局	7,967億円(20.5%)

衛星放送

衛星基幹放送	BS放送	NHK	1,565億円(4.0%)
		民間放送事業者 20社	1,649億円(4.3%)
衛星一般放送	東経110度CS放送	22社	563億円(1.5%)
		上記以外の衛星放送 66社	2,298億円(5.9%)
		民放事業者 合計 90社	4,510億円

有線テレビジョン放送

292社 4,930億円(12.7%)

注1 括弧内の数字は、放送メディアに占める各媒体のシェア。小数点第2位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

注2 NHKを除く収入状況は、平成24年度までに開局した放送事業者の事業収支結果の報告に基づき、直近の決算期の収支状況を取りまとめている。),

平成24年度内の決算期における収支状況を取りまとめている。),

注3 地上基幹放送のNHK分については、損益計算書(一般勘定)における経常事業収入から衛星放送に係る収入を差し引いて算出している。

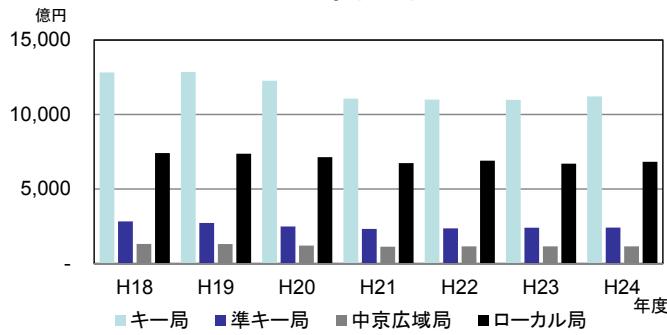
注4 放送大学学園を除く。

注5 「有線テレビジョン放送」は、登録に係る自主放送を行う有線電気通信設備を有する営利法人のうち、ケーブルテレビ事業を主たる事業とする者。

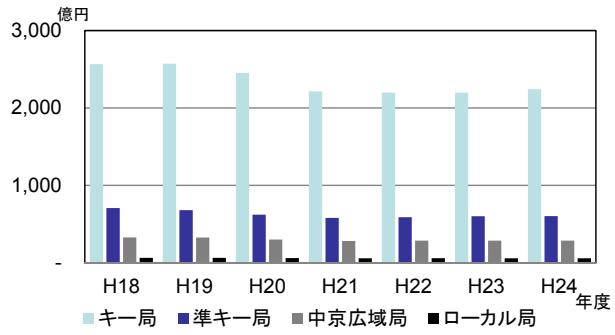
注6 衛星系民間放送事業者数には、BS放送と110度CS放送の兼営社が3社、衛星基幹放送と衛星一般放送の兼営社が15社含まれるため、総数(90社)とは一致しない。

【出典: 総務省作成資料】

売上高の合計



売上高の平均



年度		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
キー局 (5局)	売上高	12,828(2,566)	12,859(2,572)	12,269(2,454)	11,068(2,214)	11,001(2,200)	10,989(2,198)	11,219(2,244)
	営業損益	868(174)	613(123)	343(69)	343(69)	592(118)	608(122)	653(131)
準キー局 (4局)	売上高	2,830(708)	2,723(681)	2,492(623)	2,328(582)	2,360(590)	2,410(603)	2,417(604)
	営業損益	150(38)	53(13)	-38(-9)	66(17)	133(33)	151(38)	142(35)
中京広域局 (4局)	売上高	1,316(329)	1,307(327)	1,207(302)	1,132(283)	1,153(288)	1,151(288)	1,152(288)
	営業損益	131(33)	114(29)	62(16)	68(17)	108(27)	116(29)	118(30)
ローカル局 (114局)	売上高	7,420(65)	7,375(65)	7,140(63)	6,743(59)	6,905(61)	6,707(59)	6,832(60)
	営業損益	347(3)	177(2)	61(1)	108(1)	289(3)	320(3)	466(4)

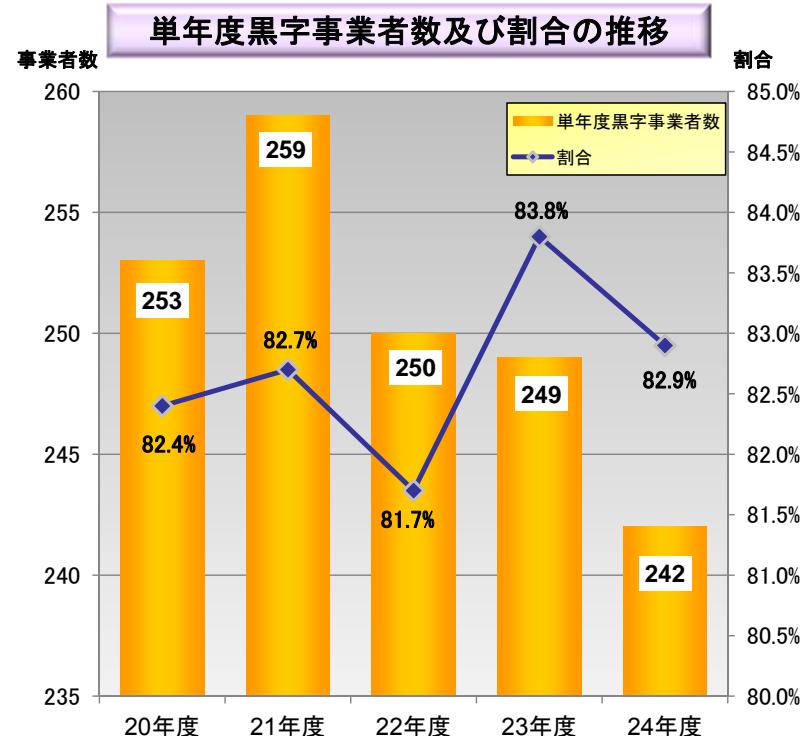
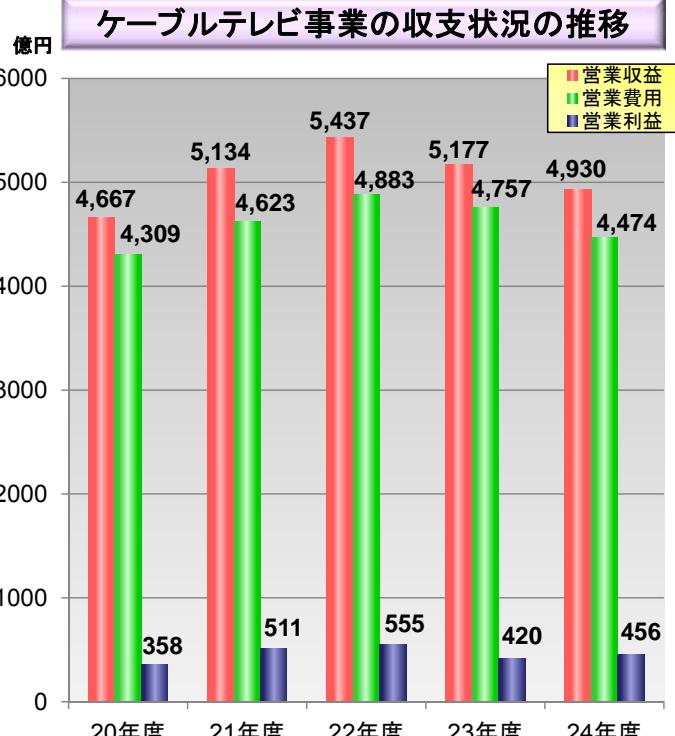
単位:億円、()内は1社平均

【出典: 総務省作成資料】

2-⑤ ケーブルテレビ事業者の収支状況(平成24年度)

- ケーブルテレビ事業全体の営業収益、営業費用はともに減少となった。
- 292社中242社(82.9%)が単年度黒字を計上。

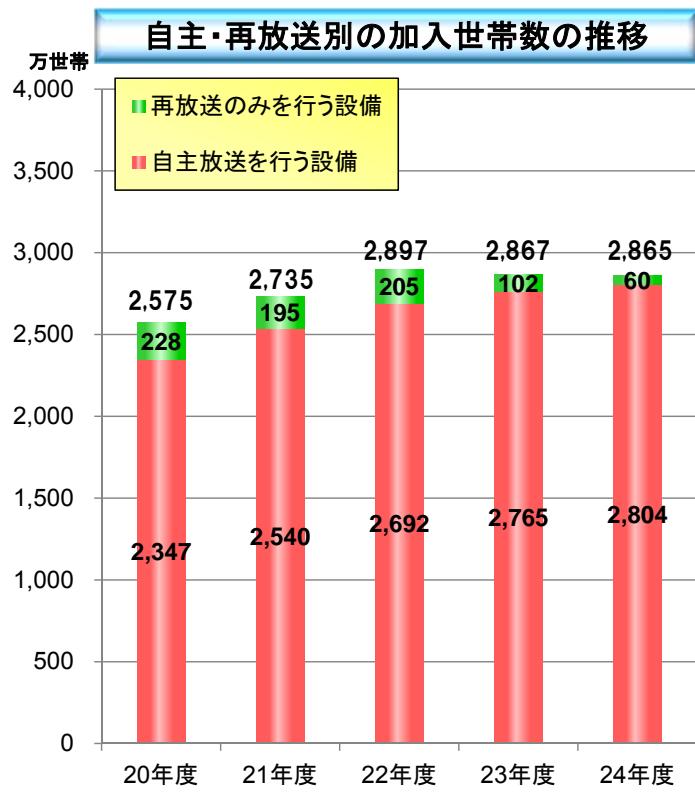
注:調査対象は、登録に係る自主放送を行う有線電気通信設備を有する営利法人のうち、ケーブルテレビ事業を主たる事業とする者297社。



【出典: 総務省報道資料(平成24年度の民間放送事業者の収支状況(平成25年9月11日))をもとに作成】

2-⑥ ケーブルテレビの普及状況(平成25年3月末)

- 登録に係る自主放送を行う有線電気通信設備によりサービスを受ける加入世帯数は平成25年3月末で2,804万世帯、対前年度比1.4%の増加となった。
- 登録に係る自主放送を行う有線電気通信設備を有する事業者数は545事業者(対前年度比2.0%減)となっている。



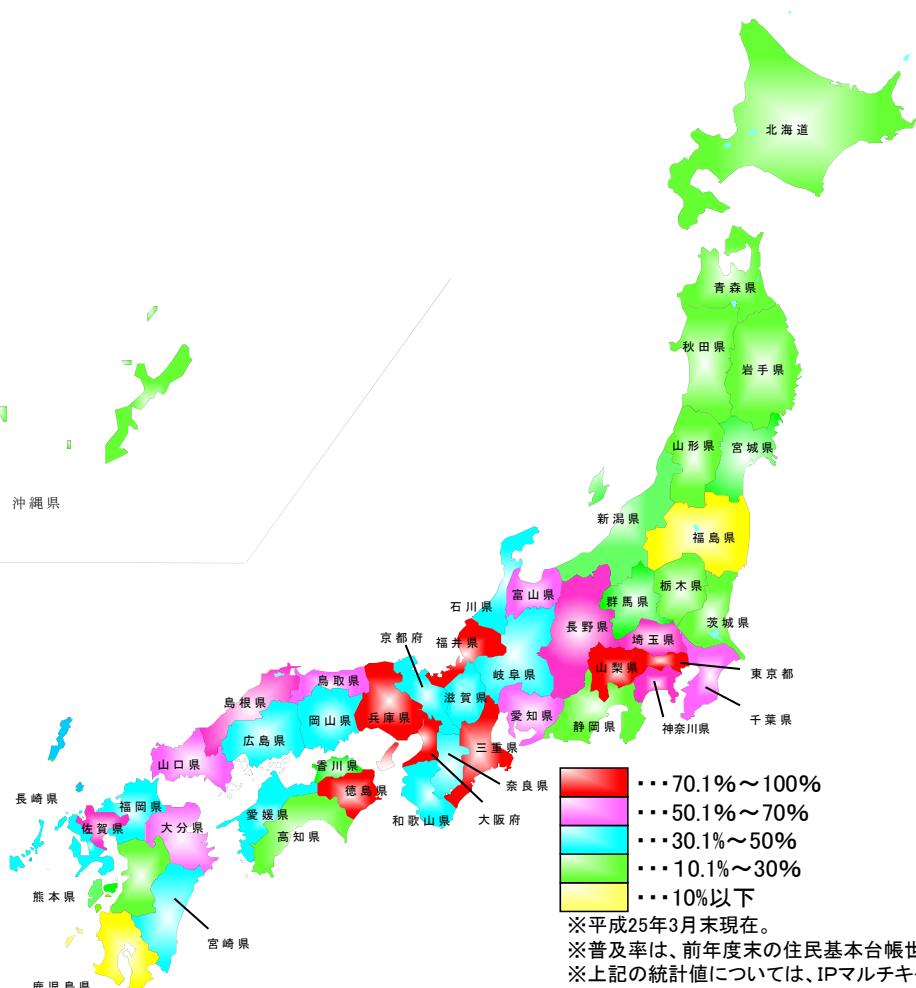
注：自主放送を行う設備による加入世帯数はRF方式及びIPマルチキャスト方式の合計値

ケーブルテレビの設備を有する事業者数

区分	23年度	24年度	増減数	増減率
ケーブルテレビ全体	42,449	43,123	674	1.6%
自主放送を行うもの	登録に係る有線電気通信設備 [501端子以上]	556	545	-11
	届出(小規模のものを除く。)に係る有線電気通信設備 [500端子以下]	115	114	-1
	小計	671	659	-12
再放送のみを行うもの	登録に係る有線電気通信設備 [501端子以上]	386	256	-130
	届出(小規模のものを除く。)に係る有線電気通信設備 [51端子以上500端子以下]	15,551	14,526	-1,025
	届出(小規模のものに限る。)に係る有線電気通信設備 [50端子以下]	25,841	27,682	1,841
	小計	41,778	42,464	686
				1.6%

【出典：総務省報道資料（ケーブルテレビの現状（H25.6））をもとに作成】

2-⑦ 各都道府県におけるケーブルテレビ(自主放送あり)の普及率について



※平成25年3月末現在。

※普及率は、前年度末の住民基本台帳世帯数から算出。

※上記の統計値については、IPマルチキャスト方式による放送に係るものも含む。

【出典：総務省報道資料（ケーブルテレビの現状（H25.6））】

放送対象地域の概念

放送対象地域とは、同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域（放送法第91条第2項第2号のこと）であり、その地域の自然的、経済的、社会的、文化的諸事情や周波数の効率的使用を考慮して、基幹放送普及計画において定める（放送法第91条第3項）。

放送対象地域の効果

(1) 放送対象地域ごとに放送系の数の目標を設定

放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、放送普及基本計画において、放送対象地域ごとに普及させる放送系の数の目標を設定。

(2) 放送対象地域内では、難視聴解消の義務又は努力義務

放送事業者は、放送対象地域内で、その放送があまねく受信できるように努めることとされている（NHKには、テレビジョン放送及び中波放送・超短波放送のいずれかが全国において受信できるように措置をすることが義務付け）。

放送対象地域の例

(1) 規定の仕方

- ① 放送の主体（NHK、放送大学学園、一般放送事業者）
- ② 放送の種類（テレビジョン放送、中波放送、超短波放送等）等に基づき設定

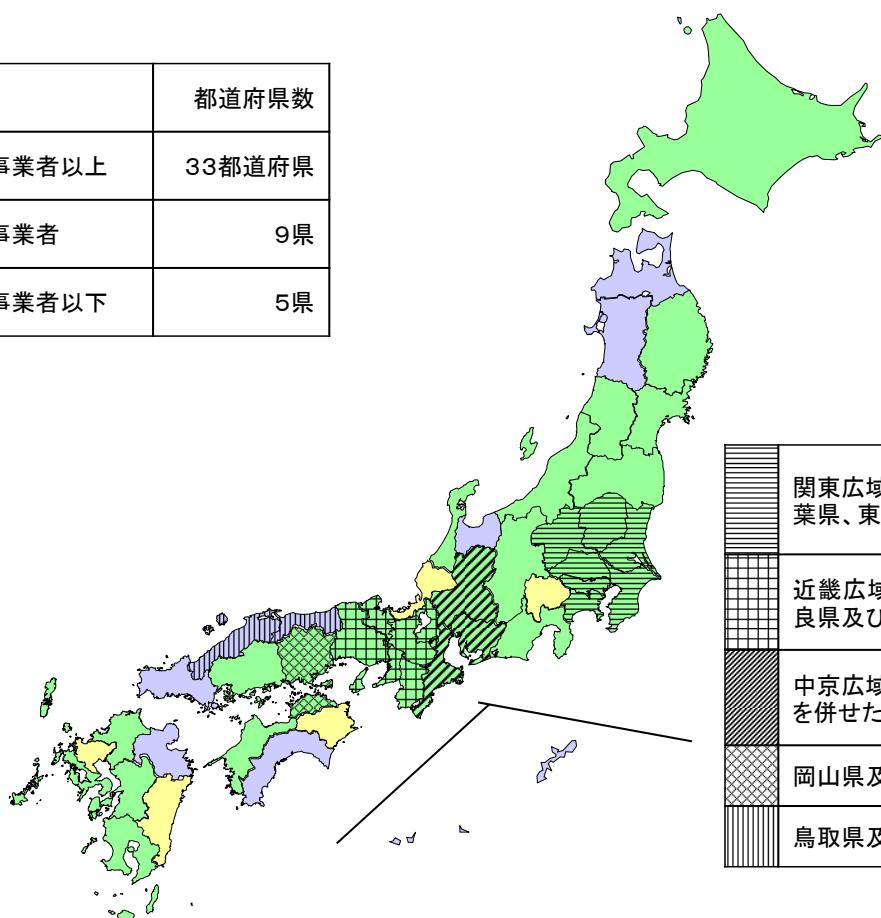
(2) 具体例（地上テレビジョン放送）

- ① NHK
関東広域圏、関東広域圏にある県を除く各道府県
- ② 放送大学学園
関東広域圏
- ③ 一般放送事業者
広域圏：関東広域圏、近畿広域圏、中京広域圏
複数の県域：鳥取県及び島根県、岡山県及び香川県
その他：上記以外の各都道府県

【出典：総務省作成資料】

2-9 視聴可能な民間地上テレビジョン放送事業者数と放送対象地域

		都道府県数
■	4事業者以上	33都道府県
□	3事業者	9県
△	2事業者以下	5県



関東広域圏：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の各区域を併せた区域

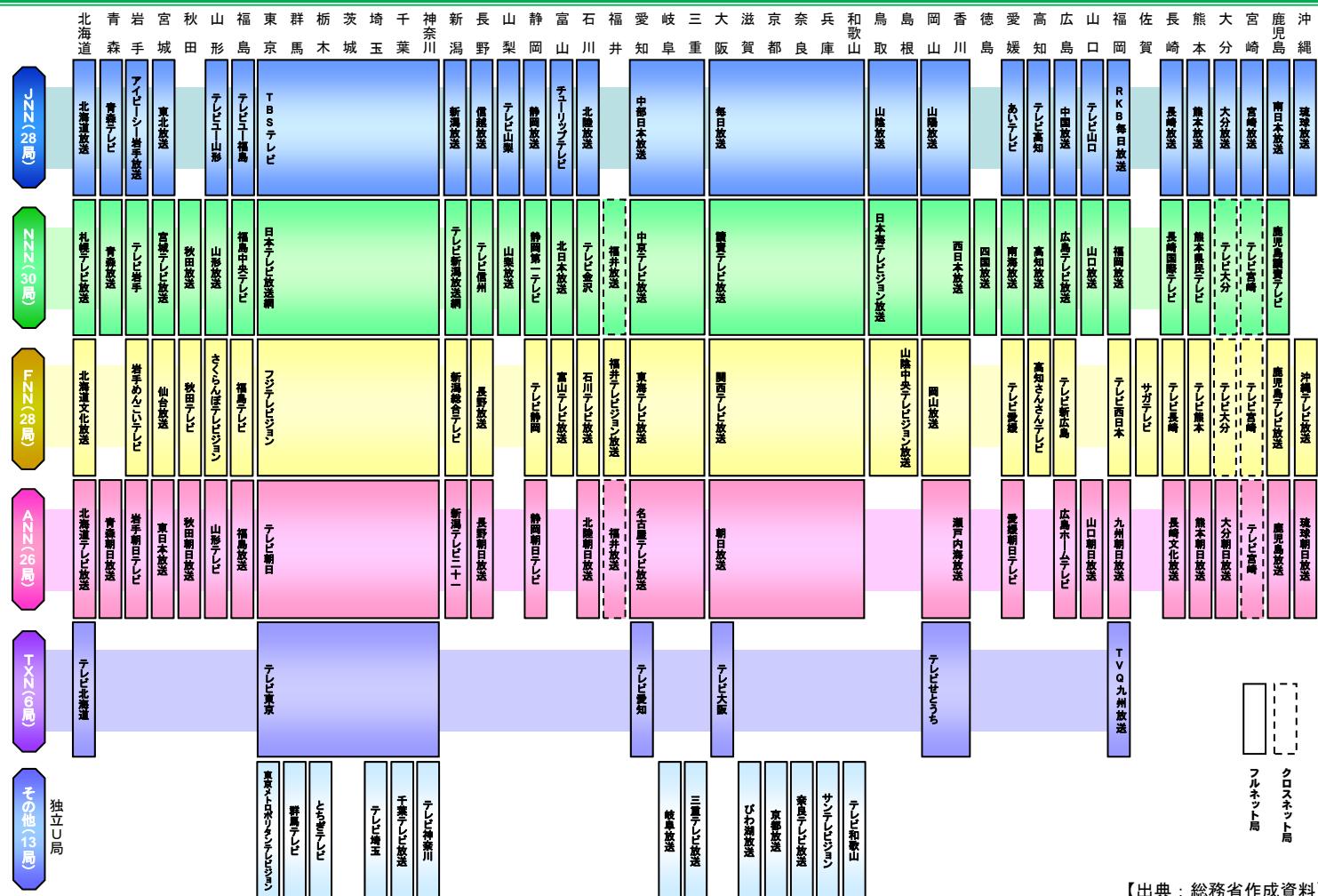
近畿広域圏：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の各区域を併せた区域

中京広域圏：岐阜県、愛知県及び三重県の各区域を併せた区域

岡山県及び香川県の各区域を併せた区域

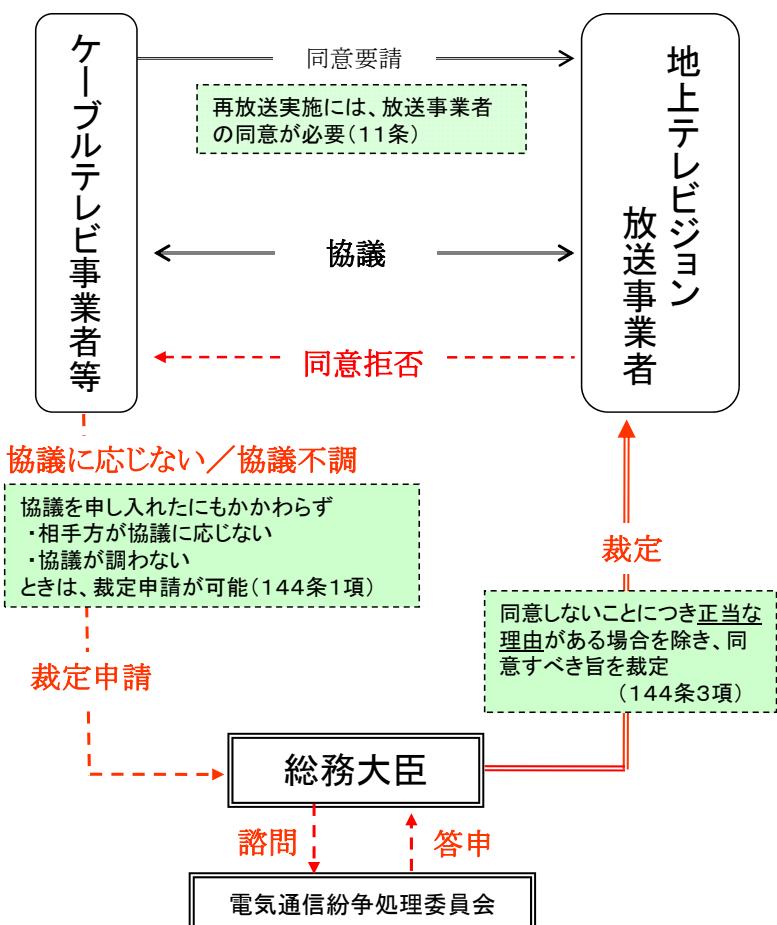
鳥取県及び島根県の各区域を併せた区域

2-10 民間地上テレビジョン放送事業者の番組系列(テレビジョン放送・127社)



【出典：総務省作成資料】

2-11 再放送同意と大臣裁定



再放送ガイドライン(※)による「正当な理由」の解釈

1 放送番組の同一性やチャンネルイメージの確保に関する次の場合

- ① 意に反して、放送番組が一部カットして有線放送される場合
- ② 意に反して、異時再放送される場合
- ③ 当該チャンネルで別の番組の有線放送を行い、基幹放送事業者の放送番組か他の番組か混亂が生じる場合
- ④ 有線テレビジョン放送事業者としての適格性に問題がある場合
- ⑤ 良質な再放送が期待できない場合

2 放送対象地域以外の地域での再放送である場合には、基幹放送事業者の「番組編集上の意図」である「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が「受信者の利益」の程度との比較衡量において許容範囲内(受忍限度内)にあるとは言えない場合

- 「地域間の関連性」については、通勤等の人の移動状況等地域間における交流状況等に基づき個別判断。
- 少なくとも、放送対象地域の隣接市町村での再放送は、再放送の同意をしない「正当な理由」には該当しないこと等を例示。

(その他)

- 地元放送事業者の経営に与える影響等は、地元同意の有無を含め、「正当な理由」の判断に関して考慮されないこと。

※ 括弧内は放送法(昭和25年法律第132号)の関連条項

【出典：電気通信紛争処理委員会事務局作成資料】

	放送法に基づく大臣裁定	委員会によるあっせん	委員会による仲裁
紛争処理を行なう主体	<ul style="list-style-type: none"> 総務大臣 (電気通信紛争処理委員会に諮問) 	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信紛争処理委員会 (指名された1名以上のあっせん委員) 	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信紛争処理委員会 (指名された3名の仲裁委員)
申請の手続／要件	<ul style="list-style-type: none"> ケーブルテレビ事業者等が申請できる。 放送法に規定される協議手続等の申請要件を満たすかどうか判断。 	<ul style="list-style-type: none"> 紛争の当事者(ケーブルテレビ事業者等と地上テレビジョン放送事業者)の一方からでも申請できる。 申請について委員会から通知し、相手方当事者が拒否しなければ手続きを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 紛争の当事者の双方が申請する必要がある。 (双方が同時に申請する必要はなく、一方の申請の後、通知を受けて相手方当事者が申請することでも可)
判断基準	<ul style="list-style-type: none"> 同意をしない「正当な理由」がある場合を除き同意裁定。 「正当な理由」の解釈は、「再放送ガイドライン」による。 	<ul style="list-style-type: none"> 特になし (強行法規・公序良俗に反しない範囲で当事者の合意形成を促す) 	<ul style="list-style-type: none"> 判断基準や準拠法令を何にするか、は当事者の合意による。 (※)
手続終了・判断の効力	<ul style="list-style-type: none"> 裁定等により終了。 電波監理審議会への不服申立てが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 両当事者による協議での合意、あっせん案の受諾、打ち切り等により終了。 	<ul style="list-style-type: none"> 仲裁判断、和解成立による申請取下げ等により終了。 仲裁判断は確定判決と同じ効力。

※ 準拠法令をはじめ、仲裁の手続等については仲裁法を準用する。

【出典：電気通信紛争処理委員会事務局作成資料】

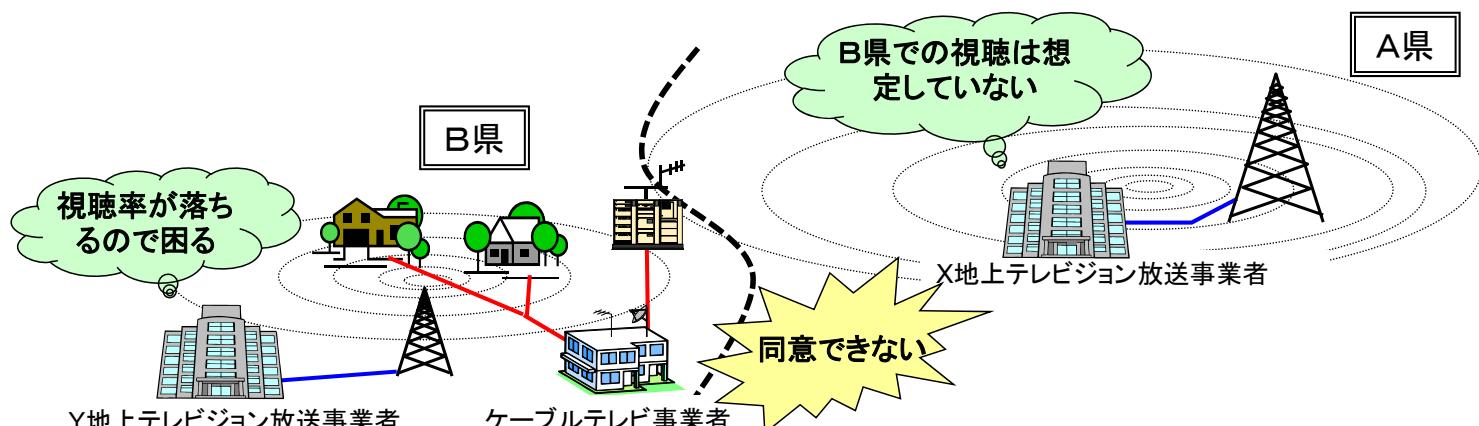
2-13 区域外再放送の問題

「区域外再放送」とは、A県を放送対象地域とする地上テレビジョン放送事業者の放送を、ケーブルテレビ事業者が受信して、放送対象地域が異なるB県内の世帯に再放送すること。

(地上テレビジョン放送事業者の問題意識)

- B県において視聴できるチャンネル数が増加するため、B県の既存地上テレビジョン放送事業者(Y)の視聴率を低下させるおそれがある。
- A県の地上テレビジョン放送事業者(X)はB県での再放送を念頭に置いていないため、番組編集上の配慮ができない。

→ A県の地上テレビジョン放送事業者が区域外再放送に否定的で紛争に発展することがある



【出典：電気通信紛争処理委員会事務局作成資料】

電気通信紛争処理委員会

電話 : 03-5253-5686

ファクシミリ : 03-5253-5197

e-mail : hunso-shori@m1.soumu.go.jp

URL : http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/